

目 次

第 1 号 3月9日(木曜日)

令和5年第1回下郷町議会定例会会議録(第1号)	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長の施政方針及び提案理由の説明	4
請願・陳情	1 4
議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議	1 4
日程の追加	1 5
予算特別委員会委員の選任について	1 5
発言の訂正について	1 6
議案第23号 令和5年度下郷町一般会計予算	1 6
議案第24号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計予算	1 6
議案第25号 令和5年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算	1 6
議案第26号 令和5年度下郷町介護保険特別会計予算	1 6
議案第27号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計予算	1 6
議案第28号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算	1 6
休会の件	1 7
散会	1 7

第 2 号 3月14日(火曜日)

令和5年第1回下郷町議会定例会会議録(第2号)	1 9
議事日程第2号	2 0
開議	2 1
一般質問	2 1
星 輝夫君	2 1
湯田健二君	2 8
星 和志君	3 5
発言の訂正について	4 3
玉川邦夫君	4 4
山名田久美子君	5 3
日程の追加	5 9
請願・陳情	6 0
休会の件	6 1
散会	6 1

第 3 号 3月20日（月曜日）

令和5年第1回下郷町議会定例会会議録（第3号）	63
議事日程第3号	64
開議	67
議案第 1号 専決処分につき承認を求めることについて （専決第1号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第6号））	67
議案第 2号 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の設定について	68
議案第 3号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について	69
議案第 4号 下郷町子宝祝金支給に関する条例の設定について	71
議案第 5号 下郷町個人情報保護法施行条例の設定について	77
議案第 6号 下郷町特別導入事業基金条例を廃止する条例の設定について	79
議案第 7号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	80
議案第 8号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について	80
議案第 9号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定について	82
議案第10号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び下郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について	87
議案第11号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について	90
議案第12号 職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について	96
議案第13号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について	97
議案第14号 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について	99
議案第15号 下郷町土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の設定について	100
議案第16号 町道の路線認定について	102
議案第17号 町道の路線変更について	102
議案第18号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約について	109
動議について	112
日程の追加	119
「議案第18号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約について」の撤回	119
議案第19号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第7号）	120
議案第20号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	120
議案第21号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	120

議案第 2 2 号	令和 4 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	1 2 0
議案第 2 3 号	令和 5 年度下郷町一般会計予算	1 3 1
議案第 2 4 号	令和 5 年度下郷町国民健康保険特別会計予算	1 3 1
議案第 2 5 号	令和 5 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算	1 3 1
議案第 2 6 号	令和 5 年度下郷町介護保険特別会計予算	1 3 1
議案第 2 7 号	令和 5 年度下郷町簡易水道事業特別会計予算	1 3 1
議案第 2 8 号	令和 5 年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算	1 3 1
議員提出議案第 2 号	下郷町議会会議規則の一部を改正する規則の設定について	1 3 2
議員提出議案第 3 号	下郷町議会の個人情報の保護に関する条例の設定について	1 3 3
議員提出議案第 4 号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	1 3 4
議員派遣の件		1 3 4
閉会中の継続審査申出について		1 3 5
日程の追加		1 3 5
町長提案理由の説明		1 3 6
議案第 2 9 号	橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約について（追認）	1 3 6
閉会		1 4 0

令和5年第1回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	令和5年3月9日			
本会議の会期	令和5年3月9日から3月20日までの12日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和5年3月9日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和5年3月9日	午前11時23分	議長 小玉智和
応招議員	1番	星 和志	2番	小 椋 淑 孝
	3番	佐 藤 勤	4番	山名田 久美子
	5番	星 昌彦	6番	玉 川 邦 夫
	7番	佐 藤 盛 雄	8番	湯 田 純 朗
	9番	湯 田 健 二	10番	星 能 哲
	11番	星 輝 夫	12番	小 玉 智 和
不応招議員	なし			
出席議員	1番	星 和志	2番	小 椋 淑 孝
	4番	山名田 久美子	5番	星 昌彦
	6番	玉 川 邦 夫	7番	佐 藤 盛 雄
	9番	湯 田 健 二	10番	星 能 哲
	11番	星 輝 夫	12番	小 玉 智 和
欠席議員	3番	佐 藤 勤	8番	湯 田 純 朗
会議録署名議員	7番	佐 藤 盛 雄	9番	湯 田 健 二
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	室 井 哲
	参事兼総務課長	湯 田 英 幸	総合政策課長	玉 川 武 之
	税務課長兼会計管理者	佐 藤 貴 博	町 民 課 長	室 井 節 夫
	健康福祉課長	佐 藤 英 勝	農 林 課 長	只 浦 孝 行
	建 設 課 長	猪 股 朋 弘	教育委員会教育長	湯 田 嘉 朗
	教 育 次 長	湯 田 浩 光	代表監査委員	渡 部 正 晴
	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	荒 井 康 貴	書 記	室 井 徳 人
	書 記	芳 賀 沼 崇 正		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和5年第1回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：令和5年3月9日（木）午前10時開会

開 会
開 議
諸般の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
7番 佐藤盛雄
9番 湯田健二
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針及び提案理由の説明
- 日程第 4 請願・陳情
委員会付託
(総務文教常任委員会)
請願第1号 子どものマスク着用有無による偏見差別いじめの未然防止対策、環境づくりを求める請願
陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情
- 日程第 5 議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議
- 追加日程第 1 予算特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 2 議案第23号 令和5年度下郷町一般会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第 3 議案第24号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第 4 議案第25号 令和5年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第 5 議案第26号 令和5年度下郷町介護保険特別会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第 6 議案第27号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第 7 議案第28号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第 8 休会の件
- 散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。令和5年第1回定例会は、本日より20日までの12日間の予定でございます。慎重なる審議、よろしくお願い申し上げます。

また、会議中の質疑応答等の際はマスクを外してくださって結構でございますので、よろしくお願いいたします。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配りましたとおりでございます。よろしくご協力お願い申し上げます。

ただいまの出席議員は10名でございます。3番、佐藤勤君、8番、湯田純朗君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回下郷町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に昨年12月定例会から今定例会までの間の議員の皆様の活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（小玉智和君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において7番、佐藤盛雄君、9番、湯田健二君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小玉智和君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの12日間としたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月20日までの12日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長の施政方針及び提案理由の説明を行います。

町長から施政方針及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に関わる議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和5年第1回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、議案28件をご提案いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、去る2月6日に発生しましたトルコ、シリア大地震におきましては、甚大な被害が発生し、一月を過ぎた3月6日現在、死者が5万1,000人を超え、避難者に至っては200万人を超えているとされ、いまだに余震が続いております。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の皆様ができるだけ早く平穏な生活に戻られますよう心からお祈りを申し上げます。

さて、提案理由の説明に先立ちまして、社会情勢等動向及び新年度に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。まず、県内における新型コロナウイルス感染者は、3月に入り、1日当たり300人前後を推移し、減少傾向にあります。感染の再拡大に備え、国の動向を注視していきたいと思っております。このような中、政府はマスクの着用について13日から屋内外を問わず、個人の判断に委ねる方針を決定しました。マスク着用の義務化がなくなる中で、マスク以外の予防対策が重要になると思われ、町としても感染予防の啓発に努めるとともに、ワクチンの追加接種など、引き続き地域医療機関と連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

次に、内閣府が2月21日に公表した2月の月例経済報告によりますと、景気は一部に弱さが見られるものの、穏やかに持ち直していると。先行きについては、ウィズコロナの下で各種政策の効果もあり、景気が持ち直していくことと期待される。ただし、世界的な金融引き締めなどが続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要があると分析しております。

さらに、日本銀行福島支店が2月10日に公表した1月の福島県金融経済状況概況によりますと、県内景気は新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐ中、半導体不足の影響も和らいでおり、穏やかに持ち直していると。個人消費も新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐ中、持ち直しているが、先行きについては新型コロナウイルス感染症や物価上昇による個人消費の影響、海外経済の動向が生産面に与える影響、また雇用、所得の動向に注意していく必要があると分析しております。いずれも穏やかな上昇機運が見られるものの、慎重な対応が必要であることとしております。

さらに、昨年12月23日に閣議決定された国の令和5年度予算案は、一般会計の総額が

前年度比6.3%の増、114兆3,812億円と11年連続で過去最大を更新したものとなっております。歳入では、税収は前年度比6.4%の増、69兆4,400億円、そのほかの収入は前年度比71.4%の増、9兆3,182億円を見込み、公債費は前年度比3.5%の減、35兆6,230億円となっております。

歳出では、政策的経費である一般歳出は、前年度比8.0%の増、72兆7,317億円、国債の償還等に充てる国債費は前年度比3.7%の増、25兆2,503億円、地方税交付金等は前年度比3.3%の増、16兆3,992億円を計上したのとなっております。令和5年度予算案は、歴史の転換期を前に、我が国が直面する内外の重要課題に対して、道筋をつけ、未来を切り開くための予算としております。

また、福島県の令和5年度当初予算案でございますが、一般会計の予算規模は1兆3,382億4,900万円で、前年度と比較して706億円、5.6%増加したのとなっております。喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症や原油価格、物価高騰の対策はもとより、震災、原子力災害からの復興と福島ならではの地方創生を加速させ、防災力の強化や地球温暖化対策、デジタル変革の推進など、一つ一つの取組をさらに進化させていくための予算として編成しております。今後とも皆様方のご理解、ご協力をいただきながら、これから国、県等の動向を十分注視し、行財政の運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、町の関連の動向でございますが、12月13日、町役場において町交通事故死者ゼロ1000日表彰伝達式が執り行われました。町では、令和2年3月15日から交通事故での死者が出ておらず、令和4年12月10日で死者ゼロ1,000日を達成しました。これもひとえに町民の皆様のご協力と成果であり、ルールへの遵守、マナーの徹底を継続し、交通事故死者ゼロの日数が一日でも長く更新されるよう、今後も努力してまいりたいと思っております。

年が明け1月8日には、下郷町成人のつどいが下郷ふれあいセンターにおいて開催されました。令和2年度に二十歳を迎えた44名が対象で、18名の参加で執り行われました。令和2年度には、新型コロナウイルスの影響もあり、延期を経て中止となっていました。今回は3年越しの開催となりましたが、諦めず開催までこぎ着けた実行委員の皆様にご意を表するとともに、これからの人生が幸多きことを願っています。

2月に入りますと、家庭教育支援事業において、増田明美氏の講演会が執り行われました。「自分という人生の長距離ランナー」というテーマで体験談を基に講演いただきました。終了後は、町民の方々と記念撮影にも応じるなど、ご多忙の中、親睦を図っていただきました。

3月4日、下郷町役場において令和4年度下郷町文化スポーツ振興表彰式が開催されました。町教育委員会の主催で行われ、今年度は文化部門で2名、スポーツ部門で22名が表彰されました。表彰された方々の功績に敬意を表し、今後ますますのご活躍を祈念いたします。

さて、本町財政を取り巻く環境と今後の見通しではありますが、令和4年度におきましては、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策経費として、地方創生臨時交

付金事業やワクチン接種事業などにより対策等を実施しておりましたが、令和5年度は国が新型コロナウイルス感染症及び原油価格、物価高騰対策について予備費として計上しているため、新型コロナ経済対策及び物価高騰対策関連の予算の計上は見合わせているところでございます。

その一方で、一部事務組合の設置、建て替えや改修に係る負担金の増大による昨年比3.4%増の47億5,600万円での予算編成となっております。総体的な地方税の減収が見込まれる中、予算策定におきましては、財源確保を念頭に編成する必要がございます。令和5年度の予算編成に当たっては、これらを踏まえ、持続可能な財政基盤を念頭に第6次下郷町総合計画に基づき、取り組んできたところであります。

それでは、総合計画の基本目標に沿って重点事業をご説明を申し上げます。1つ目の豊かな心を育む（教育文化）でございますが、全体では1億8,120万6,000円を計上しております。その内訳につきましては、地域子育て支援センター事業、子宝祝金など、子ども・子育て支援対策の充実関係予算に8,779万3,000円を、基礎学力向上事業、ICT活用による学習環境整備事業など、学力向上の推進関係予算に6,313万6,000円を、生涯学習推進事業、学校司書配置事業など、生涯学習・芸術文化の推進関係事業に1,601万7,000円を、市町村対抗駅伝出場助成金など、スポーツの推進関係事業に258万9,000円を、大内宿保存整備事業の文化財の保存と活用事業関係事業に1,167万1,000円をそれぞれ配分したものであります。

2つ目の賑わいと産業の創出（活力創造）であります。全体では4億2,222万1,000円を計上しております。その内訳についてでございますが、湯野上温泉駅前環境整備事業、新たな観光資源発掘強化事業など、満足度の高い魅力ある観光地づくり関係予算に1億678万円を、農林業機会等購入貸付育成制度、農村集落基盤再編・整備事業など、農林業の振興関係予算に2億8,636万3,000円を、ポイントカード事業、企業支援事業など、商工業の活性化関連予算に1,087万円を、結婚祝金事業、住宅取得支援事業など、移住・定住・二地域居住の推進関係予算に1,820万8,000円をそれぞれ配分したものであります。

3つ目の健やかな暮らし（健康福祉）でございますが、全体では2億5,299万9,000円を計上しております。その内訳でございますが、各種検診の負担軽減事業、各種予防接種の負担軽減事業など、健康の保持増進関係予算に5,422万7,000円を、敬老祝金支給事業、高齢者タクシー助成事業など、高齢者福祉の充実関係予算に2,121万6,000円を、地域生活支援事業、障害者自立支援給付費など、障がい者福祉の充実と地域福祉の増進関係予算に1億7,755万6,000円をそれぞれ配分したものであります。

4つ目の住みよいまち（生活環境）でございますが、全体では5億8,027万7,000円を計上しております。その内訳でございますが、社会資本整備総合交付金事業、道路メンテナンス事業など、交通体系整備関係予算に3億5,432万6,000円を、庁舎内無線LAN環境整備事業の情報通信技術を活かした交流の推進関係事業に638万9,000円を、小型動力ポンプ軽積載車、小型動力ポンプ更新事業、消防出張所・分遣所庁舎整備事業広域負担金分など、安全・安心な地域づくりの推進関係予算に1億1,683万5,000円を、空き家など除去支援事業補助金、大川ふるさと公園整備事業など、住みよい生活環境づくりの

推進関係予算に9,451万3,000円を、水環境整備の推進関係予算として、合併処理浄化槽設置整備事業に821万4,000円をそれぞれ配分したものであります。

5つ目のまちづくり人づくり（協働推進）でございますが、全体では2,002万8,000円を計上しております。その内訳でございますが、地域おこし協力隊事業、未来創生ふるさとまちづくり支援事業など、新しいまちづくり関係予算にそれぞれ配分したものであります。

以上、ご説明申し上げました各事業を令和5年度の重点事業として予算の編成をさせていただいたところであります。今後とも認め合い、支え合う、つながり、創造する未来への責任を持つことを基本に、未来創生交流のまち下郷を目指してまいり所存でありますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げます議案28件についてご説明を申し上げます。議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第6号））でございますが、本補正につきましては12月から1月にかけての集中的な降雪に伴う除雪費の対応と今後の降雪に備えるための歳出予算の組替えを行い、除雪費を増額したもので、予算の総額に変更はございません。土木費、道路維持費において、その所要額3,523万円を増額し、予備費により財源を調整したものであります。本補正につきましては、早急に予算措置を講ずる必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項の本文の規定により、令和5年2月10日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第2号 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、国会議員の選挙など、執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等作成の公費負担限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、消防団員の減少や災害が多発化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、国の消防団員の報酬等の基準の策定等により、消防団の処遇改善に向けて報酬額を引き上げるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第4号 下郷町子宝祝金支給に関する条例の設定についてでございますが、子ども・子育て支援策の充実、強化に向け、既存の子宝祝金の支給要件を緩和し、第1子から支給することとともに、単価の引上げを行うものであります。

議案第5号 下郷町個人情報保護法施行条例の設定についてでございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、この規定により、個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことにより、個人情報の保護に関する記述が同法に一元化されることに伴い、同法の施行に関し、必要な事項を定める必要があるため、ご提案を申し上げます。

議案第6号 下郷町特別導入事業基金条例を廃止する条例の設定についてでございますが、この条例は昭和54年に制定され、肉用牛の飼育の促進を目的とした畜産振興事業を行っておりましたが、平成21年度以降、利用実績がないことや当初の目的が達成されたことなどから同条の廃止をするため、ご提案するものであります。

議案第7号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産に係る経費、経済的負担を軽減するため、令和5年4月から出産費用の平均額推計等を勘案し、出産育児一時金の支給額を50万円に引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、後期高齢者支援金の賦課限度額を20万円から22万円に引き上げるとともに、経済動向等を踏まえた保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準の見直しなどを行うため、所要の改正を行うものでございます。

議案第9号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、大川ふるさと公園キャンプ場使用料について、今後町外の利用者の増加が見込まれる中、細分化された料金体系を分かりやすいものにするため、見直しを図り、サービスの向上につなげるものでございます。

議案第10号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び下郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び下郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例にバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第11号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてでございますが、地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、年齢60を超える職員に係る給与の特例降任等に関する必要な事項を定める必要があることから、下郷町職員の定年等に関する条例等を関係条例の整理を行うため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第12号 職員の高齢者部分休業に関する条例の設定についてでございますが、地方公務員法の一部改正により、定年年齢が引き上げられることに伴い、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるため、定年退職前に先行的に休業を取得できる制度を導入するため、ご提案を申し上げるものでございます。

議案第13号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてでございますが、こども家庭庁設置法の施行により、児童福祉法、そのほかの関係法律について所要の規定の整備が行われた

ことに伴い、下郷町公立保育所条例等関係条例の整理を行うため、ご提案を申し上げるものでございます。

議案第14号 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてでございますが、民法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、下郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例から懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除する整理等を行うため、ご提案を申し上げるものでございます。

議案第15号 下郷町土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、近年農業従事者の高齢化や就業者の減少が続いており、さらには町内全域の農業用施設が老朽化しており、その改修費用が高額になってきていることを踏まえ、受益者負担の軽減を図り、農業生産基盤を維持するため、改正を行うものであります。

議案第16号 町道の路線認定について及び議案第17号 町道の路線変更についてでございますが、道路改良事業の完了や倉楡地区の経営体育成基盤整備事業完了による変更などであります。

議案第18号 橋梁補修工事（湯野上橋）の請負変更契約についてでございますが、産廃処分業者の変更に係る請負金額の変更であります。

議案第19号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第7号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ3億4,359万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億9,315万5,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、主要事業2つ、子育て世帯臨時給付金事業と新型コロナウイルス感染症対策地域振興プレミアム商品券発行事業、その他事業の完了や額の確定等に伴い、今後の執行見込みに合わせて、予算の整理を行うものであります。

それでは、歳入の主な補正についてご説明を申し上げます。町税につきましては、収入見込額を精査し、予算の整理を行い、地方特例交付金につきましては収入見込額の精査に伴い、136万8,000円を減額するものであります。

国庫支出金でございますが、国庫補助金につきましては総額で5,987万8,000円を減額するもので、額の確定等により新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金など予算の整理を行い、土木費国庫補助金では社会資本整備総合交付金事業国庫補助金であります。3,479万6,000円を減額しております。

また、総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金236万1,000円を減額しております。

県支出金でございますが、県補助金につきましては、総額で5,169万4,000円を減額するもので、額の確定などによりふくしま移住支援金給付事業補助金など予算の整理を行っております。

農業費補助金では、株式会社南会津高原ファームが補助金申請辞退により、4,665万円を減額しております。

住宅費県補助金につきましては、額の確定により予算を整理するものであります。

繰入金につきましては、総額で2億2,731万2,000円を減額するもので、事業費の精査等により財政調整基金など基金繰入金の整理を行っております。

下郷町特別導入事業基金繰入金につきましては、基金廃止による繰入金でございます。

町債につきましては、総額270万円を減額するもので、それぞれ事業費の減額に伴うものでございます。

次に、歳出の主な補正についてご説明を申し上げます。総務費でございますが、総額で2,161万1,000円を増額するものであります。一般管理費では、一般職退職手当組合負担金でございますが、負担金の額の確定により1,000万円減額するものでございます。

企画費につきましては、企業支援事業補助金、住宅取得支援事業補助金及び未来創生ふるさとまちづくり支援事業補助金など予算の整理を行い、交通対策費につきましては計画変更により会津・野岩鉄道施設整備事業における補助金の減額を行っております。

教育施設整備基金積立金及びふるさと創生基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の事業に備えるため、積立金をそれぞれ増額するものであります。徴税費でございますが、額の確定により総額142万2,000円を減額するものでございます。

選挙費につきましては、参議院議員通常選挙の執行額確定に伴う減額であります。

民生費でございますが、総額で1,282万円を増額するものであります。社会福祉総務費、老人福祉費では、額の確定等により国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金の整理をそれぞれ行い、児童福祉総務費では臨時的な措置として、原油価格や物価高騰による影響を緩和する目的で、満18歳未満の子供を養育する世帯に子供1人当たり2万円を給付する子育て世帯臨時給付金事業1,175万8,000円を計上するものであります。

衛生費でございますが、総額で924万4,000円を減額するものであります。予防費、保健事業費では、今後の見込額を精査し、各種委託料の整理を行っております。

清掃総務費では、同じく今後の見込額を精査し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を減額するもので、これに伴い、歳入では合併処理浄化槽設置整備事業県補助金及び生活環境設備基金繰入金の整理を行っております。

農林水産業費でございますが、総額で5,877万3,000円を減額するものであります。農業振興費では、歳入でご説明いたしました産地生産基盤パワーアップ事業補助金4,665万円を減額するもので、畜産振興費につきましては事業費の確定により、肥料高騰緊急対策事業補助金を減額するものでございます。

農地費につきましては、各種委託料、重機等借上料の整理を行っております。

林業振興費では、同じく事業費の確定により、カシノナガキクイムシ駆除委託料を減額し、治山林道費につきましても施設修繕料の整理を行うものです。

商工費につきましては、総額で1,059万8,000円を増額するもので、原油価格や物価高騰による景気低迷を防ぎ、町内における消費活動を活性化させるために新型コロナウイルス感染症対策地域振興プレミアム商品券発行補助金1,200万円を計上し、観光費ではコロナ感染

拡大防止のため、イベント中止により負担金の減額を行っております。

土木費でございますが、総額で7,933万7,000円を減額するものであります。土木総務費では、事業規模の縮小により下郷町会津縦貫南道路対策協議会補助金など予算の整理を行い、道路新設改良費では事業費の確定等により、委託料、工事請負費を減額するものであります。

橋梁維持費については、事業費の確定等により、橋梁点検業務委託料及び湯野上橋橋梁補修工事に係る工事請負費を減額するもので、これに伴い、歳入では国庫補助金及び橋梁整備基金繰入金の整理を行っております。

また、河川維持費につきましては、事業費の確定等により減額するものであります。

住宅管理費では、事業費の確定等により、木造住宅耐震診断者派遣事業業務委託料及び下中平団地改修工事に係る工事請負費を減額するもので、これらに伴い、歳入では国庫補助金、県補助金及び諸収入の整理を行っております。

定住促進住宅建設費につきましては、事業の確定により減額するものです。

教育費でございますが、総額で1,474万6,000円を減額するものであります。小学校費の学校管理費では、檜原小学校のプール配管漏水改修工事の内容変更により、1,103万8,000円の減額を行っております。

文化財保護費及び文化財整備費では、事業の完了等により、大内宿保存整備事業補助金などそれぞれの予算の整理を行っております。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を減額し、整理を行っております。

次に、繰越明許費でございますが、子育て世帯臨時給付金事業、水利施設等保全高度化事業（空沢堰）、林道改良事業（林道大峠線）、新型コロナウイルス感染症対策地域振興プレミアム商品券事業、道路改良事業（町道落合左走線）の5つの事業につきましては、事業の進捗状況等により、その完了が翌年度にわたる見込みとなるため、繰越明許費を設定し、令和5年度に繰り越すものであります。

議案第20号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ280万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,972万6,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳入につきましては主に繰入金による保険基盤安定負担金の額の確定、出産育児一時金及び子ども医療費の額の精査により増額するものです。歳出につきましては、歳入での増額分を予備費で調整するものでございます。

議案第21号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ36万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億48万7,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳出につきましては保険基盤安定負担金の確定により、歳入での一般会計からの繰入金により調整を行うものであります。

議案第22号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ288万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,951万4,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳出に

つきましては事業費の確定等により予算の整理を行うもので、歳入につきましては国庫補助金、一般会計からの繰入金等により調整を行うものであります。

議案第23号から議案第28号までの6件につきましては、令和5年度の当初予算のご提案を申し上げるものでございます。議案第23号 令和5年度下郷町一般会計予算でございますが、先ほどご説明を申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億5,600万円とするもので、前年度当初予算と比較し1億5,600万円、3.4%増加したものとなっております。その概要を前年度当初予算と比較し、ご説明を申し上げますと、初めに歳入でございますが、町税につきましては9億6,602万3,000円を計上し、固定資産税の減などにより前年度と比較しますと398万9,000円、0.4%減少したものとなっております。

地方交付税につきましては普通交付税、特別交付税と合わせて19億5,000万円を見込み、前年度と比較しますと1億3,000万円、7.1%増加したものとなっております。

分担金及び負担金につきましては1,223万3,000円を計上し、保育所広域入所受託金では302万4,000円の増を見込んでおり、全体で32.8%増加したものとなっております。

国庫支出金につきましては3億6,949万2,000円を計上し、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金や大川ふるさと公園整備事業国庫補助金など増加の要因はあるものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や伝統的建造物群大内宿保存整備事業国庫補助金などの減により、前年度と比較しますと4,183万7,000円、10.2%減少したものとなっております。

県支出金につきましては2億6,924万円を計上し、ICT推進市町村支援事業補助金や福島県議会議員一般選挙委託金などの増加の要因があるものの、参議院議員通常選挙委託金や福島県知事選挙委託金などの減により、前年度と比較しますと584万3,000円、2.1%減少したものとなっております。

繰入金につきましては、全体で3億6,886万6,000円を計上し、前年度と比較しますと942万4,000円、2.5%減少したものとなっております。このうち基金繰入金については3億6,646万4,000円を計上し、財政調整基金繰入金や教育施設整備基金繰入金の減などにより、前年度と比較しましても942万4,000円、2.5%減少したものとなっております。

町債につきましては3億8,900万円を計上し、公営住宅建設事業債や緊急防災・減災事業債の増などにより、前年度と比較しますと5,830万円、17.6%増加したものとなっております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては7億5,021万1,000円を計上し、会津総合開発協議会特別負担金や会津・野岩鉄道施設整備事業補助金の減などにより、前年度と比較しますと1,866万5,000円、2.4%減少したものとなっております。

民生費につきましては9億3,733万円を計上し、児童手当の減など減少の要因があるものの、湯野上保育所屋根葺替工事や子宝祝金の増などにより、前年度と比較しますと4,545万4,000円、5.1%増加したものとなっております。

衛生費につきましては4億7,420万8,000円を計上し、南会津地方環境衛生組合負担金の増などにより、前年度と比較しますと5,187万4,000円、12.3%増加したものとなっております。

おります。

農林水産業費につきましては4億6,296万5,000円を計上し、ライフル・スラッグ弾射撃場整備負担金の減など減少の要因があるものの、農村集落基盤再編・整備事業負担金や機能保全計画業務委託事業、緊急自然災害防止対策事業債を活用した農業水利防災事業に係る事業費の増などにより、前年度と比較しますと5,059万5,000円、12.3%増加したのとなっております。

商工費につきましては1億6,269万6,000円を計上し、下郷町商工会館改修事業補助金や観光費の工事請負費など増加の要因があるものの、町内循環型経済対策支援事業や地域振興プレミアム商品券発行補助金事業の減などにより、前年度と比較しますと6,423万円、28.3%減少したのとなっております。なお、地域振興プレミアム商品券発行の補助金事業に係る事業につきましては、令和4年度3月補正予算に計上し、繰越事業として実施する予定でありますので、よろしく願いをいたします。

土木費につきましては5億7,917万9,000円を計上し、町道舗装工事や下中平団地改修工事に係る事業費の増など増加の要因があるものの、除雪機械購入事業費等に係る事業費の減などにより、前年度と比較しますと862万6,000円、1.5%減少したのとなっております。

消防費につきましては3億3,610万1,000円を計上し、消防用品など減少の要因があるものの、消防団員の処遇改善に係る報酬の増や南会津地方広域市町村圏組合負担金の増などにより、前年度と比較しますと8,347万5,000円、33%増加したのとなっております。

教育費につきましては5億27万8,000円を計上し、檜原小学校プール配管漏水改修工事に係る事業費や大内宿保存整備事業補助金などの減少の要因があるものの、公民館2階通路解体工事に係る事業費や大松川地区試掘確認調査業務委託事業などの増により、前年度と比較しますと1,193万6,000円、2.4%増加したのとなっております。

公債費につきましては4億2,187万9,000円を計上し、前年度と比較しますと283万1,000円、0.6%増加したのとなっております。

議案第24号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,964万4,000円とするものであります。前年度当初予算と比較して1,466万4,000円、2.0%減少したのとなっております。

議案第25号 令和5年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,089万8,000円とするものであります。前年度当初予算と比較し115万9,000円、1.3%増加したのとなっております。

議案第26号 令和5年度介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,100万3,000円とするものであります。前年度当初予算と比較して1,635万円、1.8%減少したのとなっております。

議案第27号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億840万円とするものであります。前年度当初予算と比較し、42万3,000円、0.2%減少したのとなっております。

議案第28号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,287万円とするものであります。前年度当初予算と比較して304万4,000円、10.2%増加したものとなっております。

以上、議案28件の概要についてご説明申し上げました。慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、最後になりますが、昨日防災無線で町民の方々に通知しました公共施設の利用制限について、議会の皆様にご報告させていただきます。昨日早朝、町内公共施設に対する爆破予告のファクスが本町宛てに送付されました。これを受け、本町では南会津警察署と協議し、対応してきましてところであり、現在に至るまで事故や異常は確認されておられません。今後も危機管理意識を高め、対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

日程第4 請願・陳情

○議長（小玉智和君） 日程第4、請願・陳情の件を議題といたします。

請願第1号 子どものマスク着用有無による偏見差別いじめの未然防止対策、環境づくりを求める請願、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号及び陳情第1号を会議規則第36条の規定に基づき朗読を省略したいと思います。お手元に配付しました請願書及び陳情書の写しにてご周知願います。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号 子どものマスク着用有無による偏見差別いじめの未然防止対策、環境づくりを求める請願、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を総務文教常任委員会に会議規則第87条及び第90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

日程第5 議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議

○議長（小玉智和君） 日程第5、議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

したがって、これで討論を終わります。

これから議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長（小玉智和君） お諮りします。

ただいま予算特別委員会の設置に関する決議が可決されましたので、予算特別委員会委員の選任について、議案第23号 令和5年度下郷町一般会計予算、議案第24号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計予算、議案第25号 令和5年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 令和5年度下郷町介護保険特別会計予算、議案第27号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計予算、議案第28号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算、休会の件の8件を来る3月7日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付いたします。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 予算特別委員会委員の選任について

○議長（小玉智和君） 追加日程第1、予算特別委員会委員の選任についての件を議題とい

たします。

お諮りします。予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長を除く議員全員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く議員全員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩し、予算特別委員会の構成等を協議願いたいと存じますので、予算特別委員会の委員の方々には302会議室にご参集願います。

暫時休憩いたします。(午前11時03分)

○議長(小玉智和君) それでは、再開いたします。(午前11時18分)

発言の訂正について

○議長(小玉智和君) 町長より発言を求められておりますので、許可いたします。

町長、星學君。

○町長(星學君) 先ほど提案理由の説明の中で、議案第21号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の歳入歳出予算総額をそれぞれ「9億48万7,000円」と申しあげましたけれども、額の訂正をして、「9,048万7,000円」と訂正していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長(小玉智和君) 予算特別委員会の構成等を協議願いましたところ、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、正副委員長が互選されましたので、議会事務局長より報告をいたします。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長(荒井康貴君) それでは、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長に湯田健二君、副委員長に小椋淑孝君が選出されましたことをご報告申し上げます。

○議長(小玉智和君) 予算特別委員会の構成はさよう決定いたしました。

追加日程第2 議案第23号 令和5年度下郷町一般会計予算

追加日程第3 議案第24号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計予算

追加日程第4 議案第25号 令和5年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

追加日程第5 議案第26号 令和5年度下郷町介護保険特別会計予算

追加日程第6 議案第27号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

追加日程第7 議案第28号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

○議長(小玉智和君) この際、追加日程第2、議案第23号 令和5年度下郷町一般会計予算から、追加日程第7、議案第28号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

までの6件を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案につきましては、会期中に予算特別委員会に付託され、詳細なる説明を受ける予定でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ただいま議案説明の省略が決定され、議案の質疑についても予算特別委員会に付託の後、詳細に行いますので、これからの質疑は先ほど町長が行いました提案理由の説明の内容について行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第37条第1項の規定により、議案第23号 令和5年度下郷町一般会計予算から議案第28号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を予算特別委員会に付託し、審査願いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 令和5年度下郷町一般会計予算から議案第28号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

追加日程第8 休会の件

○議長(小玉智和君) 追加日程第8、休会の件を議題といたします。

お諮りします。3月10日及び3月13日は議案思考のため、3月11日及び18日は土曜日のため、3月12日及び19日は日曜日のため、3月16日及び17日は委員会審査のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、3月10日から3月13日、3月16日から19日まで、合わせて8日間を休会とすることに決定いたしました。再開本会議は3月14日であります。

議事日程を配付いたします。

(資料配付)

○議長(小玉智和君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 配付漏れなしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。(午前11時23分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月9日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和5年第1回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	令和5年3月9日			
本会議の会期	令和5年3月9日から3月20日までの12日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和5年3月14日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和5年3月14日	午後2時35分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	7番 佐 藤 盛雄	9番 湯 田 健二		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 室井 哲	参事兼総務課長 湯田 英幸	総合政策課長 玉川 武之
	税務課長兼会計管理者 佐藤 貴博	町民課長 室井 節夫	健康福祉課長 佐藤 英勝	農林課長 只浦 孝行
	建設課長 猪股 朋弘	教育委員会教育長 湯田 嘉朗	教育次長 湯田 浩光	農業委員会事務局長 大竹 浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 荒井 康貴	書記 室井 徳人	書記 芳賀 沼崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和5年第1回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：令和5年3月14日（火）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

（総務文教常任委員会）

請願第1号 子供のマスク着用有無による偏見差別いじめの未然防
止対策、環境づくりを求める請願

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の陳情

追加日程第 2 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

今日は、一般質問であります。質問時間は45分であります。質問者また答弁者は簡潔によりしくお願いいたします。

また、マスクは質問、答弁、全て外して許可いたしますので、よろしくをお願いいたします。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

また、今定例会の説明のため出席を求めた代表監査委員、渡部正晴君は所用のため、本日の会議を欠席いたしますので、よろしくご了承ください。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程第1 一般質問

○議長（小玉智和君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号11番の星輝夫でございます。今回も一般質問を行わせていただきます。

今回は、3点ほど質問します。1つ目に国道118号線について、2つ目に下郷町消防団について、3つ目に小学校統廃合について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくをお願いいたします。

1番目、国道118号線について。以前、私は小沼崎バイパス開通による渋滞対策について質問しました。その際、国道118号に架かる二川橋の有効幅員が狭く、大型車両同士の擦れ違いができないと質問いたしました。そこで、現国道118号の維持管理、問題点などを国や県へ要望していくと答弁いただきましたが、その後どうなったのか、要望したのかお伺いしたいと思います。

2番目、下郷町消防団について。下郷町消防団においては、災害や火災などの有事の際、町民の安心、安全確保に努めていただきまして、誠に本当にご苦労さまでございます。下郷町も過疎化の波が押し寄せてきておりまして、集落に若者が少なくなり、消防団員も高齢化、各部としての維持管理が難しくなっていると耳にいたします。昭和、平成、令和と時代の移り変わりとともに、消防団の役割や運営方法も変化していかなければならないと考えております。当局は、こういった状況をどの程度把握し、今後どのように対応していくのかをお尋ねいたします。

3番目、小学校の統廃合について。本町における令和5年2月20日時点の各小学校の児童数は何人なのかをお尋ねいたします。また、児童数の減少により、複式学級は現在何クラスあるのかを併せて教えていただきたいと思います。

出生率低下における児童減少数は、これから深刻な水準になっていくと思います。家庭、学校、地域、これらが今後の学校をどうしていくのか、小学校の統廃合など、児童にとって、よりよい学校の在り方を考えていく時期に来ているのではないのかなと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番、星輝夫議員のご質問にお答えいたします。

大きな1点目の国道118号についてでございますが、この道路は県の管理であります。会津縦貫南道路4工区、小沼崎バイパスは下郷大橋上部工が完成し、田代地区側の整備も進み、進捗率90%を超えてバイパス区間全体の形が見えてきたところでございます。今後は、橋面舗装や現道の取付け改良等について整備される予定と伺っております。

令和3年9月の定例会では、星輝夫議員のご質問に対して、渋滞の解消対策等について国や県へ要望していくとお答えしております。阿賀川に架かる二川橋は幅員が5.5メートルであり、大型車両同士の擦れ違いが困難であることは十分理解しております。このため、町と南会津建設事務所との懇談の中でも大型車の擦れ違いをはじめとした車両交通の問題について相談しております。縦貫南道路の開通後は大内宿へのアクセスのため、重要な橋であると認識しておりますので、円滑な交通確保の検討について県へお願いしております。また、会津縦貫南道路開通後も現道の国道は引き続き福島県で管理いたしますので、適切な維持管理についてもお願いしているところでございます。

要望活動につきましては、令和5年2月10日に国道118号道路改良促進期成同盟会により、天栄村とともに福島県副知事や県議会議長、副議長、さらには土木部長をはじめ、土木部幹部の皆様へ小沼崎バイパスの早期完成と既存周辺道路との円滑な交通対策について要望を行ってきたところであります。福島県及び福島県議会の皆様は要望内容について理解しており、今後の対応についても十分に検討していくと回答をいただいております。

また、昨年11月25日に町と町議会で中央要望を行いました。この中でも国道118号及び国道121号における危険箇所や渋滞に関する内容を記載し、県選出の国会議員へ要望を行ったところでございます。今後も期成同盟会や協議会等において、会津縦貫南道路と接続する国道118号を含む周辺道路の対策については、渋滞等の解消と併せて縦貫道路開通後の問題点などを整理しながら、引き続き国や県へ要望していく考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

令和5年2月10日の国道118号道路改良促進期成同盟会において、私と議長代理であります副議長と天栄村合同で福島県庁において井出副知事、渡辺議長、佐藤副議長、土木部長へ対面で要望しております。令和4年11月25日、町長と議員全員で議員会館において衆参両議員で中央要望を実施いたしました。国道118号道路改良期成促進同盟会の要望内容であります。平成29年度に着工しました念願の鳳坂トンネルが周辺施設とともに完成を迎え、令和4年11月に開通する運びとなりました。このご支援をいただいた皆様

に対して御礼を申し上げながら、さらに下郷町、湯野上、小沼崎地区においては急峻地帯におけるルートであり、狭隘で屈曲箇所も多く、雪崩や落石が発生する危険箇所が存在し、行楽シーズンへの大内宿へ向かう車両渋滞や重症患者の高度医療機関への搬送など、地域生活に密着する交通にも支障を来しており、地域の安全、安心の確保が極めて重要な課題であることから、小沼崎バイパスの早期完成とともに、供用開始後の周辺既存道路の円滑な通行が図られるように特段の配慮を改めて申し上げました。内容につきましては、小沼崎バイパスの早期完成と既存周辺道路との円滑な交通対策についてお願いをしております。

田代インターチェンジから大内宿へのアクセスについての県の対応のお考えですが、国道118号小沼崎地区の交差点における供用後の円滑な交通を確保するため、下記の対策を実施するというございですが、1つ目として二川橋が大型車の擦れ違いができないため、大型バス、町道の湯野上橋を渡り、大内宿にアクセスするため、国道118号と高岡田島線との交差点の視距改良工事を完了しております。

あわせて、2番目、大型車の誘導のためのサインを町に相談しながら計画し、当面の対応として二川橋と湯野上橋の2つのルートで適切に誘導を行うこととしております。

3つ目、国道118号の二川橋は緊急時に修繕等の措置が必要な橋梁となってはいたませんが、定期的な点検や適切な維持管理を行い、引き続き安全確保を図ることを建設事務所と確認をしております。

次に、大きな2点目の下郷町消防団についてでございますが、議員おただしのとおり、少子高齢化や地域の過疎化が深刻な問題となっている昨今、全国的に消防団員数は減少の一途をたどっており、高齢化や少子化の進展、また被用者のいわゆるサラリーマン団員の割合の増加に伴い、特に若年層の入団員の減少が進んでいることは消防団員数の減少と大きく関わっており、このような社会環境の変化に合わせて、参加しやすい消防団の運営が必要だと言われております。本町におきましても例外ではなく、社会環境の変化に伴い、消防団幹部の成り手不足や消防団員数の減少が続いており、団員の高齢化、居住地と職場が異なることや勤務中に出勤が難しいことなど、日中の消防力の確保が課題であり、退団者に見合う新入団員の確保が難しい状況となっております。町といたしましても日中の消防団員が仕事などで少なくなることから、初期消火に対処するため、平成22年4月に下郷町消防団役場班を設置しておりますが、消防組織自体の存続が危ぶまれる地区もございます。本来消防団は全ての災害活動に参加する消防団員、いわゆる基本団員で構成され、基本団員によって地域に重要な団員を確保することが望ましいと考えられますが、基本団員のみで消防団活動を維持することは大変難しい状況になってございます。

こうした状況を鑑み、消防団と協議を重ね、地域住民が参加しやすい環境を整え、日中の消防力の確保を維持しながら、各部、班に配備をしている消防ポンプ等の資機材を活用する体制づくりが必要であることから、令和2年度から基本的な消防団制度の補完的な制度として、消防団OBの方々などを対象とした機能別消防団員制を導入してございます。この機能別団員は、火災や災害時などの特定の活動及び所属する部に限り活動

する団員で、初期消火及び後方支援活動、災害防除、警戒活動など基本団員の活動を補完する役割を担っており、基本団員とは違い、訓練や礼式には参加せず、出動した際には支給となる出動手当のみが支給され、主に基本団員が少ない部、班において、現在45名の方が機能別団員として活動していただいているところでございます。

また、国総務省の消防庁では、消防団員数が減少していることや災害が多発化、激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化、複雑化しており、消防団員一人一人の役割が大きくなっている現状を鑑み、消防団員のご苦勞に報いるため、適切な処理改善の在り方や、より幅広い時代に合った団員確保策などを検討した消防団員の処遇等に関する報告書を令和3年度に取りまとめております。本消防団においても、この報告書に基づき、行事等の見直しを行い、令和4年度から春、秋に実施していた検閲式を2回から1回に見直し、消防団員の負担軽減に取り組んでおり、消防団員の処遇改善についても令和5年度から年額報酬及び出動手当などの見直しに取り組んでいるところでございます。消防団員が新たな社会環境に対応して活動するには、必要不可欠な処遇改善だと考えております。

なお、団員の処遇改善に向けた関連の条例の一部改正を上程させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今後の対応につきましては、多くの消防団員が殉職、犠牲となった東日本大震災、議員立法で制定された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律では、今後も自然災害の頻発が懸念されることを念頭に、「消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である」と明記されており、消防団は地域住民の生命、身体、財産を守るために必要不可欠な存在であります。この活動は、団員一人一人の献身的な努力によって支えられております。消防団の存在意義、団員一人一人の活躍について、社会的な理解を深めていくことが非常に重要だと思っております。また、現在活動している団員については、処遇改善と併せて地域から感謝されること、それが実感できることが家族の理解やモチベーション向上につながり、何よりも住民が消防団の役割や活動に意義を見だし、努力、参画しようと思えることがその前提となり、ひいては今後の消防団員の確保につながるものと考えているため、こうしたことを念頭に行うべき取組を検討していかなければならないと思っております。基本団員の充実、強化を図りながら、消防団OBの方々の経験豊富な知識を生かした機能別消防団員等がお互いを補い、連携しながら消防団活動の維持に対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大きな3点目の小学校の統廃合についてでございますが、初めに令和5年2月20日現在の各小学校の児童数でございますが、旭田小学校が71名、江川小学校は児童数が43名、檜原小学校が児童数が70名となっております。なお、下郷中学校の生徒数は109名となっております。特に現在の小学校4年生と5年生について、令和5年度には小学5年生と6年生になる児童ですが、3つの学校ともに少ない状況であります。このことは下郷町だけの傾向ではなく、南会津地域はもとより、県内全域に共通していることでもあります。この主な要因としましては、現在の5年生は震災が起きた年に生まれた子供た

ちであるということ、そして現在4年生は震災の次の年に生まれた子供たちであることが背景にあるように推測されます。

次に、各小学校における現在の複式学級の数についてお答えします。現在江川小学校は、複式学級が2学級ございます。2年生と3年生の複式学級が1クラス、それから4年生と5年生の複式学級が1クラスになっています。また、檜原小学校の複式学級は現在1学級で、4年生と5年生が複式学級となっております。それから、旭田小学校は現在のところ複式学級はございませんが、4年生と5年生を合わせますと17名のため、どちらかの学年の児童が1名転出してしまうと複式学級になってしまいます。その複式学級については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び県の学級編制基準に基づき編制しております。例えば小学校の場合の2つ以上の学年の児童を合わせて16名以下となる場合に複式学級となります。ただし、1年生を含む場合は8名以下の場合に複式学級になります。また、中学校の場合ですと、2つ以上の学年の生徒数が合わせて8名以下となった場合は複式学級になりますので、学級編制上、中学校では今後複式学級ができるということは考えにくいと思います。

一般的な複式学級では、2つ以上の学年の児童が1つの教室で1人の先生の授業を受けることとなりますが、一般的なケースとして、先生が1人のため、1つの学年が先生と一緒に授業している間、もう一つの学年は与えられた課題という流れの授業が進んでいます。下郷町では、その複式学級を解消するために、町の予算で江川小学校と檜原小学校に複式解消加配の先生を配置し、それぞれの学年、2人の先生が授業を行うようにしております。そのため、2つの学年が別々に学習する教科と一緒に学習する教科、活動の授業を行っています。このことは、学校の組織や教職員数によって変わりますが、基本的には学力の向上の観点から、主要教科と言われる国語、算数、理科、社会は別々で学習することが多いと伺っております。

そして、学校の統廃合など児童によって、よりよい学校の在り方を考えていく時期に来ているのではないかというご質問についてお答えします。議員がご懸念されていますように、私は常に本町の子供たち一人一人の豊かな学びを後押ししながら、これから次代を生きる力を育てていくために、学校教育はどうあるべきかと考えていかなければならないと常々考えております。小学校の時期は、人づくりの基礎を築く最も重要な6年間であり、幅広い人間関係や社会性、学びに向かう姿勢や人間性を育てていくために、ある程度の集団の中で過ごす環境が大事になることは十分認識しているところであります。しかしながら、少数人数だからこそ、その利点もございます。少人数の学級になることで、より先生方の目が行き届くことと、きめ細かな指導ができることと、個々に応じた学習指導により、一人一人の学力を着実に伸ばすことができると。さらには、子供たちの発言や発表の時間が増えることで、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を着実に育てていくことなど、多くの利点があることも認識しております。少人数の学級や複式学級になりますと、学力の低下が心配されるという声も聞かれますが、県内南会津地域の全国学力・学習状況調査やふくしま学力調査を見ましても、複式学級の子供たちの学力は、実は低くない結果となっていることも事実でございます。

さらに、付け加えますと、学校重要な役割として各学校は地域のコミュニティの拠点であります。今年度から町内の各小学校では学校運営協議会、コミュニティ・スクールを立ち上げると伺っています。学校運営協議会につきましては、昨年の議会で教育長が答弁しておりますとおりでございますが、改めて申し上げますと、これからの学校には地域に開かれた学校、さらに一步踏み出し、地域でどのようにして子供たちを育てるか、何を実現していくのか、校長が掲げる学校経営ビジョンを保護者が地域住民と共有し、学校と家庭と地域とが一体となって教育活動を進めていく、地域とともに歩く学校の理念が示されております。ただ、これからは決して新たな取組ではなく、これまで各学校が取り組んできたふるさと学習やキャリア教育、読み聞かせや登下校の見守り、地域と連携した学校行事なども全てコミュニティ・スクールの活動の一つであると理解しております。今後各学校のコミュニティ・スクールの取組が充実されていくことで、人と人との触れ合いや支え合いの精神など、心の豊かな絆が息づいている町民性などを改めて知り、ふるさと下郷の魅力を改めて知る機会になるものと考えております。

今後児童生徒数の減少に伴い、少人数の学級や複式学級が増えていくと推測されますが、10年後、20年後の本町の教育を見据えた町政及び学校教育に携わる皆様方が、それぞれの立場、それぞれの持ち場で未来を担う町の子供たちのためにできることは何かをこれからも幾度となく話し合いを進めながら、合意形成を図り、よりよい方向性を見定めていくことが大切ではないかと考えているところでございます。今後も地域と学校のつながりを深め、地域の未来や教育活動について、よりよい教育環境の在り方について検討してまいる所存でございますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、質問させていただきます。

1番目の国道118号線における質問でございますけれども、先月県のほうに要望、期成同盟会行ってきました。その中でその文章を見ました、要望書の中。そうしたら、二川橋の要望は入っておりません。そこで、やはり改良工事に向けていくに、その文章を入れるべきだと私は思いました。しかし、入っていないということで、橋の桁が重量オーバーか分かりませんが、そういった場合には今後新たな橋新設に向かって、ひとつ要望書の中に文面を入れるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。簡潔にお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番、星輝夫議員の再質問にお答えしますが、要望ですから、二川橋の改良、新たな橋の新設という要望は当然入れてもよいのではないかと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、2番目の下郷町消防団についてでございますけれども、何年か前に会議、地区、そして担当課、区長、そしてその部の担当者と協議をしました。

その中で、部の統合はなったのですけれども、部にある搭載車、軽のやつ、それを引き揚げてほしいという要望を出したのですけれども、いまだかつて要望を出していないということは何が原因で引き揚げないのかお聞かせ願いたいと思います。

そして、搭載車を設置したときには消防団員は8名いたのです。しかし、今は2人しかいない。管理に支障を来しているということを聞いておりますので、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 担当課長に説明させます。

○議長（小玉智和君） 町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） 11番、星輝夫議員の質問にお答えいたします。

なぜ積載車を引き揚げなかったということなのでございますが、消防団員8名から2名しかいないということなのですが、機能別消防団も創設したということで、その辺のことを考えながら、引揚げはまだしていない状況でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 11番、再質問ありますか。

星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、質問させていただきます。

3番目の小学校の統廃合についてでございますけれども、2年ほど前にある学校で複式学級になりました。歴代初めての複式学級です。そして、児童に聞きました、「どうですか」と。そうしたら、「気が散って勉強にならない」と言われました。町の第6次振興計画の中にありますように、学習の向上となっております。そこで、やがて未来の下郷町を背負っていく、そういった児童たちに対して、勉強できる環境をつくるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 教育の内容でございますので、教育長に答弁させます。

○議長（小玉智和君） それでは、教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまの星輝夫議員のご質問にお答えいたします。

子供さんの感想ということで、何か気が散ってしまったというようなお話ということでございますが、先ほど町長答弁にもございましたように、少人数であることが決してマイナスであるということだけではないということでございます。

ただ、複式学級の方法として、お一人の先生が2つの学年の指導をするということがありますが、今のところ町のほうとしましては、複式指導加配ということで檜原小学校、それから江川小学校のほうにお一人ずつ町雇用で配置しまして、できるだけ主要科目については単独クラスで授業ができるような体制を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） 3番目について質問させていただきます。

町長さんの政策の中で、新規の新しい学習塾を新設すると紙面で見たのですけれども、このことに対して町のPTA、保護者に対しては、どういった考えなのかということを目撃しておりますので、そこら辺の政策を教えてくださいたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 質問の内容ではないのですが、県内でも公費塾を実行している町村もございます。知るところによると、国見町とか、磐梯町とかということで聞いておりますけれども、今後あらゆる関係者というか、要するに保護者の人たちと協議の場を設けながら、昨年もやっていたけれども、どういう科目で公費学習をすれば一番いいのかというようなことも絞り込まないと、ただ単に民間で塾をやっている人に圧力を加えてやってしまうと、こうなってしまうのだということを思われては困りますので、その辺を十分に話し合いながら、やはり私が思っている子供たちが将来下郷町のために勉強して頑張ってくださいという考えから、そういうことも今あらゆるところで協議しておりますが、そのときにはぜひご協力ください。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

○11番（星輝夫君） ありません。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありますか。

○11番（星輝夫君） ありません。

○議長（小玉智和君） これで11番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 議席番号9番、湯田健二、通告書に基づきまして質問いたします。

まず、1つ目としまして、公共施設の維持管理に伴う基金の創設について。我が国では、高度成長期、バブル経済期における生活様式の多様化に伴い、様々なニーズに応じて公共施設の建設が急ピッチで進められてきた。これらの建物は30年ないし50年がたち、更新時期を迎えております。一方では、少子高齢化等に起因する財源確保の問題もあり、施設の更新費用や今後の維持管理費用が増大すると予想されます。これらの費用縮減と平準化が求められております。

本町では、公共施設やインフラ全体における整備の基本方針として、下郷町公共施設等総合管理計画を策定した。また、これらの計画を具現化するため、公共施設計画検討委員会を立ち上げ、令和3年9月には下郷町公共施設長寿命化計画が策定され、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とし、おおむね5年ごとに見直すとしております。この中で建築物系公共施設は45施設、「42」とありますが、訂正させていただきますが、「142棟」、町営住宅を除き、床面積は約1万9,500平米となっております。これらの建築物には築50年経過もある中、今後の維持管理をするには相当な費用が必要と見込まれている。本町の公共施設は町民憩いの場として、また災害から身を守る防災拠点としても重要な役割を担っております。これらの施設の維持管理には、限られた財源の中で施設を安全、安心に利用し、住民サービスの維持と向上を図るため、施設の維

持と本計画を推進するためにも基金の創設が必要と考えるが、答弁を求めます。

2つ目としまして、学校施設の老朽化に伴う統廃合について。本町では、第6次下郷町総合計画に基づき、誠意努力をしているところであります。まちづくりの基本的な考え方としまして、①、認め合い、支え合う。②、つながり、創造する。③、未来への責任を持つを基本として、11の分野にわたる状況と課題を解決するための施策を打ち出しています。本町の現況を見ると、少子化が進む中、各集落の維持管理に支障が生じるおそれがある集落が出始めております。令和5年1月4日現在の人口は5,122人、高齢化率は45.69%となり、間もなく50%、2人に1人が高齢者になる現況にある。

一方、子供の数を見ると中学生が109人、小学生が184人、合計293人になっております。小学校で見ると、江川小学校の児童数が減少し、「3年生と4年生」を訂正願いますが、「4年と5年生」は複式学級となっております。出生者はこの4年間、平均で16人となっている。また、令和5年度の児童生徒数は小学校で156人、中学校で124人と計画されています。また、保育所の入所者はしもごう保育所が63名、湯野上保育所が26名の合計89名であります。これを町全体で見ると1歳児16名、2歳児14名、3歳児17名、4歳児が18名、5歳児が24名、これらを推計すると3つの小学校が全て将来は複式学級となると予想されております。

他方、学校施設は中学校が築50年、檜原小学校が45年、旭田小学校が37年、江川小学校が30年と、いずれも耐震化され、安全性は補強済みであります。町の長寿命化計画によると、各学校の劣化状況の評価はA、B、C、Dの4段階でC、Dとなっております。特に中学校においては築50年と大規模改修が必要と思われます。これらを総合的に判断しますと、児童生徒の減少、学校施設の老朽化による維持管理費の増大、子供の学び場であり、日常生活の多くの時間を過ごす生活の場の安全、安心な施設が必要としております。小学校の統廃合もやむを得ない時期に来ていると思料されます。統廃合については、将来の町の姿を見据え、地域等の合意形成や地理的条件等を踏まえ、計画されなければならないが、併せて廃校になった旧小学校などの遊休財産は地域性を見ながら有効活用に向けた検討を行うとともに、利活用の難しい施設にあっては、取壊しを含め検討が必要である。このため、期限を定めて計画する必要があると考えるが、答弁を求めます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、湯田健二議員のご質問にお答えします。

1点目の公共施設の維持管理に伴う基金の創設でございますが、これまで町は橋梁整備基金や教育施設設備等整備基金など、既存の公共施設整備関連基金のほか、国や県からの補助金及び町債などの財源を活用し、公共施設の維持管理を進めてきたところでございます。下郷町公共施設等の総合管理計画及び下郷町公共施設長寿命化計画に示されておりますとおり、今後さらなる増大が懸念される維持管理費に対し、財源の確保が重要となってくることから、議員おただしの基金の創設、さらには既存の基金の統廃合な

ど、課題の一つとして認識しておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

また、厳しさを増す財政状況の対応としましては、本町の財政状況は生産年齢人口が今後減少することに伴う税収の減少、高齢化社会の進行に伴う扶助費の増加等により、財政状況は一層厳しくなるものと予想されます。また、建物の維持更新費用の実績が年平均で3.8億円であることに對し、今後40年間では、年平均15億円の費用が必要になることが試算されていることから、限られた財源の中で、効率的な公共施設の維持管理及び運営を行い、施設の機能維持を図っていく必要がありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、大きな2点目の学校施設の老朽化に伴う統廃合でございますが、議員おただしのとおり、児童数につきましては、平成27年に策定しました下郷町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンで示された推計値よりも実際には減少化に向け加速しているものと思われまゝ。これは、あくまでも人口ビジョンの推計値ですが、児童数で見ますと令和7年度における児童数は202名、中学校の生徒数は107名、小中学校合わせると309名となっております。

一方、これは教育委員会で推計した児童生徒数ですが、令和7年度における小学校児童数は3校合わせて155名、中学校は96名、合計251名と推計しております。令和5年度の児童数を見ますと、各小学校合わせて25名減少する見込みでございます。ただ、中学校では現在の小学生の児童数が多いこともあり、13名増加する予定です。さらに、教育委員会の試算によりますと、小学校では令和8年度を境に現在の150人台から130人台と大幅に減少する見込みとなっており、さらには中学校におきましては令和7年度を境に生徒数が100名を切るという状況を推測しております。

また、複式学級につきましてもご指摘いただいております、現在の江川小学校では2年生と3年生、それから4年生と5年生が複式学級となっております。檜原小学校につきましても4年生と5年生が複式学級となっております。旭田小学校につきましては、現在のところ複式学級ではございませんが、先ほどの質問で申し上げたとおり、4年生と5年生合わせますと17名のため、どちらかの学年の児童が1名転出することになれば、すぐに複式学級になってしまうことが懸念されます。

なお、令和5年度の小学校の複式学級の状況ですが、学年がそれぞれ1つ上がりますので、それぞれに伴い複式学級もスライドし、江川小学校では3年生と4年生、5年生と6年生の複式学級が2クラスになります。また、檜原小学校では5年生と6年生の学級が1クラス、学級数は今年度同様となる見込みであります。

続きまして、学校施設の状況でございますが、全ての小中学校において耐震工事等も完了し、校舎や体育館においては安全基準をクリアしております。しかしながら、施設の劣化状況はご指摘のとおりでございます。各学校とも経年劣化による老朽化が進んでおり、資材や人件費の高騰により、維持管理費用は増えておりますが、子供たちの安全、安心を保障する学校施設を維持するため、計画的に修繕及び設備補充と併せて、緊急性を要するものはその都度修繕を進めているところでございます。小学校の統廃合など、既にやむを得ない時期に来ているものではないかというご指摘は当然町としても重要な

課題と認識しております。繰り返しになりますが、私たちは常に本町の子供たち一人一人の豊かな学びを後押しし、これからの時代を生きる力を育むため、学校教育はどうあるべきかを考えていかなければならないと思っています。

また、小学校の時期は人づくりの基準を築く最も重要な6年間であり、幅広い人間関係や社会性、学びに向かう姿勢や人間性を育てていくためには、ある程度の集団の中で過ごす環境が大事になることは十分理解しているところであります。しかしながら、少人数だからこそ利点もございます。少人数の学級になることで、より先生方の目が届き、きめ細やかな指導ができること、個々に応じた学習指導により、一人一人の学力を着実に伸ばすことができるということ、子供たちの発言や発表の時間が増えることでコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を着実に育てていくなど、多くの利点があることも理解しております。

また、少人数の学級や複式学級になりますと、学力の低下が心配されるという、こういう声もよく聞きますが、県内及び南会津地域の全国学力・学習状況調査やふくしま学力調査を見てもみますと、複式学級の子供たちの学力については、実は低くない結果が見られるという事実もございます。今後児童数の減少に伴い、少人数の学級や複式学級が増えていくことは確実と思いますが、10年後、20年後の本町の教育を見据え、町の施策及び学校教育に携わる方々とそれぞれの立場で未来を担う子供たちのためにできることは何かを考え、よりよい方向性を見定めていくことが大切ではないかと考えているところでございます。これらからも地域と学校のつながりを進め、地域の未来や教育活動について、よりよい教育環境の在り方について検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

また、今後廃校になった場合につきましては、おただしでございますが、施設の安全性、解体工事には莫大な予算が必要であることから、施設の安全性や耐久性を担保し、校舎の利活用について、町の宝である子供たちのための声や学校の保護者、地域の皆様のご意見を頂戴しながら、様々なニーズを踏まえながら考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 答弁ありがとうございます。

まず、1番ですが、今回は長寿命化計画のいわゆる箱物について今回は申し上げます。そういう中で、これが142ということで非常に多いわけでございます。そういう中で4点ほどおっしゃられましたが、町の体育館、田代地区ですが、これが築47年ぐらいになっていますか、これ耐震化されていない。劣化状況はA、B、CのDであると。教員住宅、成岡、これ39年。中学校の校舎は49年、いずれも評価はD、一番最低、もう劣化状況は甚だしい。また、昭和30年に合併して68年になります。そういう中で、元の小学校、檜原、旭田、江川とあるわけでございますが、ここに檜原分校、大松川分校、中妻分校、中山ということで、今未使用と聞いておりますが、これらについてもかなり傷んでおりまして、建築が木造でございます。そういう中で、積雪などによる安全性も

問題になっているというふうに聞いております。評価はDでございますので、やはりこれらについても早急に取りかからなくてはならないのではないかなというふうに心配をしているところでございます。特に話を聞きますと、成岡地区の教員住宅は鳥獣の猿の遊び場になっていると、非常に危険であるというような話も成岡の区民から聞いております。そういうことですので、本当に財政は厳しい中でございますが、順序をつけて取壊しなり、やらなければならないと思うのですが、その辺は確かに長寿命化の計画の中にはうたっておりますが、この辺もやはり早急に検討をして、何らかの対応をしなければなりませんと思いますが、質問いたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、湯田健二議員の再質問についてお答えします。

1つは、町民体育館の件でございますが、耐震のクリアをしていない体育館でございまして、現在もそれを利用しているわけですが、今年度の予算で渡り廊下を解体して、公民館と体育館を分離して、公民館の安全性を保って、避難場所として認定していきたいと。それから、体育館についての耐震は、これから協議しなければならない。今現在はコミュニティセンターもあるし、そういうところの利用の度合いのほうが高いのではないかと考えていますし、冬期間でゲートボールを競技している方もいらっしゃいますけれども、ある程度利用している方のクリアを考えながら、今後は下郷町の町民の体育館の利用についての再検討をしなくてはならない時期ではないかと考えていますけれども、いずれにしても莫大なお金がかかります。ですから、経費のかからない耐震構造にするのか、あるいはコミュニティセンターという体育館的なものがあるので、それがあつたためにこの体育館をどのようにするかということをやっぱり早急に結論を出していただくか、あるいは有識者会議なのか、あるいは別の教育団体の関係者なのか、社会体育の関係者なのかということで協議を進めていくことも必要であろうかと思いますが、いずれにしても財政に関わる問題ですので、その結論は早急に出すということは無理ではないかと私は思っております。

次に、教員住宅の成岡にある住宅ですが、もうこれは何十年も使っておりません。これを壊すということになれば、それは見積りを取って壊してしまうということも必要であろうかと思いますが、そのほかにある昔の分校もたくさんございますので、その辺も踏まえながら成岡地区にある教員住宅あるいは木造校舎の分校を踏まえながら考えていく必要もあろうかと思いますが、早急に対応しなくてはならないというほどの校舎ではないと。また、教員住宅には入っていませんから、今後入居するということは考えられませんので、この辺は整理をすることは早急にしてもよいのではないかと考えています。また、それによって、鳥獣の被害を被るなんていうことがあれば、なおさらのこと対応していかなければならないと思いますので、いずれにしても予算の確保が大変です。そのことは十分承知していただかないと、私はこの場で年次計画をこういうふうにしますということではできませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 2番目でございますが、教育長さんにちょっとお聞きしますが、遡りまして令和元年から4年で今平均16名になっていますが、元年は出生数が19名なのです。2年が18名、3年が13名、4年が16名ということで、これは1月の4日現在ですが、そのように減っているということでございます。そういう中で、教育委員会の中で統合について、もうすぐに私は統合ということは言いませんが、将来すぐには統合できませんから、いろんな問題もありますから、ですからそろそろやはりもう時期が私は来ているのではないかと。5年ないし7年後には、やはりこういう結果でもう100人割るわけですから、そういう中で検討事項あるのです。1つずつ追っかけていけばいいのです。すると、もう令和4年まで入ってこなければ、元年度が19人ですから、もう先は見えているのです。そういう中で、教育委員会の中で将来像をつくって、5年ないし7年とかは無理だということで、今からもう作業を始めるのがやっぱり筋ではないかと思いますが、教育委員会のほうでどういうふうな形で委員会の中で委員の先生方と話しているのか、その辺。ひとついただければと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの再々質問にお答えしますけれども、小学校統合、廃校でございますが、令和2年、3年の出生数は私も把握しているところでございますが、私が就任して以来、ずっと統廃合の問題は質問を受けております。その中に、1つは新たな学校の教育の模索と、これが必要ではないかと私は常々考えております。ですから、全国の町村会でもやはり各町村に提言はございます。このことはやっぱり全国の町村会で提言されていますから、それは尊重したいと考えておりますが、町に合わなければこういうことも答弁をする必要はないのだけれども、現在の就学児童の減少について、小学校の統合、再編を強化する動きがあるが、小学校は単なる教育施設ではなく、地域の文化、郷土教育の拠点、地域コミュニティの核とも言える地域住民のよりどころであると、その消滅はコミュニティの衰退につながる。ICTを通じた遠隔授業等をより活用して、小規模小中学校を存続させること、地域環境と結びついた少人数教育の魅力等を発信して、外から就学者を呼び込むことも考えられると。また、やむを得ず廃校になった場合は打ち捨てておくことなく、地域密着型の介護施設や宿泊研修施設などへの利活用を検討すべきであるというご定義がされております。これは、全国の町村長に配付されている文言でございますが、これは分校の統廃合については、地域の人たちのコミュニティの場所として、中妻分校もそうであるし、高階分校もそうであるし、大内の分校もそういう形で利用されていると。檜原地区の分校は旧豊成の分校ですが、今区の人たちがコミュニティの活動のときの資材を入れているとか、あと戸赤分校については宿泊施設など利活用していると、こういう分校のときはそのようにしておりますが、本校となると建物が違います。

これ隣町の西郷村で中学校を統合したと。その鉄筋コンクリートのあの大きな建物は、私が町長になってからも一切手をつけていません。財源が豊富な町村でもやはりできないのですよ、これ。なかなか難しい。何十億円もかかる物件を壊すとすると、非常に財源負担が出てきますので、その辺を言っている、学校教育の模索はやはり提言されていることも考える必要があるのではないかと。隣町のことを言って申し訳ないのですが、桧沢小学校があります。あるいは荒海小学校もございませう。田島第二小学校もございませう。田島第一小学校でも4校がございませう。これは、そういう話は私は聞いてはございませうけれども、そのような形で小学校の子供たちをそういう校舎で教育しているということだと思ひ、只見町でも明和小学校がある、朝日小学校もございませう。只見小学校がございませう。旧町村合併前の施設の学校は依然として残っている状況でございませう。それを見習ってどうのこうのということではないですけれども、私をもっと新たな教育の策についても考えていくことを私は必要だと思ひますので、今早急に結論を出すということは時期尚早ではないかと思ひます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） もらっていないです。教育長から答弁もらいたいのです。

○議長（小玉智和君） それでは、教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいま湯田健二議員の再質問について、教育委員会としてとうお話でございませう。おただしのとおりに、今、年々生徒数が減っておりまして、先ほどの町長答弁にもございませうように、令和9年になりますと、江川小学校のほうは3クラス、つまり1、2年、3年、4年、5年、6年と、それぞれ複式になっていくと。また、併せて檜原小学校についても複式学級は2つできてしまうと。さらに、先ほどのように現在の出生数を追いかけていきますと、それぞれの学校が複式学級になるということかと思ひます。

複式学級がデメリットだけではなくメリットもあると、先ほど町長答弁にもございませうしましたが、例えば江川小学校で皆さんがご存じのように、県のCM大賞などを取りました。少ない生徒の中で、本当に自分を発信するといひますか、そういうものには非常に有効であったかなと、こんなふうを考えておるところでございませう。

ただ、本町の子供たちの一人一人の豊かな学びを後押しするといひ中、また小学校の時期といひのは、先ほど町長答弁にもありませうように、人づくりの基礎として非常に重要な6年間であるといひこととございませう。幅広い人間関係や社会性、さらには学びに向かう姿勢、人間性を育てていくために、ある程度の集団の中で過ごすといひことが大事であるといひことは理解しているところとございませう。今後児童生徒の減少に伴う複式学級が全て増えてしまうと。そうしますと、先ほど申し上げませうように、ある程度の人数の中で子供たちを育てていくといひことも大切なことだろうと、こんなふうと考えているところとございませう。これから、今年度からコミュニティ・スクール、これを各学校に立ち上げております。そういう中で保護者の方、さらには地域の方々のご意

見などもいろいろお聞きしながら、よりよい教育環境の在り方というものを今後検討していきたいと、こんなふうには考えております。ただ、明確に今現在いつを目標にするかというのはちょっとお答えできませんが、やはりいろいろご意見をいただいきたいと、このように考えておりますので、ご理解ください。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 終わります。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはございませんか。

○9番（湯田健二君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、これで9番、湯田健二君の一般質問を終わります。

それでは、ただいまより11時25分まで休憩いたします。（午前11時14分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時25分）

次に、1番、星和志君。

○1番（星和志君） 議席番号1番、星和志、一般質問をさせていただきます。

子育て・定住について。現在少子高齢化に伴う人口減少で、若者世代の住まい方、教育の在り方が本町の大きな課題となっております。1つ目としまして、住宅、土地の整備、供給拡大、2つ目としまして町内での就職支援、子育て支援、3つ目としまして小中学校統廃合が喫緊の課題と感じております。

1つ目の住宅、土地の整備、供給拡大につきまして、下郷町は活用されていない土地が多くありますが、条件を比較した場合に地価が高く、農地転用や購入することの困難さがあります。

2つ目の町内での就職支援につきまして、町内の働き口を増やすのは大きな課題であり、企業誘致や若者の起業など、現在すぐに取りかかれるものではありませんが、今後の大きな課題ではあります。現時点での働き方は、町外に勤務される方や仕事によっては残業がある方など様々です。このような状況の下、両親共働きでお子さんのいる家庭であると、保育園や学童保育の預かり時間に間に合わなくなり、仕事に支障を来すなどの理由から町外の条件のいいほうに出ていってしまうおそれがあります。

3つ目の統廃合について。現在小中学校ごとに運営コストがかかるため、それぞれの施設や設備の更新の遅れにもつながり、安全面での課題が出てきます。また、各学校に人員を配置をしなければならないので、人員確保も難しくなる問題も出てきます。これら問題が出てくると、教育にも影響が出てくる可能性も考えられます。これらの課題は早急に解決しなければ、あと10年後には高齢者が減少し、若者は首都圏へ進学、就職し、町民が減少し、町自体の運営が難しくなる可能性があります。この町で生活をしたい、戻ってきたいと思わせることができるような魅力あるまちづくりの基礎となる部分に重点的に力を注いでいただきたいです。

これらを踏まえ、町長の実現可能な定住、教育の施策を残りの任期約3年での各年度ごとと最終的な達成計画をお聞かせください。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員のご質問にお答えします。

子育て・定住についてでございますが、地域の持続的発展の基本的な考え方として、本町では人口減少、少子高齢化が継続して進行しております。地域を担う人材の確保や育成、地域経済の活性化、情報化、進展、幹線道路の維持、整備、地域医療の確保、子育て、教育環境の充実、集落の維持及び活性化、農地、林業等の管理、保全が課題となっています。これらの過疎対策により、住民生活を下支えする交通、情報通信基盤の整備、生活環境の整備等に一定の成果を収めているものの、いまだ人口減少、高齢化の進行に歯止めがかかっておらず、依然として厳しい状況が続いているところでございます。

一方で、今般の新型コロナウイルス感染症が都市部を中心に拡大を見せている中で、地方移住への機運が高まっている事実もあることから、地域の移住、定住の促進や地域との多様な活用等による情報化の進展、再生可能エネルギーの活用など、地域の課題解決を資する動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力のある、さらなる向上を実現する取組が必要だと思っております。

本町では、令和元年度に計画期間を令和2年から6年までの5年間とする第6次下郷町総合計画を策定し、目指す将来像、未来創生交流のまち下郷、つなぎ、育み、人づくりのまちを具現化するため、5つの基本目標を、さらには下郷町創生総合戦略、令和2年から6年において4つの基本目標を定め、町の総合的な振興策を実施しているところでございます。今後いかに人口の定着を図っていくことが課題であり、本町が持つ産業、自然、伝統文化、歴史等の特色を生かして、創意工夫を重ねた施策の展開が重要となっております。このことから、地域活性化の持続的発展に向けて、重点施策の展開を図っているところでございます。

具体的な施策としては、保護者の経済的負担を軽減するため、子宝祝金を支給しておりますところですが、今定例会において条例改正案を提出し、さらなる充実化を図りたいと考えているところです。内容としましては、これまで第3子に10万円、第4子に20万円、第5子以降に30万円を支給しておりましたが、これらを見直し、第1子から10万円、第2子に20万円、第3子以降に各30万円を支給することで、子育て支援をより力強くサポートしてまいりたいと考えております。

また、そのほか施策としては、平成30年度から小中学校の学校給食費を全額補助としているほか、小中学校の入学時には入学者1人につき3万円を入学祝金として支給しております。保育所関係については、令和元年10月から開始された国の幼児教育無償化に伴い、町ではこの対象年齢をさらに拡大し、2歳児から5歳児までの保育料を無償化しております。さらに、令和3年度からは結婚新生活支援事業を開始し、新婚夫婦の経済的な負担軽減を図っており、令和4年度からは結婚祝金の支給も開始したところであります。

ご質問がありました保育所や学童保育の預かり時間ですが、就労環境の変化等により、

保育時間延長の必要性は十分認識しており、保育所につきましては令和3年度から朝の開所時間を30分繰り上げまして、午前7時からとしたところでございます。子育て環境や教育環境の充実を図っているところであります。また、そのほかにも生活しやすい住環境の整備といたしましては、高齢者タクシーの助成事業や除雪支援事業、商工会のポイントカード事業、企業支援事業、農業担い手支援事業、そして各種道路網の整備促進など様々な事業を実施しております。これらの主要な町の施策は、当然のことながら町民の方々が今後も下郷町に住み続けたいと思っただけけるよう実施しているものであり、重要な定住施策であると考えております。

また一方では、町民の方々が住み続けたいと思える町であれば、自ら本町へ移住したいと考える方が増える可能性もありますので、移住施策につながるものであると思います。さらに、移住に特化した事業として、空き家バンクの事業や下郷町移住支援金制度、また町外から転入する方が新築住宅または町空き家バンクの登録の中古住宅を取得し、下郷町に定住しようとする場合の費用の一部を助成する下郷町住宅取得支援事業なども実施しており、人口減少の中、積極的に本町の移住者を受け入れる環境整備を進めているところでございます。

このような施策を展開しているところではございますが、議員おただしのとおり、学校の統廃合など、学校経営の課題や中山間地域という地理的条件、冬場の積雪など、都市部と比較して子育て、定住という意味では不利な条件もございます。しかし、地域とつながりを持った安心できる子育ての環境という面では、我が町ならではの強みもあろうと考えております。これから子育て、定住環境の整備につきましては、町民の皆様の声に耳を傾け、今後も国、県、近隣市町村の動向を注視しながら、支援施策の充実化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 質問はありませんか。

1 番、星和志君。

○1 番（星和志君） 何点か質問させていただきます。

1つ目の住宅、土地の整備、供給拡大についてなのですが、多分今町長が住宅支援事業などをして支援を行っていると言いましたが、こちらは多分県か国の事業だと思うのですが、近隣町村の例としまして、湯川村ですと町独自で村民の方は90万円、村外からの転入者の方は110万円など資金補助もしているようです。あと、こちらは若者定住住宅など20棟建てて、もうすぐ完売して71名住まわれているようです。これは、近隣の状況も違うので一概に言えないのですけれども、こういった支援もしているようです。

そして、隣町の南会津町では全国でも有数の移住者が多いようで、累計で34組のIターン農家を生み出しているようです。このことについて、下郷町では今後どうしていくべきか、町長の計画はどのようなか教えてください。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、1 番、星和志議員の再質問にお答えしますが、住宅取得事業については担当課長から申し上げますが、湯川村の移住支援の補助金90万円、110万円、

こういう補助制度については、近隣町村の例を見ながら新しい事業の取組として考えていくべきではないかと思っていますので、ぜひご協力をいただければと思っています。そして、若者の定住につなげていくと、これを支援していくということが必要ではないかと私は常々と思っていますので、ひとつそれぞれの方にご協力をお願いしたいと思います。

また、南会津町に移住者が多いという、Iターンが多いようですということになると、2月、先月南会津町でJA会津よつばのトマト栽培の祝賀会が60周年というところに行ってきましたけれども、トマト栽培農家が今まで60年たって初めて8桁数字に収入が、1,000万円ですよ、平均にして。それは低い人もいるかもしれませんが、1,000万円を超えた。そうすると、当然そういうトマト栽培をするということになれば1,000万円は取れると、そして冬はスキー場へ行ってアルバイトをするということになれば、もう高所得者です。こんないいことはないと思うのです。ただし、トマトは市場の動向がありますから、令和4年の数字ばかりが続くのではないと思っていただいて結構ですが、そうした取組が若者移住、Iターンが多いようであるということが分かりました。

下郷町でもトマト栽培をして1,000万円を超えたのではないかと思われるトマト生産者もおられますので、そうした考えをアピールすると、下郷の条件のよさをアピールすることによって、当然移住者が増えていくだろうと。そして、若者が定住していくと、その支援をするということにつながってまいりますので、このトマト栽培に限らず、アスパラの栽培だとか、いろいろな農業栽培の頑張る農業について、しっかりと支援してまいりたいと思いますので、今後とも移住、Iターンが多くなるように努力してまいりたいという考えでございます。

なお、担当の課長から住宅取得事業について、現在のあるところについては答弁させていただきます。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 1番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

今町長の答弁にもございましたが、来てふくしま住宅取得支援事業ということで町のほうで実施しております。移住、定住を促進するために、町外から転入する者が新築住宅及び中古住宅を取得し、本町に定住しようとする場合に費用の一部を助成するものでございます。内容的には、取得価格の2分の1以内、最大で90万円まで行っております。あと年齢加算ということで、それぞれ要件がございますが、要件につきましては10万円ずつ加算していくという内容になっております。なお、子育て加算もございます。

今ほどおっしゃられました湯川村の事業、ちょっと私のほう存じませんで申し訳ないのですが、町でやっている事業につきまして県で上乘せしているという場合もこのようにありますので、もしかしたら同じ事業かもしれませんし、また独自にやっている事業かもしれませんし、ちょっとその辺は申し訳なく思います。

また、県がやっている事業でふくしま移住支援金事業というものもございます。こちらは東京圏、いわゆる埼玉、千葉、東京、神奈川から本町へ移住した場合に移住支援金という場合の給付も行っているというような事業もございます。3年度と4年度という

ことでは該当はございませんですが、例年この2つの事業につきましては予算計上しておりますので、後ほどまた説明する機会もあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 1番目の答弁ありがとうございました。

2つ目の町内での就職支援、子育て支援についてなのですが、こちら現在保育園では30分早くしていただいて、保護者の負担を軽減させていただいたということですが、町民の方から町外に働いている方が、やはり時間がかかるので、児童クラブの時間に間に合わない、それか残業しなければいけないのに残業できないなどいろんな弊害が出てしまい、収入の減少とかにもつながってしまうので、こちら毎日延長するのではなくて、延長時間の選択肢、その日だけでも延長ができるように申請する選択肢を与えていただいております。そして、隣町では7時までで、会津美里町では6時までですが、延長の申請ができるということで、若松市でも同じく6時までで、延長の申請ができるということでした。下郷町もできればありがたいと感じましたが、町長はどう考えますか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思ひますが、制度そのものについては担当課長あるいは教育委員会のほうからお答えさせますけれども、私の考えとしては就学している、そして児童クラブや放課後子ども教室などは町でやっておりますけれども、共稼ぎの方には時間の延長だとか、残業で迎えに來れない時間ということもありますし、残業をやめて子供を迎えに行くというようなことになると、所得の低減につながるようになってしまうので、このことは申請はもちろん、この制度そのものに合致しているものを今やっていると思ひますけれども、これをどのように今保護者たちが求めているものになればいいのかということをやはり組織として、放課後子ども教室のやり方、あとは夏休み、冬休み、春休みの児童クラブの在り方などを検討すべきであると。これが現実的に隣町で働いている人が1時間もかかるわけですから。若松市の場合ですと、やはり。医療センターに勤めていれば1時間ですよ、急いで來て1時間。旧田島町で30分以内では來ますけれども、いずれにしてもこういう要望というか、こういうことがあるとすれば、その内容をどのような仕組みにすればスムーズに行くのかということは私は考えるべきではないかと思ひますので、制度そのものについては担当課長、教育委員会から説明をさせます。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、担当課長、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） ただいまの星和志議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

健康福祉課のほうで所管しております児童クラブになります。こちらのほうは、春休

み、夏休み、冬休みの学校の長期休業中に町内2か所のほうで運営しております事業でございます。こちらにつきましては、家庭での保育が困難な小学生を対象にしておりまして、基本的には午前7時半から午後6時半まで開設時間としておりますが、6時半になりますと、一斉に玄関を閉めてしまうものではなく、当然後片付け、その後の掃除等もございますので、実際には7時頃までは開所しているような形になりますので、お父さん、お母さんの保護者の都合で、例えばちょっと遅くなるということであれば、そこは今臨機応変に対応しているような内容になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 教育委員会は教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまの星和志議員のご質問でございますが、きっと今のお話は、児童クラブについては今ほどありましたように長期休業中なのです。それで、本町ではふだんの平日については、放課後子ども教室ということで対応しております。制度上、学童とはこれは異なりまして、このような形になっております。放課後に小学校の余裕教室等を活用して、子供たちの安全、安心な活動拠点、居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としているということでございます。それで、指導員の方につきましては、本町では各小学校に放課後子ども教室が設置されておまして、それぞれにコーディネーターさん、そして協働活動サポーターということで指導員の方々を配置してお願いをしているところです。放課後子ども教室につきましては、制度上、放課後、授業が終わった後、そして5時30分までという形になっております。そして、議員おただしのおり、近隣の先ほど来ありました延長というようなことを申請すれば認めていただいているということですが、実はこれは全て学童なのですね、他の町村については。会津若松についても同じです。そうしますと、資料などをちょっと調べたのがございまして、南会津町では一応午後7時までとなっておりますのでございます。

なお、月額5,000円がかかると。また、一時的に留守になるので預かってもらいたいという場合については、1回につき500円の費用がかかるよということでございます。会津若松につきましても月額4,000円、そして7時まで延長をとる場合にはプラス1,000円、さらにおやつ代等もいただきますと、こうなっております。美里町につきましても、おやつ代として200円程度いただいております。また、延長があれば1日当たり200円ずつの支払いをお願いしたいと、このようになっておりますので、学童と放課後子ども教室との違いがあると。どうしても保護者の方々は保育所と、その延長という考えがございまして、保育所のように延長してもらえないかというご意見はございます。ですから、今後保育所と同じような体制をとることになりますと、先ほど町長様からありましたように、この制度をどうしたらいいのか、もう放課後子ども教室というものはなくして、学童に全てしたほうがいいのかどうか、その辺のところは十分に検討しないといけないし、まして保護者の方のご負担も当然出てくるということになりますので、よく考えて

いかないと、すぐには対応できないのかな、こんなふうになっております。

なお、放課後子ども教室につきましては、費用等はかかっておりません。多少おやつ代等はいただいているようでございます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

1 番、星和志君。

○1 番（星和志君） すみません、文言の違いで放課後子ども教室でした。

それで、制度を変えるのは多分大変になってくるので、この放課後子ども教室を延長するということは難しいのでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 今ほどの放課後子ども教室でございますが、これはコミュニティ・スクールを設置するという事で、現在コミュニティ・スクールを設置しております。それを基にしながら、国からの3分の1、県から3分の1、町のほうからも3分の1という補助が出ているわけでございます。ですから、放課後子ども教室でなく、学童となると、その補助はまたなくなってくるということがございますので、ご理解ください。以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

1 番、星和志君。

○1 番（星和志君） 補助金の関係上、また大変になるということで、承知しました。

では、3つ目の統廃合についてですが、先ほど町民の方にも指摘あったのですけれども、複式学級と少人数制度の定義は一緒にされていないか、ちょっとお聞きしたいです、意味合いを。少人数制度の授業はメリットもあるのですよという意見をおっしゃっていたのですが、複式学級を少人数教育と一緒にされているような答弁だったので、その定義をちょっと理解をお聞きしたいです。別だと考えるということですが、少人数教育と複式学級は。

○議長（小玉智和君） それでは、教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 先ほど少人数と複式学級、これは一概に一緒である、また別であるということではございません。少人数であれば、本当にきめ細かな指導ができますよということでお話し申し上げました。また複式学級になったので、きめ細かな指導ができないのかというと、決してそうではありません。そして、例えば2つの学年が同時に教室の中で勉強します。そのときに先生が子供たちに対して今指導します。その間別の学年の子供たちはある課題を、これやっていてねというようなやり方ができます。そうすると、先生は片方の学年しか見ていないのではないかということになるのですが、その間友達同士といいますか、そういう中で教え合ったり、そういう利点もあるということでもありますので、少人数と複式が全く別物ではなく、合わせた形で考えられる。ですから、複式になったことでの利点として、例えば子供たちが主体的に動く、勉強する、そういう場面も増えてくる。これが一斉授業だけになってしまうと、どうしても子供た

ちは先生のほうを見るだけになって、何か言ってもらえるかなというところもなきにしもあらずということで、メリット、デメリット、それぞれあるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 間もなく正午となりますが、そのまま会議を続行したいと思います。よろしくご協力お願いいたします。

再質問ありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 説明ありがとうございました。統廃合にはメリットやデメリットもあるのですが、今まで検討組織とか会議とかは行っていなかったのか、ちょっとお聞きます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 小学校の統廃合について、先ほど11番と9番の方にも申しあげましたけれども、統合のことについては小中学校のPTAの役員の方と議題として、テーマとして出したこともございますし、いろいろな質問がございました。そのときも私は先ほど申しあげましたとおり、町村会で提案された中身をやっぱり説明しておきました。役員の方ですから、そのようなことで理解していただいたと私は感じておりますが、これからはそういう機会を設けて、ぜひそういうテーマを出していきたいと。これは、年に2回ぐらいやっていたけれども、コロナ禍でなかなかできなかったのですが、今年に入って実施した記憶がございます。以前計画したのだけれども、コロナでちょっと延ばそうということもございまして、そのようなことですので、これからはコロナも第5類に格下げになってきますから、いよいよもって従来どおりの会議から何からできると思いますので、その辺はしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 町長、検討組織を立てられるということではないのですか。もう具体的にこの問題について取り組むということをお約束はしてくれませんか。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 私は、定期的にと先ほどは言っていませんけれども、私の仕事の関係と相手方の仕事の関係もございまして、なかなか今年に入ってやったときも日程の調整はなかなかできなかったこともあるし、やはり全員となるとまた大変なのです、役員の会長、副会長となると。これ全員出席するなんていうことはあり得ないのですよね、皆さん若くて勤めている方もありますから。その辺の調整ができれば定期的にやってもいいし、まずその辺もまた協議です。協議していかなければ、これは進みませんので、何事も。我々の招集範囲内の中ではないので、あくまでも任意として来ていただくという形になりますし、それは学校の支援だとか、子供たちの支援の中身を含めて保護者が来

てもらわなければ、忙しいのにもう来てもらおうと、夕方しかできませんので。そうした問題がクリアできるとなったならば検討することはやぶさかではないと、こう思います。
以上です。

○議長（小玉智和君） 1番、再質問ありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） この問題は時間がかかるので、早めに計画を立てて、するしないに関わらず、早く結論を出せるよう計画立てていただきたいです。

そして、当町ではたくさんの支援事業をやられておりますが、やはりその後、やられた後の政策の評価や検証などをアンケートを町民に取ったりしなければ、使われていない補助金であったり、無駄が出てきてしまうのです。今年売れていないものが来年売れるはずないので、商売勘定というか、そういった経営目線でもうちょっと町の運営をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁はいいですか。

町長、星學君、答弁いただきたい。

○町長（星學君） ありがたいご意見でございまして、我々書類を決裁するときに必ず補助金とか中身は見ていきます。今までやってきた補助金の中身で精査して、これは無駄だなどということは一切ございません。私は自信を持って言います。ですから、その評価をする、チェックをするということは確実にしていきますので、その辺はご理解していただきたいと思います。間違いなく、それは見ています。無駄なことはやらないと思います。無駄なことをやらないのは、会議もやらないし、事業を推進していないのです。これは、あくまでも評価の段階でも最初から予算削りますから、それは当然です。やっぱり今出している補助金、支援しているものは効果があるものと思って支援していますから、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問ありますか。

○1番（星和志君） ありません。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○1番（星和志君） はい。

○議長（小玉智和君） これで1番、星和志君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩いたします。（午後 0時05分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 1時00分）

発言の訂正について

○議長（小玉智和君） 教育長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 申し訳ございません。先ほど星和志議員のご質問に対するお答え

の中で1か所間違えてしまいましたので、改めて訂正させていただきたいと思います。

先ほど放課後子ども教室において、「利用料等については無料です」とお答えしました。そこに付け加えまして、おやつ代を少しということでございしましたが、放課後子ども教室については、おやつ代等はいただいております。おやつ代は、児童クラブのほうでいただいておりますとお聞きしておりますので、訂正させていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

○議長（小玉智和君） それでは、もう一度、教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 申し訳ございません。児童クラブのほうではいただいているというふうに聞いていたのですが、児童クラブのほうでもおやつ代等はいただいているというので今健康福祉課長のほうから申出がございました。申し訳ございませんでした。

○議長（小玉智和君） それでいいですね。

○議長（小玉智和君） それでは、次に、6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 6番、玉川邦夫でございます。通告どおり質問を大きく3つ申し上げたいというふうに思います。

町は、本年度の総合計画政策評価時期を迎えました。しかも、5年計画の3年目でもあります。何が達成され、何に今後力を入れていかなければならないか、町長自らが自分に問うときでもあります。3期当選時に町民に公約した「よりそう行政 挑戦する下郷」、さらには最近、会津嶺1月号、雑誌の名前でございます。会津嶺1月号のインタビュー記事を読ませていただいた。その中から3点に絞って質問させていただきます。具体的な内容でお考えをお聞かせください。

1つ目、インタビューで5つの基本目標の中で第1に教育文化を挙げ、観光や農業よりも、まずは子供たちの教育環境であると話していますが、具体性に欠けていたようなので、もう少し内容をお聞かせ願います。

さらに、子供は増えているのかというインタビュー質問では、下郷の魅力を十分に知った人材が必要であるという話に転換されていたようですが、どのようなことを言おうとしたのかお伺いいたします。

大きな2つ目です。農の贈り物が大ヒットで、私も大変お世話になっている一人です。農業生産者を下支えすることが農家の人々の意欲にもつながっていくという画期的な事業だと思います。しかも、そのきっかけをつくったのが役場職員からであったことに、また大きな意味があります。明るいまちづくりは、町民と行政の協働作業であることは町長自ら話されていることです。こうした事業にこそ、政策評価が有効的に機能していくものと思われまます。そこで、町長はPDCAサイクルの政策評価についてどのように捉えておられるのか教えてください。

最後、3つ目です。コロナ禍に伴う経済対策のための補助金等により、着地型観光や交流事業もそれなりの成果が見られているように思われます。ホテル、旅館、飲食店、さらには町民のこれらに対する反応あるいは捉え方はどうでしょうか。具体的に把握している内容があればお示しください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えいたします。

総合計画3年目の政策評価等についてでございますが、1つ目の会津嶺のインタビューに関しましては、町の第6次総合計画においてのまちづくりの方向性の基本的な考え方、つなぎ、育み、人づくりのまちを目指してテーマとしていることから、5つの基本目標、豊かな心を育む（教育文化）、賑わいと産業の創出（活力創造）、健やかな暮らし（健康福祉）、住みよいまち（生活環境）、まちづくり人づくり（協働推進）のうち、豊かな心を育む（教育文化）をまちづくり目標の最初に掲げているという意味でございます。社会状況が日々複雑多様化している中であっても、本町の美しい自然や守り伝えてきた歴史、文化、伝統といった町の財産、魅力を下郷町の未来を担う世代につないでいかなければなりません。そのためには、町に愛着と誇りを持ち、これらの魅力を新しい価値を加えながら、町の将来につないでいく人づくりが重要と考えています。まちづくりの基本は人づくりと言われるように、そういった人材が育っていることで、人と人とが支え合い、つながり、そして新しい発想と活力が生まれ、農業や観光などの産業の振興、町の発展につながるものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2つ目に、政策評価でございますが、基本的な考えとして、町ではPDCAサイクルとしまして、計画については議員の皆様方を含め、多方面の有識者の方々に参画、ご意見をいただきながら、町の総合計画や過疎地域持続的発展計画、総合戦略など、町の主要な計画を策定しているところでございます。実行につきましては、これらの各種計画に基づく予算を計上し、議会の承認を得ながら、事業を展開しているところでございます。

点検評価につきましては、これまでも各担当課内など、事業の見直しや改善策を話し合いながら予算編成を行っているところでございます。また、具体的な政策評価につきましては、昨年12月に下郷町過疎地域持続的発展計画に基づく主要な事業について政策評価を実施し、地方創生有識者会議を開催し、ご意見をいただいているところでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延やロシアとウクライナの戦争に伴う物価の高騰など、近年社会情勢が目まぐるしく変化しており、政策の効果検証が難しい状況でもあります。また、公共事業につきましては、効果が目に見えて現れない場合も多くありますので、総合計画などの見直しは、町民の声をお聞きしながら策定していくことが重要と考えます。持続的発展の基本的な考え方としましても、まちづくりの人口減少、あるいは少子高齢化が持続して進行しております。地域を担う人材の確保、育成、地域経済の活性化、情報化の進展、基幹道路の維持整備、地域医療の確保、子育て、教育環境の充実、集落の維持及び活性化、農地、林業等の管理保全など課題となっています。これまでの過疎対策により、住民生活を下支えする交通情報通信基盤の整備、生活環境の整備等に一定の成果を収めているものの、いまだ人口減少、高齢

化の進行に歯止めがかかっておらず、依然として厳しい状況であります。

一方で、今般の新型コロナウイルス感染症が都市部を中心に拡大を見せている中で、地方移住への機運が高まっていることも事実であることから、地域への移住、定住の促進や地域の多様な形で関わる人材の関係性構築、デジタル情報通信技術の利活用等について情報化の進展、再生可能エネルギーの利活用など、地域の課題解決に資する動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成を生み、地域資源を活用した地域活力のさらなる向上を実施する取組が必要になってきます。地域活性化と持続的発展に向けて、重点施策の展開を図ることをしながら、住民と行政が課題を共有し、それぞれの役割を明確にするとともに、町民が主体的に活動できる環境を構築することとしておりますので、計画策定や事業の実施に当たっては、町民の声に耳を傾けるとともに、議員の皆様のご意見を賜りながら、よりよい下郷町の実現に様々な情報、アクションをしてまいりたいと考えておりますので、今後も協力をお願いいたします。

3つ目のコロナ禍に伴う経済対策補助金による効果についてでございますが、ホテル、旅館、飲食店に関して実績から申し上げますと、令和3年度下郷町観光誘客促進事業、ウェルカムしもごうにつきましては、補助額約3,391万1,000円、町内の経済効果約7,312万4,000円以上、令和4年度の下郷町観光誘客促進事業、ウェルカムしもごうについての実績内容の総括としましては、年度内において7月から9月、11月から1月などコロナ感染増加に伴うキャンセルも相次ぐ中、感染拡大を縫うように、外向き、内向きを試行錯誤しながら事業を推進してきました。この間、県民割の事業も間に空けることなく実施され、利用者は、よりお得な企画へシフトする傾向が見られました。これを受けて、秋以降の企画は割引率をアップして実施しました。この結果、年末から年始以降の宿泊事業は、この期間に県の事業が中止となったことと、1月以降に県の事業補助割が小さくなったことが大きな要因となり、利用の拡大が見られました。この宿泊プランの多くは、町外、県外である事業者の利用状況を見てみますと、顧客に対して当事業のアプローチとしている事業者は宿泊者数を確実に伸ばしている。また、こういった丁寧なアプローチが顧客のリピート性を高めていると。そのほか冬期間の宿泊施設利用を高めるために、宿ランチプランを実施しました。町内及び近隣町外からの利用が高まり、通常2月は客足が遠のきがちであるものを集客に結びつけられました。参加事業者は、確実に売上を伸ばすことができました。この結果を見ても、今後のよりどころとなりながら、滞りなく冬期間の集客を進めるためにも手段として有効な企画ではないかと言えます。昨年度、町民からも大変好評だった外食プランやテークアウトプランにおいても、今年度は予算を増やし実施した。ただし、行動制限が緩和されると、食事プランは参加する事業者の確保が大変難しい状況になっています。それでも町民をはじめとする利用者率は高く、利用した方の満足度は維持できたものと思っております。

今回の交付金は、コロナ禍において観光の厳しい経営を救うためのカンフル剤になったことは間違いございません。当初の目的を果たすことはできました。今後は、これまでのように直接的な支援を減らしつつも、期間限定など何かしらの手当を講じて、あらゆる施設の維持を図る必要がある。また、観光全体を俯瞰素材の発端とブラッシュアップ

のための間接的な資金の活用も必要だと感じております。それが今後下郷町全体の魅力向上につながり、結果として自発的な誘客に結びついていくとの総括であります。

つきましては、令和4年度の補助金額が2,126万円、町内の経済効果は約4,878万8,000円以上と試算しております。各事業者や利用者であるお客様からは、国、県の支援策は手続が困難で、複雑で利用しにくい声があったのに対して、町実施の事業に関しては、町観光公社職員が事業者及びお客様の手続を軽減すべく対応したため、金額以外の面でも非常に高い評価を行っております。事業を実施した町観光公社職員の努力のほかならぬと感謝しております。

町民の方々の反応でございますが、コロナ禍で旅行や外食を控えていたが、コロナ感染状況が低い町内での宿泊、食事、体験を安心して、しかも格安に行うことができたことと、さらには町内のお宿や食事どころを初めて利用したり、地域の魅力を再発見できたと、こちらも非常に高い評価を得ております。町の事業については、町内の小規模な飲食事業者等も対象とした事業でありまして、コロナ禍での緊急的な対応といたしましては、国、県事業と相まって、柔軟で切れ目のない支援ができたものと感じております。ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。質問させていただきます。

大きな1番というか、(1)、子供たちの教育環境というのと、あとは下郷の魅力をもっと知った人材が必要、人材を育てるという意味合いで私も解釈しているのですが、もう少し具体的にちょっとしたと思うのですけれども、子供たちの教育環境は広いですよ。当然広く考えていいと思います。学力であったり、生徒指導であったり、コミュニティ・スクールという制度もできました。あるいは先ほど非常に話題になります学校を今後何年後かに統合という話題も出ていました。私は、ここに言葉は出しませんでしたけれども、私の捉えとしてはそのエリアも捉えて質問させていただきます。

5年間の中の3年間、政策評価というか、町長さんがもう捉えられているもので私はそうだなというふうに思うのですけれども、具体的なのはこの冊子からは当然出てこない。ただし、職員の中ではこの項目でしっかり予算をつけるのだから、ここまで高めようとか、こういう町民への関わりをしていこうとか、そういった非常に評価項目を砕いたものがあるのかどうかというのが1つ。いきなりこれをぽんとやって、うん、うまくいっているとか、そういう私が考える大ざっぱなものではないと思うのです。金も関わってくることであります。その辺の表みたいなのが作成されているのかどうか、まずお聞きします。

それから、先ほど繰り返しますけれども、統合という教育環境にはもう私は十分に話題としては大切な部分なので、統合に関してひとつ、これを第6次総合計画、先ほどの話も出ましたけれども、これから来年の今頃になると、多分新しい第7次をつくり始める、1年間かけて。その中にこういった話し合い、我々あるいは町民の雇用を入れていくことを検討されるかどうか、これを町長に伺いたいと思います。

それから、これからの新しいコミュニティ・スクールだと思っておりますけれども、これも先ほど話題になった中で、私も委員協議会の一員にさせてもらっております。大変勉強しているのですが、正直言うと方向性がまだ見えない、これからだなど。地域で学校をサポートしていく、私なりに考えると、そういうことで学校で何が困っているのかと。先ほどの放課後のこともあるかもしれません。そういうものをもう少し具体的にお示ししなければならない1年間なのかなということで、その会議等を町長さん、予算も絡むこともあります。町長さんを交えた話合いができるのかどうかということをお尋ねします。

それから、これは教育長にお聞きになることかと思っておりますけれども、魅力を十分にした人材育成、結局特色ある教育を下郷町でもちょっと入れていこうというか、各町村のいろいろな見るとあるかとは思っておりますけれども、下郷町として魅力を十分に知った人物、これを発達段階に応じて教育して、育てていこうと。そして、やがて我がふるさとに戻ってくれる、ふるさとはいいなと遠くで応援してくれる、そういう人物を育てようというふうには私は解釈しましたがけれども、具体的に何を言おうとしたのか。あのスペースなので、これは町長さんに責任はないのかどうか、いろいろ冊子、会津嶺の中で私は読み取ったものですから、もう少し具体的にご説明いただきたい。この3点ですか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、6番、玉川議員の再質問にお答えしたいと思いますけれども、子供たちの教育環境、環境教育、人材育成ということにつきましては、先ほどから答弁の中にもあるように、子供は将来の下郷をしょって立つ人材でございますから、しっかりと学校教育、社会教育、そうした子供たちを育てて、将来の下郷町のためになっただけという考えから、短かい時間でいろいろな質問に答えてまとめたものですから、それはいろいろな状況が入っていることが文書として出ていけば、それは理解されることもいっぱいあるのですが、その時間内で終わって、言葉として表現していただいたので、感謝は申し上げますけれども、私の考えていることはあらゆる報道機関、あるいは雑誌機関、あるいは総体的にそうした質問、あるいはインタビューを受けるときには、やっぱり第6次総合計画の最初のトップの教育と文化なのだと、下郷町はこれから担っていただく人材を育てていくということを基本に置いておりますから、そういうことはないようになったかと思っております。これからはますます子供たちの教育環境は充実していくつもりですし、人材育成についても学校教育と同行しながら、やっぱり進めていくということは必要であるということを再認識してもらって、理解していただくことだと私は思っております。

5年間の、そして第6次総合計画の評価、総合計画においては、議員の皆様方にも総合計画の冊子を配付していますし、持続的政策の発展のための過疎地域持続的発展計画の資料も配付していますし、その事業の展開についても表になって出てきております。それが予算化されて、そしてできるものとできないもの、まだ途中のものとかありますから、よくそれを見ていただければ、予算にして管理をしたものと、まだ進行中のもの

と、これから事業化するものと分かれておりますので、その辺はよく見ていただきたいと思っております。

なお、来年度計画、7年度からになりますから、その計画についても町民をはじめ、議員の皆様とも協議して、5年後の町政運営をするべく、新しい感覚の下で、やっぱりその計画をつくっていくということも必要ではないかと。その方向性は、今年、令和5年度に大まかな概要的な計画は協議していかなくてはならない。そして、実質的には令和6年度には計画書が作成されて、そして議会のほうに提出するという順序になろうかと思っておりますので、その辺は間違いなく進ませていただきますので、ご理解ください。ましてや会議等の開催、これは必要です。そして、魅力ある教育、これ当然町民皆さん、魅力あるのですから、それを引き出すというのが我々の役割であって、魅力のない人など一切おりませんから、それをいかに文書化して行動に移してもらうかと、これをやはり学校教育だとか、社会教育だとか、生涯教育だとか、そういうものに生かしていきたいと私は考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） コミュニティのことをちょっとお話ししたのだけれども、回答はいいです。

最後にもう一つ、最後でくどいようですけれども、7年次の計画が間もなくあると。その中で、こだわりますけれども、学校の統合について、これから長い目が必要だと、この間先ほどの話合いでありました。四、五年では煮詰まらないわけで、その辺を考えて七、八年と、長いスパンの中での計画も当然入れてもいいのではないかと、町長、いかがですか。そこのところだけ、もう一度。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、6番、玉川議員にお答えしますけれども、コミュニティ計画についても、十分に会議を開いて皆さんの意見を聞き、町民の意見を聞いて計画することは、これは必要だと私は考えておりますので、それはご理解いただきたい。

それから、先ほどからの7年からの学校統合の関係、小学校です。その関係については、最初からも申し上げましたとおり、私の考えでは模索しなくてはならないとは思いますが。しかし、その就学児童の減少によって、小学校の統合、再編を強化する動きがあるということは間違いのないのです、今質問あるのですから。小学校は、単なる教育施設だけではないということも、これは全国の自治体の町村長の意見として発言している。地域の文化、そして郷土教育の拠点、地域のコミュニティの核と言える地域住民の寄り場所である。その消滅はコミュニティの衰退につながるということも提言されているのです。私が言っているのではないのです。こういうことも考えながら、今後を考えていくべきだと。地域環境と結びつく少人数教育の魅力を発信していきたいと私は考えております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。コミュニティは、私も会員にさせてもらっているのですが、いろんな場面でいろんな意見をしていきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

続いて、2つ目で農の贈り物、本当に私はこれも実は会津嶺に町長さんからコメントがありました。みんなの意見が入った、もうこれは私も大喝采です。こういう事業を数多くやる。こういうのがやっぱりベースとしてしっかり継がれていくことが大事かなと。やはり職員の方々の知能をもう結集しているわけですから、70名、80名のすばらしい。やっぱり町のことを考えたときに、こういったアイデアが農林課を含めて出たと、私はすばらしいと思う。多分こういうときの政策評価って、実践してみてもうどうだったか、こういう声がある、次はこうしようかというのを町長さんは考えなくても職員がそこで政策評価していくのです、来年度はこうしようと。予算が厳しいからこうするか、いや、予算をもっと勝ち取ろうと、町長にお願いしようと、そういうイメージな話になりますけれども、そういった中で出た事業なので、私は本当にありがたい、私も利用させてもらう。そこで、町長、何人ぐらいここの農産物を会員として出されているかはお存じかなというふうには思うのですけれども、その方々の声って、もし聞くときがあったと思うのですけれども、ちょっとお聞かせいただければと。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川議員の質問に答えたいと思いますけれども、農の贈り物、これは大変利用している方も農を贈られた、いただいた方も大変喜んでおりますし、ここには資料を持ってきて、私宛てに郵送してくれた文書なんかもありますし、直接電話で聞いたこともあります。ですから、大変農の贈り物の効果は、評価といってもいいのですが、大変あったのかなと。コロナ禍において、令和2年の2月以降、もう外出を控えなさいということが政府で出されて、特に高齢者が買物にも行けない状態なので、私は農の贈り物として、町の出身者に対して金額的には少々でしたけれども、贈ってみたのです。そうして、それが返事として、この次はお金を出して買いますよというようなことでしたので、郵送料は臨時交付金を利用して、そしてこの事業を実施してきました、3年、4年と。利用者の声は間違いなく喜んでいただいておりますし、贈る側の町民として、私も何回も贈っておりますけれども、そうしたことの贈った人から聞いても、大変いい企画だなということは言うておりますので、今後もそうした頑張る農業に対しての支援はしていくということでございますので、ご理解いただければと思います。

付け加えますけれども、コロナ禍における販売の向上につながると、これは生産者の声です、農家の生産者の声。要するに農家の生産者が直売へ出す。それで、売れなかったら持って行ってしまおうという以前のやり方ではなかったもので、大変購買力の向上につながっているのではないかと、こう思っています。

以上。

○議長（小玉智和君） それでは、質問ありますか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 物産館に行ったり来たりしています。その中で責任者とお話する機会を得たので、どのぐらいの会員があるかということで九十幾つ、100近いという、下郷町の100の農村、腰を曲げたばあちゃんも含めて当然なわけで、その人たちが道の駅だったり、個々だったり、あるいは町ではあれですけども、旧檜原の宿場のファミリーマートの近くにも昨年からはスタートさせたものもインタビューしましたけれども、いずれにしてもこの売上げの5%ほど、また何の補助でしょうか、町からいただいているのだという話も聞いて、その三者、作るほう、あと贈るほう、贈られるほう、まさに喜びの声が多かったということを知って、ああ、これは下支え、まさに成功しているなど、これはコロナの云々ではなくて、そういったのを長く続けたい。ただ、課題は高齢者になっているので、道の駅みたいに、あるいは物産館みたいな遠くまでもう行けなくなっているというようなことも触れられていましたけれども、いずれにしても喜んでいる。働きがい、あとは届けられた人たちが真心が多分伝わるのだと思うのです。素晴らしい品物でないものもあるかもしれませんが、失礼ですけども。八百屋さん専門店ではないところもあるかもしれないですけども、成功しているのかなど。

そこで、最後にそこを聞きたいのは、物産館では600個を超過した。600個といえは60万円の補助、1,000円ぐらいの送料は補助で出すという。非常にこれすごいことなので、来年はどの程度そこまで見込まれているか、その1点をまず聞かせていただけますか。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） では、6番、玉川議員の質問にお答えしますが、来年度の予算も令和4年度の予算とは同じくらい上がっているのではないかと私は思いますが、町長査定にはそれが入っている。それは、当然のものとして私考えていますから、特に目にはしなかったのですが、恐らく委員会の中でも説明があろうかと思いますが、減額するようなことはないと思います。これが農家の生産意欲、要するにこれ頑張る農業につながっていくのですから、これを小さくするなんていう予算というのはやっていないと思うのですが、担当課長に説明させます。よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

農林課、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君） それでは、玉川邦夫議員のご質問にお答えいたします。

今町長が申されたとおり、令和4年度と同じ、令和5年度も650セットずつで2事業者、1,300セットの予算をいただいておりますので、よろしくをお願いします。

それと、補助につきましては送料と箱代ということで、合わせて1,700円分の補助となっております。よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） 再質問ありますか。

○6番（玉川邦夫君） 今のでいいです。

3番目、あと5分しかないので、1つだけというか、お答えいただければと。内容的には2つ。

この着地型観光、いろいろネーミングはすごい、ご褒美宿プランとか、私も1回使わせてもらったときがあったのですけれども、これお客様の声なのです。この冬、12月から1月、2月いっぱいまでだったでしょうか。なかなか冬は来づらいというか、大変だ、「何ぼ半額でもなかなか大変だね」という、これ声なのです。私は、ちょっと仲間がいるものですから、かんじきウォークイベントをつくって、もし泊まるのならどうぞみたいな、それに参加した、いわゆる何かイベントか事業をして、そしてゆっくり温泉につかるというセット、これは観光公社がよくやる、渡部さんがよくやってくれている、それをまねて、ちょっとPRしたら十四、五人来た。かんじきウォーク、今度オープンした雪国の峠の茶屋なのですけれども、そんなことで何かセットでないと、これからの旅行客、湯野上にすごいお風呂あるから泊まりに行こうではなくなっていると。大内もそうだと思うのですけれども、何かセットというもの、体験みたいなもの、ここで着地型とか難しいのですけれども、そういうものをセットにした旅行パックが公社はこれから大事だと。今回のようなのも予算は多分ないだろうと。でも、町としてどのぐらい、どういう感じでお手伝いをするのかなという。

私の願いとしては、結構復興のために町主催あるいは町が後援でもいいです。いろんなウォークとか、いろんな活動を客寄せに何かやっているのは、市場をにぎわしているのはもう皆さんご承知だと思うのですけれども、町でやるのは大変なことです、スタッフがいないですから。でも、町が押すようなイベント、企画を町民にやることによって、我々も、「うん、応援するよ」みたいな、何かそういうものが一つ二つあって、それによって誘客、泊まる客を増やすなんていうのを考えられるかどうかでございます。予算面と今のような企画をちょっと検討するという、無理だということか、その辺の回答いただいて、最後にしたいと思います。

○議長（小玉智和君） 6番、もう5分切っておりますので、質問、答弁簡潔にまとめてよろしく願いいたします。

それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 先ほども令和3年度の着地型、令和4年度の着地型の総括についての評価の内容をちょっと読み上げてみましたけれども、それでは5年度はどうなのだと、あるいは冬の利用はどうするのだというようなことを考えてみたときに、冬のイベントというと大内宿雪まつり、雪月火の雪祭りとかこういうものがあったのですが、コロナ禍で中止した年度もございますから、そうした企画をすることもこれから町の支援をしながらやっていくことが一番誘客につながっていくのではないかと思います。要するにかんじきウォークでもやっていたことが実際コロナ禍によって中止になったと、残念なのです。

しかし、これからはどしどしイベントを企画して誘客につなげていくということが私の考えでございますから、提案していただきたいと。各事業主であっても、施設側であっても、団体であっても、そうした企画がなければ誘客につながっていかないというの

がやっぱり現実だと思えます。ですから、イベント企画、そして誘客につなげていくということも大切です。やはり2年度、3年度、4年度で行った着地型事業がこれでおしまいかと言われても私は残念なので、今後の国、県の事業がどのくらいまで期間を延ばしていくのか、あるいは町としてその以降、どのような支援をしていくのかということ、着地型の担当者、職員であります。総合政策課を通じて、その結論を出すように今指示をしております。ですから、やはりこれが終わったらもう客足が遠のいたということにならないように、観光をPRする町としては、やはりそこは支援していくという考えには変わりございません。いかにどのくらいの金額にするかということも今後皆さんの了解をいただきたい。そして、進めていくということが6月以降の予算の立て方だと、こう思っていますので、ひとつそのときにはよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問ありますか。

○6番（玉川邦夫君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁漏れはございませんね。

それでは、ただいまより休憩いたします。（午後 1時46分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 1時55分）

次に、4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 議席番号4番、山名田久美子、一般質問をさせていただきます。今回1点のみ質問させていただきます。

アフターコロナを見据えた振興策についてお伺ひいたします。3期目となった現町政から1年半が経過しようとしております。町長は当選当時、観光需要が一気に高まると予想されるアフターコロナを見据え、全国有数の観光地である町内の資源を生かし、振興策を打ち出す構えだ。交流人口の拡大につなげると新聞のインタビューに答えておられます。また、観光事業を振興させていく上で、観光窓口は一元化していくことが重要であり、このことについては過去に一般質問をさせていただいております。令和3年の議会では、観光事業の窓口一元化は、今後重要であると考えますが、役場だけでは決めることができないので、関係機関と話し合い、見直しを検討すると答弁されました。令和3年12月では、近隣市町村組織状況を調査し、協議、検討する。信州いやま観光局は事業規模の相違点もあるが、広域観光の推進では先進的であり、参考になると答弁されております。

国政府は、5月連休明けには新型コロナウイルス感染症を現在の2類から5類に引き下げるとしております。アフターコロナはもう目の前です。いや、もう始まっていると私は考えます。この間の関係団体との話合いの内容、そして結果、そして今後どのような振興策を展開されていくのか伺ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 4番、山名田久美子議員のご質問にお答えします。

観光業の振興策は、ライフスタイルの多様化に伴い、国民の価値観は心豊かさの重視へと推移しており、都市住民にあつては自然志向やふるさと回帰となって現れていることから、伝統文化や慣習を残しつつ、様々な価値観を受け入れる住民の意識改革も必要となっている。農山村と都市との交流により、農山村ではサービスの提供や産業おこしなどを通して経済的な効果が期待できるため、地域住民が一丸となって交流に取り組むことにより、自分たちが住む地域を誇りと愛着を持ち、個性のかつ魅力的な地域づくりに役立てることが求められております。首都圏から比較的近い利便性や豊かな地域資源を生かした体験型、参加型事業の展開によって、町内滞在時間の延長を図り、地域経済の活性化に結びつける取組が求められています。会津縦貫南道路の下郷区間が着工し、今後さらなる交流人口が増加していくことが見込まれ、この交流人口を地域の活性化に結びつけるために、地域の特性を生かした取組を推進、姉妹都市との交流など、積極的な施策を推進し、さらなる観光客の需要の拡大を継続していく必要があると思います。

平成23年の東日本大震災後の観光入り込み数は大幅に落ち込み、徐々に回復傾向にあるが、いまだ原発事故の影響による風評被害が払拭されていないことや、今般のコロナウイルスの感染症の拡大、観光ニーズの多様化などにより、震災前の水準には回復しない状態であります。観光資源や宿泊施設など、滞在型観光への様々な環境づくりを実施し、町内に点在する観光資源や施設のルート化を図り、滞在型観光を積極的に推進し、宿泊者を含めた交流人口の拡大が求められるところでございます。全国的に本市外国人観光客が伸びてきておりまして、また町内でもその状況が見られてきていますが、町内の受入れ環境はまだ十分とは言えないため、受入れ環境の強化が求められる中で、大きく当町の観光関連団体、組織の状況ですが、大きく3団体、下郷町観光協会、一般財団法人下郷町観光公社、下郷町地域振興株式会社があります。これら以外にも町内観光地で各観光協会や組合など、様々な組織が存在しているところでございます。ご承知のとおり、これらの団体や観光事業者と団体、個人合わせて140の組織が加盟している団体が下郷町観光協会であり、事務局は役場商工観光係でございまして、町担当職員が事務局として従事している、言わば町観光事業の中核を担っている組織でございます。

また一方、財団法人下郷町観光公社は、養鱒センターでのマスなどの養殖販売に始まり、古くから釣り堀を主体としたファミリー向けレジャーの施設として役割を果たしております。その後は下郷町物産館、食の館三彩館、町並み展示館、駅カフェしもごうなど運営施設を増やししながら、多様化する観光需要に対応してまいりました。また、観光公社はこれらの町内観光施設の運営を行い、農産物等の販売や体験事業などにより、利益を生み出しながら、町の観光施設の運営とPR組織としての役割を担ってまいりました。最近では、社会情勢の変化に対応した着地型観光を立ち上げ、旅行業、レンタル業、観光ガイド業、体験事業、宿泊受入れ補助事業、さらには100万年ウォークなどイベントの企画運営など、施設管理運営から観光振興事業へも対応し幅を広げてきました。特にコロナ禍での宿泊事業者及び飲食事業者への各種支援事業は、国、県など支援制度の谷間を埋めていく効果的な事業であったと感じておりますし、一般財団法人事業者として公益性の高い事業の推進に欠かせない組織でもあります。

下郷町地域振興株式会社はご存じのとおり、国道289号の開通に合わせて、道の駅しもごうを管理運営をするために、下郷町、下郷町商工会、会津よつば農業協同組合、会津乗合自動車株式会社、株式会社東邦銀行といった行政、商工業、農業、交通、金融の多種多様な業種の出資の下に設立されました。下郷町の新たな玄関口となる道の駅は交通の要衝であり、観光を含む町の情報発信、地域特産物の販売及びPR、道路利用者への食事や休息場所の提供、地域イベントの実施など様々な役割を担う施設であり、道の駅は全国各地の自治体に整備され、各地域の特色を生かした事業を展開して地域振興を図っている施設であります。第三セクターとして行政の資本も入っておりますが、いわゆる民間企業の感覚で、スムーズに事業を展開できるような運営形態を取っている事業者でもあります。

議員ご指摘の令和3年6月議会の観光窓口一元化に関する件と、令和3年12月議会での近隣市町村組織状況の調査、信州いいやま観光局を参考とするとの答弁に対する件についてですが、このことについて、いいやま観光局について調査してみますと、これまで説明したことから観光関連団体、事業者と運営状況を把握しておりますが、詳細は調査した結果に基づいて調べてみますと、まだまだその時期尚早であるということが私の考えの中であります。いわゆる組織の一元化、組織統合をしている町村もあれば、逆に組織を分離し、働きやすくしているところもあり、各自治体の事情に異なることから様々であります。一元化、いわゆる組織統合と合理化だけが目的ではないのかもしれませんが、ほとんどの組織が本町と同様、各自治体からの補助金に頼っているところが現状のようです。当町の下郷町観光協会、一般財団法人下郷町観光公社、下郷町地域振興株式会社と、それぞれの特色や役割を生かした本町の体制も機能的に運営できるのであればよい部分もあると思っております。いずれにしましても、一元化を検討しないということではなく、信州いいやま観光局の仕様や近隣市町村の組織状況を調査した意見をまとめてみますと、時期尚早であると思っておりますが、当町にとって重要な観光産業だからこそ慎重に検討しなければならないことの内容となっております。したがって、調査意見をさらに検討しながら判断することが重要であります。

さらに、議員ご指摘のアフターコロナの振興策でございますが、町内自ら全国の観光地の状況を見てみますと、私もアフターコロナは先に始まっていると感じております。アフターコロナを一番感じているポイントは、交通機関の利用者の増加です。コロナ禍では、接触を避けるため、マイカーやレンタカーの移動が多かったのですが、大内宿の雪まつりの際、湯野上温泉行きの会津鉄道の乗客数や大内宿へのシャトルバスの乗降客はかなり多かったと聞いております。また、外国からのお客様、特にタイからのお客様が急増しており、これまでになかったタイ語のパンフレットを町観光協会にて現在作成中のことでもあります。目まぐるしく変わる情勢を注視し、皆様のご意見をいただきながら、アフターコロナに乗り遅れないように対応していきたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

最後に、アフターコロナの展開の一つには、広域観光の推進と新たな観光資源の発掘強化があるのではないかと考えておまして、昨年は日光国立公園満喫プロジェクト事

業に正式に参加し、これまでの県内、特に会津地域を重視した広域観光から国道289号の開通により西郷村、白河市との連携強化、さらには日光国立公園を活用した那須、日光エリアなど連携強化を進めているところでありますが、特に地理的に近い那須町や環境省那須管理官事務所とは連携事業が進んでおり、11月には環境省の那須高原ビジターセンターにおいて1か月間、下郷町特集ということで松川通り、いわゆる会津中街道の紹介や本町観光地の四季をテーマとした常設展示の開催や観音沼森林公園のライトアップ事業など、大変好評であったと聞いております。いずれにしましても、会津縦貫南道路の開通を見据え、周辺自治体との連携協力を深めながら、観光事業の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） ありがとうございます。

まず1点、ごめんなさい、私聞き逃してしまったのかどうか、質問の中に関連団体事業者との具体的な協議を行ったのかどうかという答弁ありましたでしょうか。申し訳ないです。ちょっと聞き逃したのか、そこだけ1点お願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 今の山名田議員の再質問の中の1回目の答弁の中では、信州いいやま観光局の資料は山名田議員から直接いただいて、これを読みました。また、令和3年度における信州いいやま観光局の調査結果についても読んでみました。これを参考にしながら考えてみますと、まだまだ協議する段階ではないなという感じを受けましたので、その最初の答弁については協議したということは言っていない。

それから、近隣町村についての調査はしてみました。それは、町村に関しては後から担当課長に申し上げますけれども、磐梯町あるいは喜多方市、それから埴町、平田村等の調査は行っております。そうしたことについては詳しく情報を見ながら、今後の一元化についての判断はしていきたいと思いますが、いずれにしても各町村いろいろなことが考えられております。

ただ、信州いいやまの地区の場合は規模が大き過ぎて9市町村で局を設けて、そして100名からの雇用をして、予算額にして6億何千万円の予算で運営して、果たして信州いいやま観光局の例を見ながら下郷町に当てはめることはできないのではないかと思います。そのような協議はしておりません。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） いいやま観光局に関しましては、あちらは市です。ここは町です。確かに規模は違うと私も感じております。ただ、やはり1万9,000人ぐらいだったかと思うのですけれども、小さな市なのです。ただ、周りにやっぱり観光を持っているのです。それは下郷も同じことだと私は考えているのです。いろんな観光の団体が集まっ

て1年でつくったというところのすごさは感じております。そこをまねろとか、そういうことは私も考えてはおりません。やはり下郷でできるやり方を考えていく必要があるのではないかとこのように思っております。

ですから、私も関連団体といえば町の観光協会、それから湯野上温泉観光協会、公社の観光ガイドに所属しておりますし、今町長の答弁にありました、いろんな観光の動きは自分なりに把握しているところでございます。アフターコロナに関しましても、先ほど町長おっしゃいました、本当に大内宿雪まつり、3年ぶりに開催されて、私も猿遊号を使って行ったのですが、バス4台あっても乗り切れず、もうバスが何回も往復しているという姿を見てきました。これ本当に久々に見た景色です。最後に花火が上がって、今回広報にも写真載りましたけれども、すごくすばらしい。今回1日、2日だけの対応ではなくて、1週間やるという形で大内は頑張ってやりましたので、そういった形のこれからのやはり観光の在り方、やり方、イベントの在り方、やり方をやっているのかなというふうにごく感じてまいりました。なので、その中でやはり私もいわゆる町職員が今後関連団体と事業者、協議を行っていく上で、調整役として頑張っていただくということだったのですけれども、あのときも駅の運営だとか何かに町の職員が残業でやっているわけです、人員が少ないのに。本当に大変だなと思いました。今後こういうことを考えていくのであれば、適切な人員、やはり観光、農業に力を入れる。先ほど教育もありましたけれども、力を入れるのであれば、そういったところにやはり手当てしてほしいなということを感じているところです。その辺人事に口は出せませんので、何とも申し上げられませんが、やはり職員の動いている姿、本当に皆さん頑張っていますので、その辺町長はどのように評価されているのか伺いたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 山名田議員の貴重なご意見をお聞きしましたけれども、観光施設の一連化、一局化ということについては時期尚早だと私は思います。

そして、観光振興については私一人の考えでなくて、関係団体をはじめ、町民の皆様のご意見を聞きながら運営していくことが大切だと思います。今、山名田議員がおっしゃった大内宿雪まつりにお客さんが来ていただいた。本当によかったですと思います。大内宿雪まつりの最初の事業から3年間、私が担当した雪まつりです。大変あのときにはお客様が来なくて、地域活性化の理事長が来たときに、そんなに通常本当に語る必要はないと思って、3,000人来ましたというようなことを申し上げたところがございました。あれを考えると、今の大内宿の雪まつりは想像に絶する大変な入り込みでございます。

そして、駅の運営の関係、職員が協力していると。駅の運営に携わったのは私が最初です。私も行って協力してきました。そういう当時もありましたので、大変職員にはご苦労さまだと思っていますが、今後そうした観光協会でも運営している、あるいは公社でも運営している、地域振興株式会社でも運営していることについて、十分なる資料の下で協議していくことも重要ではないかと思っております。

ただ、1年間でまとめてしまうということになれば、それはちょっと無理があるので

はないかと私は思っていますので、時期尚早という答弁をいたしましたけれども、いずれにしてもそういう時期が来て、もう少し観光入り込みが増えるように、客数が増えるようにやっぱりやっていくのが私の考えですので、ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） ありがとうございます。やはり今広域ということも町長のほうから出ましたので、やはり今まで全会津というような形で、全会津の広域で考えていこうということもありました。しかし、今回日光軸、それから那須軸、いわゆるそういったところも出て、白川、西郷と289とのつながりとか、そういったところが、いろんなところには参画し始めているというところは、やはり観光に対して進んできているというのは感じております。こういった広域で観光を動く、下郷だけでやろうとしてもなかなか難しい点がございますので、広域で動いていただけるというのは私はありがたいことだと思いますし、そういったことに関して私たちもやはり広域で活動、観光議員連盟というような形で議員の集まりもがございます。そういったところでやはり協力できるところは協力していきたいとは思っておりますので、今後ともその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それからあと、いわゆる観光関連団体、事業者との具体的な協議というのが実際今行われていないわけですよ、それでよろしいですよ。その間をいわゆる役場職員が調整して意見を伺っていくということなわけですけれども、意見を伺うことと協議、話し合うということは、私は意味が違うと思うのです。やはり意見を聞く、話を聞くということは大事ではありますが、そこをテーブルにのせて協議をするという大切なことがございますので、その辺を大切に考えていただきたいなというふうに思います。そうしていくべきではないかと考えます。

それから、一元化に関しては、確かに1年、2年でさっとできるものではないと私も考えますけれども、その時期が来たらと今町長がおっしゃっていただきましたので、その時期を早めに持っていけるように、やはり町の観光関連団体との協議というのは進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 山名田議員の質問にお答えしたいと思います。広域連携でやっていくことは大変重要であるということでもございましたので、これからしっかりと日光軸や那須軸においての広域で活動することについて進めていきたいと思ひます。いずれにしても推進する団体と、要するに地方自治体の団体、そしてそこに働いている職員ですから、そうしたところの職員及び団体の職員というか、人たちによって進めていくことが大切でございますので、私から意見、協議ということを話を答弁しましたけれども、その下支えになって働いている人たちの考えを十分に吸い上げていただくようなことを各団体には申し上げておきますので、ご理解いただきたいと思ひます。

なお、一元化については、例えば一つの例の町村です。やっぱり道の駅あるいは三彩館、季節館だとか、蔵の里だとか、あとスポーツ施設もあるし、美術館もあるそうですが、こうした市町村名は申し上げませんが、この5つを一本化したことによって役員が多くなり過ぎてしまって、会議もなかなか取れないという状況になっているというのが調査した内容の中にあります。これは、担当を調べた職員が書いたのかどうか分かりませんが、今となってしまうと失敗した合併だったというようなことも書いてあるのです、調査内容は。私はお願いしたから、この調査内容については書いていませんけれども、やはり大きくなればなるほど、それは経費がかかります。役員だって増えるわけですから。ですから、そうしたこともやっぱり考えていただくような協議、意見は必要だと、こう思っております。1つの例を申し上げました。

信州いいやまなんかもそうです。9市町村の役員ですから、これは大変なことです。一つの町のものではない。9市町村の局ですから、負担金も大変です。ですから、それを考える、それは参考にしなくてもいいということですが、一つの町村の団体あるいはいろいろな公共施設についてもそういうことになりますので、やはり意見、それから協議、これは皆さんが団体における考え方をまとめていただくようなことを総合政策、あるいは商工観光係として取りまとめていただいて、それを町の私のほうに提案していただくような方法、指揮を執っていかないと、なかなかまとまり切れないということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

○4番（山名田久美子君） ありません。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはございませんか。

○4番（山名田久美子君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、これで4番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

これで一般質問は終わります。

日程の追加

○議長（小玉智和君） 過般、総務文教常任委員会に付託の請願第1号 子どものマスク着用有無による偏見差別いじめの未然防止対策、環境づくりを求める請願、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情については、先般3月9日に開催されました総務文教常任委員会において審査を終了し、その結果について総務文教常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書の提出がなされております。

さらに、一般質問が本日で全部終了いたしましたので、明日3月15日を議案思考のため休会にしたいと思います。以上の3件については、去る3月7日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
追加議事日程を配付いたします。

(資料配付)

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 請願・陳情

○議長（小玉智和君） 追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の請願第1号 子どものマスク着用有無による偏見差別いじめの未然防止対策、環境づくりを求める請願、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、お手元に配付のとおり、請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、湯田健二君。

○総務文教常任委員長（湯田健二君） 総務文教常任委員会委員長の湯田健二でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

「記」といたしまして、付託年月日、令和5年3月9日。件名、請願第1号 子どものマスク着用有無による偏見差別いじめの未然防止対策、環境づくりを求める請願。陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、令和5年3月9日。出席委員は、玉川邦夫君、星能哲君、星昌彦君、小玉智和君、そして私であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（小玉智和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号 子どものマスク着用有無による偏見差別いじめの未然防止対策、環境づくりを求める請願の件を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 子どものマスク着用有無による偏見差別いじめの未然防止対策、環境づくりを求める請願の件は、採択することに決定いたしました。

これから、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件は、採択することに決定いたしました。

追加日程第2 休会の件

○議長(小玉智和君) 追加日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りします。明日3月15日は議案思考のため休会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、明日3月15日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は3月20日であります。

議事日程を配付いたします。

(資料配付)

○議長(小玉智和君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。(午後 2時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月14日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和5年第1回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	令和5年3月9日			
本会議の会期	令和5年3月9日から3月20日までの12日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和5年3月20日	午前10時00分	議長 小玉智和
	閉会	令和5年3月20日	午後6時46分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	7番 佐 藤 盛雄	9番 湯 田 健二		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 室井 哲	参事兼総務課長 湯田 英幸	総合政策課長 玉川 武之
	税務課長兼会計管理者 佐藤 貴博	町民課長 室井 節夫	健康福祉課長 佐藤 英勝	農林課長 只浦 孝行
	建設課長 猪股 朋弘	教育委員会教育長 湯田 嘉朗	教育次長 湯田 浩光	代表監査委員 渡部 正晴
	農業委員会事務局長 大竹 浩二			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 荒井 康貴	書記 室井 徳人		
	書記 芳賀 沼崇正			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和5年第1回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：令和5年3月20日（月）午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 専決処分につき承認を求めることについて
（専決第1号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第6号）） |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 下郷町子宝祝金支給に関する条例の設定について |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 下郷町個人情報保護法施行条例の設定について |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 下郷町特別導入事業基金条例を廃止する条例の設定について |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び下郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について |
| 日程第13 | 議案第13号 | こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 下郷町土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 町道の路線認定について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 町道の路線変更について |
| 日程第18 | 議案第18号 | 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約について |

- 追加日程第 1 「議案第 18 号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約について」の撤回
- 日程第 19 議案第 19 号 令和 4 年度下郷町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 20 議案第 20 号 令和 4 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議案第 21 号 令和 4 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 22 議案第 22 号 令和 4 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 23 議案第 23 号 令和 5 年度下郷町一般会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 24 議案第 24 号 令和 5 年度下郷町国民健康保険特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 25 議案第 25 号 令和 5 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 26 議案第 26 号 令和 5 年度下郷町介護保険特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 27 議案第 27 号 令和 5 年度下郷町簡易水道事業特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 28 議案第 28 号 令和 5 年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 日程第 29 議員提出議案第 2 号 下郷町議会会議規則の一部を改正する規則の設定について
- 日程第 30 議員提出議案第 3 号 下郷町議会の個人情報の保護に関する条例の設定について
- 日程第 31 議員提出議案第 4 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 日程第 32 議員派遣の件
- 日程第 33 閉会中の継続審査申出について
- 追加日程第 2 町長提案理由の説明
- 追加日程第 3 議案第 29 号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約について（追認）
- 散 会
- 閉 会

(会議の経過)

○議長(小玉智和君) おはようございます。

まず初めに、先週16、17日に予算特別委員会が開催されまして、議員の方々、また町職員の方々、慎重審議大変ご苦労さまでございました。

本日は質問、答弁につきましては、マスクを外すことを許可いたしますので、よろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。(午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第1号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第6号))

○議長(小玉智和君) 日程第1、議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第1号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第6号))の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) おはようございます。ご説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第1号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第6号))でございますが、2ページをお開きいただきまして、本補正につきましては12月から1月にかけての集中的な降雪に伴う除雪費の予算不足への対応と今後の降雪に備えるため、歳出予算の組替えを行い、除雪費を増額したもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

6ページをお開きいただきまして、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費でございますが、除雪委託料を3,523万円増額し、予備費により財源を調整したものであります。

本補正につきましては、早急に予算措置を講ずる必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和5年2月10日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第1号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第6号))の件を採決いたします。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第2号 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(小玉智和君) 日程第2、議案第2号 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) 議案書の7ページでございます。議案第2号 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、最近における物価変動等の影響により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げること等を目的に、公職選挙法の一部が改正されたところであります。これに伴い、本町におきましても町議会議員及び町長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に関する限度額を引き上げるため、本条例の改正を行うものであります。

議案書の8ページ、あわせて新旧対照表1ページをお開き願います。第4条第2号アにつきまして、選挙運動用自動車の借入れの限度額ですが、1万5,800円を1万6,100円に、同号イにつきまして、選挙運動用自動車の燃料費の限度額ですが、7,560円を7,700円に改正するものでございます。

続きまして、第8条につきまして、選挙運動用ビラの作成の限度額ですが、7円51銭を7円73銭に改正するものでございます。

新旧対照表2ページをお開き願います。第11条につきまして、選挙運動用ポスターの

作成の限度額ですが、作成単価393円80銭を405円99銭に、23万2,875円を23万7,188円に改正するものでございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願いいいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第3、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本件について議案の説明を求めます。

町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） おはようございます。議案書の9ページをお開きください。議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、消防団員の減少や災害が多発化、多様化する中、町の安全、安心の要として、消防団員の処遇改善に向けて消防庁長官通知、消防団員の報酬等の基準の策定等についてにより報酬等が示されたことを踏まえて、条例中の報酬額を引き上げるほか、所要の改正を行うものでございます。また、この改正に伴いまして、下郷町消防団設置条例も一部改正させていただきたいと思っております。

改正の内容でございますが、消防団員の年額報酬の引上げ、出動報酬の創設、災害対応等に出動した場合の出動報酬の追加並びに遭難救助等に出動した場合の出動報酬の引上げでございます。

それでは、議案書の10ページと新旧対照表の3ページをお開きいただきたいと思えます。新旧対照表の改正後の欄でご説明したいと思えます。第2条に第3項といたしまして、消防団員の出勤に係る報酬は、別表第1の2のとおりとするという文言を追加したいと思えます。

次に、別表第1、消防団員の項、報酬額の欄中、20万3,000円を26万3,000円に、12万6,000円を17万6,000円に、7万1,000円を11万円に、5万2,000円を8万円に、2万4,000円を3万8,000円に、1万9,500円を3万円に、4万5,000円を7万円に、3万4,500円を5万5,000円に、3万1,500円を4万9,000円に、2万3,500円を3万6,000円に改め、同表の次に次の1表を加えます。

次に、新旧対照表の4ページを御覧ください。別表第1の2（第2条関係）を追加します。区分、出勤報酬の額、摘要の順で、訓練等に出動した場合、1回につき4,400円、4時間を超えないときは半額とする。災害対応等に出動した場合、1日につき8,000円、災害対応等の難易、時間等の条件により、その都度町長が認める範囲内において割増しや減額することができる。遭難救助等に出動した場合、1日につき1万2,000円、町外者の遭難等に適用する。救助作業等の難易、時間等の条件により、その都度町長が認める範囲内において割増し又は減額することができるを追加いたします。この追加に伴いまして、下郷町消防団設置等に関する条例（昭和43年下郷町条例第18号）の一部を次のように改正します。

新旧対照表の5ページを御覧ください。第15条、「消防団員が職務のため出勤した場合は、別表第3に定める費用弁償を支給する」を「消防団員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年下郷町条例第29号）に定めるところによる」と改正し、別表第3（第15条関係）を削除する内容でございます。

以上、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明いたしました。よろしく御願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

町民課長。

○町民課長（室井節夫君） 大変申し訳ございませんでした。金額の訂正があります。大変申し訳ございません。「2万4,000円」と言いましたが、「2万4,500円を3万8,000円」にでございます。申し訳ございませんでした。

もう一件、「2万3,500円を3万6,000円」と申し上げましたが、「3万6,500円」の誤りでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（小玉智和君） 分かりましたか、皆さん。そのようによろしく御願いたします。ご質疑ありませんか。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 消防団員全員の全般の報酬の値上げ、非常にいいことだと思いますけれども、基本的に団員が少ないわけですから、分団幹部はもちろんでしょうけれども、一番下の団員の報酬費用をもう少し上げたらどうだったのですか。例えばこれ、近隣町

村の関係とはどういう値が違うのでしょうか。ちょっと参考までにお聞きしたいと思います。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） 8番、湯田純朗議員の質問にお答えいたします。

消防団員の数が減少して一番下、団員数が少ないということは重々分かっておりますが、消防庁長官の通知で示された指標の一番最低基準の金額で改正しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小玉智和君） 8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 分かりました。もう最低基準というのは仕方なく上げたようなものでしょう。最低基準で上げたというのは、仕方なく国がそう示したから上げたということで、地元の消防団員の実情を勘案して、もうちょっと上げたほうがよかったのではないかなと思っておりますけれども、そこら辺いかがですか。

○議長（小玉智和君） それでは、町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） ただいまの8番、湯田純朗議員の質問にお答えいたします。

それもそうだと思いますが、周りの状況もございまして、周りの状況も大体この最低というか、それで上げていることも勘案しまして、改正したいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（小玉智和君） 8番、いいですか。

○8番（湯田純朗君） はい、結構です。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 下郷町子宝祝金支給に関する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第4、議案第4号 下郷町子宝祝金支給に関する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長(佐藤英勝君) おはようございます。それでは、議案第4号 下郷町子宝祝金支給に関する条例の設定についてご説明を申し上げます。

議案書の13ページを御覧ください。今回の条例の設定につきましては、次代を担う子供の誕生を祝うとともに、子育てに伴う経済的負担を軽減することを目的に、支給要件の緩和や支給金額の増額に係る事業内容の改正に伴い、条例の制定を行うものでございます。

まず、第1条の目的につきましては、ただいまご説明いたしました支給の趣旨を条項としております。

次に、第2条の支給対象者につきましては、現行条例では出生時については3か月以上、両親については4年以上の居住が必要である旨の要件が規定されております。条例案では、子の住民基本台帳への登録と子の父または母が出生前並びに出生後にそれぞれ6か月以上本町に居住して、子の養育を行うことが必要な旨を定める条項としております。

次に、第3条の祝金の額につきましては、現行条例では第3子10万円、第4子20万円、第5子以降、各30万円と規定されておりますが、条例案では第1子10万円、第2子20万円、第3子以降、各30万円と支給金額を定める条項としております。

次に、第4条につきましては申請方法、第5条につきましては祝金の返還があった際に関する条項、第6条につきましては詳細を規則で定める旨をそれぞれ条項とさせていただきます。

次に、附則につきましては、施行日を令和5年4月1日からとすること、現行条例の下郷町出産奨励「子宝祝金」支給に関する条例を廃止することと規定をしております。

以上、ご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番(佐藤盛雄君) お尋ねします。

子宝祝金条例ができた当初、前の金額、当初設定したときには、この設定に関わり合っただけで提言してきた者の一人として、やはり悪いことではないと思っております。それで、第3子から10万円、第4子が20万円、第5子以上が30万円ということで、当初の金額からかなり金額落として改正になったときは、本当にこんなのでいいかなということで、かなり私自身もこの条例改正には疑問を持った一人でございます。

今回は、第1子からということでこのような提案になっておりますが、この中で住民基本台帳法に基づいて登録した者でなければならない、これはもちろんですけども、当該の子の出生の日の以前から引き続き6か月以上、要するに本町に住み続けなければならないということですが、前は多分4年だったと思います。要するに下郷に住んでい

る住民登録した人、もともとこちらに本籍があつて、住所があつて、Uターンしたり、Iターンで戻ってきた、こういう者は歓迎なのですが、転勤族、要するに公務員等が他の町村から勤務のために本町に来て本町に住所を移す。例えば学校の先生とか、そういう人が4月に赴任になって、住所要件をやつて、こちらに住まわれる。そしてまた、3年ぐらいしたらまた転勤してしまう。そういう人たちにまで支給するというのはやっぱりいかなものかということで、以前も弁護士を入れて検討して、そういう期間設定になったと思います。

それから、同一夫婦で嫡出子、要するに同一婚で生まれた子供が該当するのか、あるいは再婚することによって2人目がいて、3人目が生まれたという場合には3人目で支給するのか、そういった基準が明確でないという、やっぱりこれはちょっと不備だと思うのです。その辺どのように対処されるのか、またどのように解釈するのか、不備はないのかどうかお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） ただいま7番、佐藤盛雄議員からご質問を頂戴いたしました。2点ほどだったかと思うのですが、まず転勤族と言われる方の居住要件に関する部分になります。我々も3年ぐらいのペースで定期的に人事異動される方が居住をされていて、当然子育てをされるような若い世代の方だというのは承知をしております、ただある一定条件で居住の月数を認めないことには、例えば悪用する場合、あまりちょっと考えたくはないのですが、お祝金をもらいたいがために短期的に転居をされる方等々もいらっしゃいますし、あと逆な意味でそういった方を認めないということ自体が、その方は基本的に住所を置いて、もちろん町税等も町のほうに納付をいただいている部分でございますので、何らもともとお住まいになっている住民の方と住民サービスを受ける上では何か差をつけるものではないというふうには考えておりますので、近隣の状況を勘案しまして6か月というふうな形で居住要件のほうを定めさせていただいております。

もう一点については、嫡出子と、あと非嫡出子、要はそのご夫婦でもうけたお子さんか、あと旦那さんか、奥様かの連れ子かを含めて第3子になるのかというふうなお話でございますが、そちらを含めて一定程度子育て支援というふうなものも当然必要になってまいりますので、そちらは分け隔てなく、例えば前のパートナーとの間にもうけたお二人がいらっしゃって、今のご夫婦で3人目をもうけたのであれば、第3子というふうな形で支給のほうをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 今の課長の答弁、要するに住民サービスには差別をつけるべきではないということですが、これは町独自の財源、補助金が絡まない町独自のあれで。要するに下郷に長く住んで、下郷で子供を産んで、保育所、小学校、中学校と行って、子供たちが増えるための要するに呼び水だと思うのです。ですから、ほかの企業及び公務員

なんかで2年ないし3年ぐらいで転勤する方が多いのです。ですから、せっかく町の独自の財源を補助したものが将来効果がなくなってしまう。これは、何らかのやっぱり区切りをつけるべきだと。ですから、出生前の6か月はいいかもしれません。例えば補助金をもらったならば4年間はここに住み続けるとか、やっぱりこういう縛りは私は必要だと思うのです。だから、要するに住民基本台帳にのっかった人は同じ下郷町民だから、差別をしてはならないということも分からないではないけれども、この目的、趣旨というのは、やはり将来の子供が増えて、要するに小中学校の子供たちが増えるようなためにこれやっているのでしょう。だから、そのためには2年ないし3年で転勤してしまうということは、町民の大事な税金を使ってやるわけですから、町独自の財源でやるわけですから、その辺の縛りはやっぱりやるべきだと思っております。

嫡出子と非嫡出子の問題、それは考え方によって非嫡出子でも、婚姻によって嫡出子が生まれた場合には3人目で該当する、これは当然下郷に長く住むという意味で多分考えている方だと思うのです。この人たちはいいでしょう。だから、やはり転勤族に対してはある程度の縛りというものをやるべきではないかと思っているのです。

ですから、この中で下郷で出産祝金、子宝祝金、かつての条例全部これ廃止なのです。ですから、これは廃止する場合には、その中で期間とか限定的のっています。やっぱりその一部はここにを入れるべきだと私は思います。だから、制度実施には反対ではないのです。ですから、この条例をつくった場合の将来、後々の効果を得るためには、そういったことをしないと、やっぱり貴重な財源の投資効果が薄れるので、私はそれはやるべきだと、宣言すべきだと思っています。もう一度ご答弁お願いします。

○議長（小玉智和君） ただいまの質問については、課長権限ではちょっと難しいと思うので、町長、答弁をお願いします。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） いいですか、課長で。

それでは、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） ただいまの7番、佐藤盛雄議員からご質問をいただきました出生後の居住年数に関するご質問でございますが、先ほどの繰り返しのようになってしましますが、我々でも十分転勤族って言われる方の実態については重々把握をしておりますが、当然転勤族って言われたい、例えば一般のお勤めになっている方でも、お仕事の都合、家庭の事情等で転出されるのは、当然これは推測できることではございませんので、出生時にある程度3年でしたり、2年でしたりというふうな出生後の居住要件を仮に認めてしまいますと、その後例えば仮に転出されたときは当然返還を求めるといような形になってしまいますので、ちょっと先の見えないものに対してある一定の制約を求めるものもちょっといかがかと思ひまして、今回6か月というふうな短期、悪用する方を未然に防ぐというような意味もありまして、祝金を目的に転入されてくるような方、いらっしゃらないとは思いますが、そういった方を想定して今回6か月というふうな形。非常に短いというふうにおっしゃる方については当然半年というふうな考え方になりますので、短いかとは思いますが、あくまでも出生されたことに対してのお祝いだとい

うふうな趣旨がありますので、転勤される、転勤されないということで差を生むものではなく、一律の交付というふうに祝金というふうな形でさせていただきたいというのが趣旨でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 子宝祝金条例、現在ある、それをつくるときには弁護士を入れて、その期間だとか嫡出子の問題、こういうものを十分に検討したのです。職員だけではなく、外部の弁護士を入れて、その条例設定のときにこれをかなり吟味してやったのです。ですから、やはり子供たち、要するに出生率を上げるためにはいいことであるというのは認識しています。

ただ、先ほどから何回も言っております祝金を受託した後の年限の縛りというのは、これぐらいはやっぱりつけないと、確かに今課長おっしゃったように、転勤族以外にもいろんな事情でこれは他に転出してしまうということもいることは事実でしょう。だけれども、この条例の趣旨というのはやっぱり下郷の出生率のアップと子供たちを多くすると、小学校も少子化で複式学級化が進んでいる中で、出生率を上げるための条件としてこれを提案するということであるが、やはり何回も言いますように、受託後の祝金を受け取ってからの後の縛りというのは、これは入れるべきだと私は思っています。だから、前もいろんな問題があったけれども、いろんな弁護士あたりの話を聞くと、それはやっぱりやるべきだということで、そういう厳しい制限をかけたのです。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁は要りますか。

（「いや、答弁やったって変わらない」の声あり）

○議長（小玉智和君） また、行ったり来たりになってしまうみたいなのだけれども、いいですか、答弁は。

（「変わらない。検討するとか……」の声あり）

○議長（小玉智和君） なかなかちが明かないような状況なのです。

それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤議員には貴重なご意見いただきまして、誠にありがとうございます。ただいま健康福祉課長が答弁したように、転勤族を考えて6か月としたわけではないというようなこと、事情はあります。様々な事情はあると思います、世の中ですから。ですから、平成15年のときに改正したときの案を、条例を改正するわけですから、もう十何年、20年かかっているのですから、以前の議会でも何番さんだかちょっとど忘れしましたがけれども、そうした子宝祝金についての改正案を出していただきましたから、近隣町村の改正案を見ながら今回つくっているわけですので、ご理解いただきたいと。貴重な意見はいただきますけれども、そんなことでこのことについては賛成しますが、文言についてもう少し検討したらいいのではないかとということです。様々な近隣町村の案を検討しながら、この条例は出したつもりでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、いいですか。今町長答弁。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） そうしましたら、現行の下郷町出産奨励「子宝祝金」支給に関する条例のほうのもう一度確認の意味を込めまして、中身のほうをご説明をさせていただきます。

まず、今ほど7番、佐藤盛雄議員から居住要件に関するご質問いただいておりますが、その部分についてのみご説明をさせていただきますと、現行条例では、「祝金の支給は、両親又は保護者が本町に住所を有する者で、次の要件を備えた者に支給する」とさせていただきまして、「出生時が誕生後引き続き3か月以上本町に住所を有していること」、2点目として、「出生時前に、両親が引き続き本町に4年以上住所を有していること」ということの2点のみ要件とさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君、今課長から説明あったのですが、どうですか。

（「分かっていますよ」「終わり、終わり」の声あり）

○議長（小玉智和君） いいですか。

（「それは分かっています。だけど、新しい条例に入れるんじゃないこと」の声あり）

○議長（小玉智和君） 今町長からも答弁あったのですけれども、取りあえず今回については、そのようによろしくお願ひしたいということでございますから。

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

7番。

○7番（佐藤盛雄君） 先ほどから私はこの条例の設定に対して、趣旨は賛成ですが、その中での一部不足する部分があるということで、やはり縛りはつけるべきだということで、平成6年でこの条例を、元の条例をつくったときには、これをつくるということで当時の櫻木町長に提案した一人として、今ある条例できたのです。ですから、その点については、私はいろんな角度で提言したりして出産祝金、子宝祝金条例の制定には関わったということで、だからそれを期間と、あるいは嫡出子の問題、いろいろちょっと変わっていますけれども、縛りの部分が足りないということで、この条例に私は反対します。

○議長（小玉智和君） それでは、次に原案に賛成の方の発言を許します。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 私は、この条例に賛成いたします。

佐藤盛雄議員がおっしゃっているのもよくよく分かりますが、この条例、この本文にも一応書かれていますとおりに、細かく町のために書かれているのが第2条の（3）には「子の父又母には町税等の滞納がないこと」、これは町に住んでいて、ちゃんと町税を納めている、それは何年も住んでいないと町税は納めていないというふうになりますので、こういう文言が入っていることに対して、やはり町に住んでいるというのが証明されると思いますし、第5条には「既に支給した祝金を返還させることができる」、不正の行為があつて、これは不正によってですけれども、私は転勤なりの人たちに関しては、仕事柄どうしてもやむを得ないというふうに思っていますし、逆に転勤してきた人たちが、そのとき下郷町で出生なさった場合に、ほかに転勤していった場合、下郷町ではこういう条例があつて助かったなんていうふうになれば、転勤してくる方が下郷町に喜んで転勤してくるのではないかというふうの一つのメリットとして捉えていますので、この議案には賛成いたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） そのほかに討論の方はおりませんか。いませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、議案第4号 下郷町子宝祝金支給に関する条例の設定についての件を採決いたします。

この採決は起立にて行います。

お諮りします。本案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小玉智和君） 起立多数でございます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、暫時休憩いたします。（午前10時49分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午前11時00分）

日程第5 議案第5号 下郷町個人情報保護法施行条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第5、議案第5号 下郷町個人情報保護法施行条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案書15ページでございます。議案第5号 下郷町個人

情報保護法施行条例の設定についてでございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布されました。この規定により個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から施行されます。この法律改正により個人情報保護法が全国一律の標準的規律を定めるものとなり、現行の下郷町個人情報保護条例が運用できなくなるため、改正後の個人情報保護法の規定により条例で定めることが必要な事項及び条例で定めることが容認されている事項について、本条例を制定するものです。

なお、現行の下郷町個人情報保護条例は、本条例の附則により廃止するものであります。

それでは、本条例案につきましてご説明を申し上げます。議案書の16ページを御覧ください。下郷町個人情報保護法施行条例であります。本条例は全13条で構成するものであります。第1条では趣旨としまして、この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものと規定しております。

第2条は、定義として、この条例においての実施機関を定め、第2項でこの条例の用語の定義を定めております。

第3条は、開示請求に係る手数料等としまして、開示請求に係る手数料は無料とし、第2項において固有個人情報の写し作成及び送付に要する費用については、当該開示委請求者の負担としております。

なお、現行の条例においても同様の規定となっております。

第4条、第5条では、開示決定等の期限及び特定としまして、現行の条例と同じ開示決定等の期限等に設定するため規定しております。

第6条から第12条までは、審査会の規定について現行条例が廃止されることに伴い、本条例においても下郷町個人情報保護審査会に関し、審査会への諮問、審査会の設置、委員会の組織及び審査会の調査権限等、審査会について必要な事項を規定するものです。

第13条は、規則への委任でございます。

附則でございますが、第1項では施行期日としまして令和5年4月1日から施行するもので、第2項において下郷町個人情報保護条例を廃止するものです。第3項につきましては、本条例施行後の経過措置を規定しております。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 下郷町個人情報保護法施行条例の設定についての件を採決しま

す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 下郷町特別導入事業基金条例を廃止する条例の設定について

○議長(小玉智和君) 日程第6、議案第6号 下郷町特別導入事業基金条例を廃止する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

農林課長、只浦孝行君。

○農林課長(只浦孝行君) おはようございます。議案書の19ページを御覧ください。議案第6号 下郷町特別導入事業基金条例を廃止する条例の設定についてご説明いたします。

畜産振興のため、昭和54年度に国、県、町の資金を活用し、基金造成を行いまして、この基金を取り崩し、町が雌牛を購入しまして、畜産農家に牛を貸し付ける制度でございましたが、平成21年度以降、10年以上申込みの実績がないこと、それから原資となる国、県の資金につきまして、既に返済が完了していること、さらには町独自に肉用牛生産奨励事業補助金として1頭当たり1万円の補助制度を実施していることを踏まえまして、基金条例を廃止するものでございますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(小玉智和君) それでは、ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 下郷町特別導入事業基金条例を廃止する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第7、議案第7号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） 議案書の21ページをお開きください。議案第7号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、健康保険法等の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、下郷町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、出産育児一時金等の支給額の引上げを行うものでございます。それでは、議案書の22ページと新旧対照表の6ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表の改正後のほうでご説明したいと思います。第7条第1項中の40万8,000円を48万8,000円に改正するものでございます。これによりまして、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は50万円となります。

以上、議案第7号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明いたしました。

なお、こちらは去る3月2日開催の令和5年第1回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えて説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について

て

○議長（小玉智和君） 日程第8、議案第8号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） 議案書の23ページをお開きいただきたいと思います。議案第8号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、下郷町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を20万円から22万円に引き上げるとともに、低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の基準については被保険者に乗ずる金額を52万円から53万5,000円に引き上げる内容でございます。

それでは、議案書の23ページと新旧対照表の7ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表の改正後の欄でご説明いたしたいと思います。第2条第3項の「ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする」を「ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする」に改正、第23条第1項第2号の「特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円」を「特定同一世帯所属者1人につき29万円」に改正、第3号の「特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額」を「特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額」に改正するものでございます。

8ページをお開きください。第24条の2第2項の「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」に文言を改正するものでございます。

以上、議案第8号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてを説明いたしました。

なお、こちらにも去る3月2日開催の令和5年第1回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして、適当である旨の答申をいただいておりますので、申し添えてご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） お尋ねします。

国民健康保険税を値上げするという事で、一部軽減措置もありますが、それに2割、3割、5割軽減という軽減措置がありますが、軽減措置のない方の最高限度、今まで何万円だったかな、これからそのトータルした限度額が幾らまで上がるのかと、それを教えていただきたいと。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

それでは、副町長、室井哲君。

○副町長（室井哲君） 今ほどのご質問に私、副町長、お答え申し上げたいと思います。

賦課限度額、課税限度額についてのご質問でございましたが、改正前につきましては基礎課税額が65万円、後期高齢者医療支援金等課税額が20万円、介護納付金課税額が17万円、合計で今ほど議員おただしのおり102万円でございました。このうち後期高齢者医療支援金等課税額につきましては、今回20万円から22万円に改正のご提案を申し上げておりますので、総額につきましては104万円ということでご提案申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、いいですか。

○7番（佐藤盛雄君） 了解。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第9、議案第9号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 議案書の25ページでございます。議案第9号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、大川ふるさと公園内のキャンプ場の使用料につきまして、今後町外の利用者の増加が見込まれる中、細分化された料金体系を分かりやすくするため、使用料の見直しを図り、サービスの向上につなげることを目的に本条例において所要の改正を行うものでございます。

現在のキャンプ場の施設でございますが、コミュニティビレッジ1棟、炊飯棟2棟、また野外卓も設置されております。

なお、野外卓につきましては、腐食がかなり進んだことから昨年11月、新たに合成樹脂製の野外卓を8卓更新しております。

それでは、議案書の26ページと新旧対照表の9ページをお開き願います。新旧対照表でご説明申し上げますと、左側の表が改正後、右側の表が改正前で下線の箇所が今回改定する使用料となっております。初めに、別表第1の施設名、コミュニティビレッジについて、町民以外の方の使用料について改正前は冬期間が680円、その他の期間が330円に分かれておりました。実際には冬期間の利用が少ないことなどから、これらの枠を廃止し、一律500円と設定するものであります。なお、使用基準につきましては従来のとおりでございます。

その次の炊飯棟とキャンプ場につきましては、以前は使用する場合にはそれぞれ230円の料金が発生しておりましたが、今回の改正案では炊飯棟の使用料を廃止し、キャンプ場の料金と一体化して、さらに新たに基本料金と区画料金を設け、より分かりやすく利用ニーズに応じた料金体系といたしました。

なお、使用料につきましても他町村の公営キャンプ場の使用料を参考に、基本料金1人当たり500円、区画料金も1張り当たり500円と設定させていただきました。なお、中学生以下の方が利用する場合には、それぞれ半額の250円となっております。

新旧対照表の10ページをお開き願います。改正前の備考欄、「冬期間は、毎年11月から翌年の3月31日までとする」の項目につきましては、新たな改正案に合わせ削除するものでございます。

以上が今回の改正内容でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 特に野球場の関係でちょっと質問します。

これ町民無料、1時間につきと、こう書いてあるのですけれども、町民以外の方は940円というのは、これも1時間につきですか。野球というのは1時間で終わらないでしょう。こういう1時間につきというものは果たして必要なかどうなのか、そこら辺ちょっと教えてください。

それから、野球場のナイターありますよね。あれは別会計になっているのですか、そ

れとも何か特別料金で別になっているのか、そこら辺も教えてください。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

それでは、教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 8番、湯田純朗議員の質問にお答えいたします。

公園の野球場の施設につきましては、町民の方は無料となっておりますが、町民以外の方は1時間につき940円の使用料が発生しております。これは、あくまで1試合当たり1時間幾らというような料金設定となっておりますので、試合が3時間の場合は、例えばこの940円掛ける3時間というような料金設定でございます。あくまで町民以外の方の料金設定でございます。

さらに、野球場の照明施設につきましては、全点灯の場合、1時間当たり4,080円、半点灯の場合、1時間当たり2,090円と設定しております。こちらは、町民あるいは町民以外の方に関わらず、1試合当たりの1時間当たりの使用料となっておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） これ1時間当たり940円ということでしょうけれども、野球って何時間で終わるか分からないでしょう。1時間で終わる野球ってあるのですか。これ構いませんけれども、それどういうふうにカウントしているのですか。例えば初めから3時間、2時間と言って申し込んで金を払っているのか、結果2時間半、3時間かかったときに金払うのか、そこら辺をちょっと教えてください。

それから、昨年の実績はどうだったのか、それも含めて教えてください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 8番、湯田純朗議員の再質問にお答えいたします。

野球場につきましては、申請の段階である程度、何時間というような申請をして申込みをしていただいております。野球が終わってから、試合が終わってから実際には何時間というようなことを申請いたしまして、使用料のほうをお願いしているところでございます。

また、野球場の使用実績でございますが、これは令和3年度の事務報告書に基づきましては、野球場の人数は1,724名となっております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） もう一つ質問しますけれども、これは野球というのは相手がいるものですから2チームですよね、当然。片方は町内の方、片方は町外の方と、交流試合とか練習試合がありますけれども、そういう場合の考え方というのはどうなのでしょう。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 8番、湯田純朗議員の再々質問にお答えします。

確かに野球の場合、1チームが町民の方で、相手方が町外のチームということも重々考えられます。野球場につきましては、その試合内容ですとか、共催、後援等を踏めまして、それぞれ対応しているところがございますが、基本的には町民の方は無料、町外の方は有料というようなことで原則として行っておりますが、具体的な人数ですとか、そういうのを判断しまして、最終的には料金を設定しているというようなことでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） いいですか。

○8番（湯田純朗君） はい。

○議長（小玉智和君） 6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） この条例改正のときに話題になる内容だったかどうかというのはちょっと自信なくしたのですけれども、実は9月にサイクルロゲイニングがあったときに、物産館のようなコーナーを、外部から100人ほど来るお客様なので、コーナーをつくりたいなという話で、どこか場所ということで、いわゆるそういう実績がないので、飲食業に代わるものは当然保健所でやったり、いろいろそれはやるつもりはなかったのですけれども、そういう物産コーナーみたいなのを開くときの場所代みたいなものですか、そういう話合いはこの中に盛り込まれていないのですけれども、ちょっとお聞きしたいと思います。お分かりだったでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 6番、玉川邦夫議員の質問にお答えいたします。

恐らく多目的広場等の料金の件についてだと思いますが、基本的には町民の方は無料で、こちら町民以外の方は1名につき1回2,300円というような料金設定をしております。主催者にもよりますが、基本的には主催者が、例えば町が共催している場合ですと料金が発生しないとかそういった対応をしておりますので、ご理解願いたいと思います。以上です。

○議長（小玉智和君） 6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 私の質問の仕方というかもめちゃくちゃだったからかもしれません。端的に言いますと、いわゆるお客様が来るイベントがあるので、そこに売店を設けたいと、テント張るのは別にして。そのときに飲食店は当然除くと、それから町の物産、お土産コーナーが町物産館なんかにありますので、ああいうのを出店にして地域のお土産を買っていってもらう、そういうコーナーを設けようとしたら、非常に過去に例がなかったと。ないので、それを開くわけにはいかないというようなご指導をいただいた経緯があるのです。せっかくの大きなイベントだったので、料金取られるかどうかは別として、そういう場所確保についてご配慮いただけないかということでございました。これの料金の中では、そういう話題は出たのかどうかという、ちょっと紛らわしい言い方しましたけれども、ぜひそこは今後考えられますので、内容として上げていただければなというふうに思っております。

○議長（小玉智和君） これは、あくまで一要望でしょう。いいですか。

○6番（玉川邦夫君） いや……

○議長（小玉智和君） いいですか。

それでは、教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまの玉川議員のご質問に対してお答えしたいと思います。

昨年のサイクルロゲイニングというのですか、それにつきましては今ほどお話があったのですけれども、その開催がふるさと公園を使うという、そういうことが我々として分からなかったのです。そして、チラシ等が配布されて初めて、あれ、これどうなっているのということになったということで、主催者のほうとそれから連絡を取って、申込みも何もない、こんな状態の中でということがあったというのは事実でございます。ですから、事前に協議をしていただきながら、検討していくという機会があればよかったのかな。ただ、同時にそういうイベントが開催されることが分からなかったので、既にいろんな団体にそれぞれの場所を貸し出しているという状況の中に入ってきたことだったので、対応がうまくできなかったというところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（小玉智和君） 今、教育長から答弁あったのですが、6番、玉川邦夫君、いいですか。

玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） それは、私も分かります。何せ県の振興局が主催していましたから、それにしてはまずい対応というか、連絡不十分だったというのは私も承知しています。

ただ、今後のことを考えたときに、そういう場合は検討するという回答で、検討というのですか、教育委員会管轄になるのだと思いますけれども、十分検討しますよという回答いただいたということでよろしいですね。

○議長（小玉智和君） それでは、教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまお話ししたように、先ほど次長もお話ありましたが、それぞれのイベントの主催あるいは共催、後援、そういうことに応じての対応を検討していきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（小玉智和君） ただいま答弁あったのですが、6番、玉川邦夫君、いいですか。

○6番（玉川邦夫君） はい。

○議長（小玉智和君） 3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） ちょっと教えていただきたいのですけれども、3番、佐藤勤です。

コミュニティビレッジ、日本語に直すと交流の村ということでしょうけれども、これはどこを指すのか、ひとつよろしくお願いします。

それから、1番から7番までの施設がありますけれども、その中で町外の利用者が多いのはどの施設なのか教えていただきたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 3番、佐藤勤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、コミュニティビレッジの施設でございますが、これはキャンプ場にありますが

管理棟的な建物がございます。トイレや洗面所を完備している施設であります。あずまや的と申しますか、施設が平家の建物がございますが、コミュニティビレッジという施設名でございます。

それから、公園内で一番施設の利用が多いのはどこかというご質問でございますが、これは大川ふるさと公園内にありますコミュニティセンターのアリーナ、こちらが例年ですと、これは3年度の事務報告書でございますが、利用者が全部で2万577人のうち、コミセンのアリーナが8,288人となっております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 今、答弁あったのですが、いいですか。

○3番（佐藤勤君） はい、結構です。承知しました。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び下郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第10、議案第10号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び下郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） それでは、議案第10号 下郷町家庭的保育事業等の設備及

び運営に関する基準を定める条例及び下郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についてご説明を申し上げます。

議案書の29ページと新旧対照表の11ページを併せて御覧いただきたいと思います。今回の条例の設定につきましては、令和4年9月に静岡県内の児童福祉施設におきまして、送迎バスに置き去りにされたお子様が亡くなるという事案が発生したことから、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、関連条例にバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する規定を加えるものでございます。

まず、第1条につきましては、下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、この条例につきましては、5人程度の少人数を対象とした保育サービスである家庭的保育事業に関する基準を定めたもので、今回の改正によりまして安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の所在の確認の2件を条項に加え、関連する条項について改める内容でございます。

次に、議案書の30ページと新旧対照表12ページを御覧いただきたいと思います。第2条になりますが、下郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正でございますが、こちらの条例につきましては、保護者が就労により保育することができない就学児童に適切な生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としております。放課後児童健全育成事業に関する基準を定めたもので、先ほどの第1条と同様、今回の改正に伴いまして、安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の所在の確認の2件の条項に加え、関連する条項について改める内容でございます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

それでは、1番、星和志君。

○1番（星和志君） しもごう保育所にはバスはないのですが、こちら町バスなどを利用することがあると思いますが、そのときはブザーの設置とかはどうなっていくのでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） ただいま1番、星和志議員からご質問をいただきました内容でございますが、まず今回の条例につきましては、町内に該当事業所はございません。ただ、基準上は設置される前に条例としては準備しておく必要があるものですから、今回国に合わせまして内容の整理をした中身でございます。

ただ、町保育所のほうにはバス等はもちろん準備しておりませんで、利用の際は町バスを利用している内容になるのですが、当然担任保育士プラスアルファの部分に乗車、同乗させまして、事故等の対応を十分注意して対応をしているような中身になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 1番、星和志君、いいですか。

○1番（星和志君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） お尋ねします。

議案書の30ページの下郷町放課後児童健全育成事業ということで、これは下郷町の放課後児童クラブ、こういうものも対象になるのかどうか。

それで、対象となる場合にはそういった安全計画とかそういうものを策定したり、あるいは運行の場合のマニュアル、そういうものをつくる予定だと思いましたが、現在どのような状況になっているかお伺いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） 7番、佐藤盛雄議員からいただきましたご質問のほうにお答えをさせていただきます。

町で現在行っております、いわゆる放課後児童クラブにつきましては、申し訳ございません、こちらの放課後児童健全育成事業に関する基準では運用しておりません。あくまでもこちらは国のほうが定めた、より厳しい基準に応じて定められているものでございまして、残念ながら町のほうではちょっとその基準に一致させることができずに、今現在は児童健全育成事業ということで、ちょっと分かりにくいのですが、実施要綱のほうで児童クラブのほうは運用をさせていただいております。当然現状の使われ方、児童クラブ2か所で運用されておりますが、保護者送迎が主になりまして、例えばバスを利用してどちらかに移動したりというのは今のところ運用上されておりませんので、あくまでも基準上として改正を行わせていただくというふうな中身になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 今説明あったのでいいですか。

○7番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び下郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 1 1 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第11、議案第11号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案書の32ページでございます。議案第11号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてでございますが、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、国家公務員について定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業、生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任等並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたところでございます。地方公務員についても管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入など、地方公務員法が国家公務員と同様の措置を講ずるよう法律改正が行われ、本町におきましても国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めることとされており、同様の措置を講ずる必要があるため、本条例を設定するものであります。

それでは、別にお配りしております資料に基づきご説明を申し上げます。議案第11号資料と書かれた資料を御覧いただきたいと思っております。別紙のこちらカラー刷りになっております裏面が青い資料でございます。まず、改正の目的でございますが、今ほどご説明申し上げましたとおり、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も段階的に引き上げられることを踏まえ、町においても同様の措置を講ずるための改正でございます。

大きな I 番の概要でございますが、今回の改正において大きく改正されたところでございますが、1、定年の段階的引上げ、2、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入、3、定年前再任用短時間勤務制の導入、4、情報提供・意思確認制度の新設の4点がございます。

まず、1、定年の段階的引上げとしまして、現在60歳の定年を令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げるものでございます。令和13年度に完成形となる定年65歳となるものでございます。また、定年の引上げに伴い、現行の再任用制度は廃止となりますが、段階的な引上げ期間中は、経過措置として同様の制度を措置してございます。

次に、2、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入でございますが、組織の

新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）を導入するものでございます。これは、管理監督職における上限年齢を導入するものがあります。米印にありますように、管理監督職勤務上限年齢制の対象範囲は管理職手当の支給対象となっている職を、管理監督職勤務上限年齢は60歳を基本とするものでございます。

続いて、3、定年前再任用短時間勤務制の導入でございますが、60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる制度を導入するものでございます。これは、定年の引上げ後においては、60歳以降の職員について、健康上、人生設計上の理由により、多様な働き方を可能とすることへのニーズが高まると考えられていることから導入するものでございます。

4、情報提供・意思確認制度の新設でございますが、これは60歳になる前の前年度、つまり59歳の年度に60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認する制度でございます。これは、先ほどの定年前再任用短時間勤務制でもありましたが、定年の引上げ後においては、60歳以降の職員について健康上、人生設計上の理由により、多様な働き方を可能とすることへのニーズが高まると考えられることから、本人の意思を確認するため導入するものでございます。

続いて、大きなⅡ番、その他でございます。まず、給与に関する措置でございますが、国家公務員の給与及び退職手当について以下の措置、1つ目、当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の7割水準に設定する。2つ目、60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定するの2点が講じられることを踏まえ、町においても均衡の原則（地方公務員法第24条）に基づき、条例において同様の措置を講ずるものでございます。

裏面、2ページでございます。暫定再任用制度でございますが、定年が段階的に引き上げられる経過措置において、65歳まで再任用できるよう、現行再任用制度と同様の仕組みを措置する制度でございます。65歳に到達する年度の末日までの間にある者を、1年を超えない範囲内で任期を定めて暫定再任用することができます。米印にありますように、旧再任用制度で再任用されて施行日を迎えた職員は、施行日において暫定再任用職員として採用されたものとしてみなされます。

議案書の33ページにお戻りいただきまして、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。第1条から第9条まで全9条で構成するものであります。改正部分の主なものについて新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の14ページでございます。第1条、下郷町職員の定年等に関する条例による改正でございますが、第3条の改正につきまして、定年の年齢を60歳から65歳に改めるものであります。

続いて、15ページの下段、第6条から18ページ中段、第11条まででございますが、管理監督職勤務上限年齢制につきまして、新たに設定するものであります。内容といたしましては、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職及びその年齢を定めるもの、降

任等に関する規定等を定めるものであります。対象となる職といたしましては、管理職手当が支給される職、年齢につきましては60歳としてございます。

18ページ中段、第12条から19ページ、第13条まででございますが、定年前再任用短時間勤務制につきまして、新たに設定するものであります。この中では、60歳に達した日以後に退職した者を定年前再任用短時間勤務職員として採用できる旨が記載してございます。

19ページ中段から附則でございます。第3項につきましては、2年で1歳ずつ段階的に定年年齢を引き上げるためのものでございます。

第4項につきまして、情報提供・意思確認制度を設定するものでございます。内容といたしましては、60歳以後の任用、給与、その他必要な情報を提供するものであります。

20ページでございます。第2条、職員の給与に関する条例による改正でございますが、24ページまでは定年延長による新制度導入に伴う文言の整理となっております。

25ページから26ページにかけては、附則を新しく設定してございます。こちらにつきましては、60歳を超える職員の給与月額を60歳前の7割水準に設定するものでございます。26ページから33ページまでの別表第1の改正となっておりますが、定年延長による新制度導入に伴う文言の整理となっております。

33ページから35ページにかけては、第3条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例による改正でございますが、定年前再任用短時間勤務制を導入することに伴う文言の整理となっております。

35ページ中段から36ページ上段でございますが、第4条、職員の育児休業等に関する条例による改正でございます。こちらにつきましても定年延長による新制度導入に伴う文言の整理となっております。

36ページ中段から第5条、職員の分限に関する条例による改正となっております。内容といたしましては、文言及び管理監督職勤務上限年齢制に伴う降任等につきまして、整理するものでございます。

37ページ中段、第6条、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例による改正でございますが、給与の7割措置に伴う文言の整理となっております。

37ページ下段、第7条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例による改正でございますが、定年延長による新制度導入に伴う文言の整理となっております。

38ページ、第8条、下郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例による改正でございますが、地方公務員法改正に伴う参照条文の整理となっております。

41ページ、第9条、職員の再任用に関する条例の廃止についてでございますが、現行の定年職員の再任用制度が廃止されることに伴い、本条例を廃止するものであります。

42ページ以降は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の附則でございます。こちらの附則につきましては、暫定再任用に関しまして定めるものとなっております。内容といたしましては、今まで再任用を暫定再任用とすることと、段階的に引き上げられていく定年から65歳までの期間を暫定再任用することができること、また暫定再任用の任用、給与等について記載してございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 正午となりましたが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力をよろしくお願ひします。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 国の定年延長に伴うに準じる措置であります。職員の定数条例、それから定年を延長することによって定数以外の職員の定期採用、要するに新規採用に対する不利な条件がないのかどうか。要するに定年延長しますと、職員の定数枠に入るわけです。そうすると、空きがなければ職員採用ができない。新卒者の就職の場として提供できないということも考えられます。そういった定期採用に対して支障がないのかどうか、その辺。

それから、今ほど申し上げました職員の定数条例、これもそうなるに変更する可能性もありますけれども、その変更することもお考えになっているのかどうか。

それから、文言がなかなか難しく全部解釈するには用意でないのですけれども、職員の給与規定、今まで6級になっておりますけれども、あくまでも給与表というのは同じく基本的なものを変えないで、それで60になったら定年60前の基本給に対する70%支給ということですが、第何級の何号俸という、その位置づけ、例えば号級の何十号にあった者が、今度61になった場合にその70%が、それがどこに移行するのか、そういう移行を決めて町長辞令出すときは、あなたが何級の何号にという辞令を渡すのか、その辺どうなっているのか。

あと、退職金の支給ですが、今まで60になれば退職金支給だったのです。1年、2年として最終的には65なのですけれども、退職金の支給というのは、あくまでも定年延長して、その延長して1年延長になれば61歳で退職金、あるいは65になれば65で退職金支給になるのかどうか。退職しないと退職金該当しないのかどうか。あと退職給与引当金、これも当然定年延長になれば取られるわけですけれども、その辺の退職金の支給、これどうなっているのか。

それから、60以上の定年になった場合に、要するに定年前に、例えば62に定年延長した場合に61歳で退職した場合、それは自己退職になるのか、ならないのか。自己退職すると、退職手当の比率が下がりますよね。そういった多分恐らくならないと思うのですが、その辺の不利な条件にならないのかどうか、その辺の絡み。私もちょっと分からない点多いのですが、まずその辺教えていただきたいと思ひます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいま7番、佐藤盛雄議員の質問にお答えします。

定数条例から来る人数、職員等の説明でございますが、まず現状定数条例で定数が120名となっております。3月1日現在の中身をちょっとご説明させていただきますと、定数条例に入る一般職員が90名、再任用職員が5名、この再任用職員5名というのは、短時間の勤務をする再任用職員は除かれます。そうしますと、合計95名になりまして、

120名定数のうち95名今在籍している形になっておりますので、今後この経過措置期間、令和13年までの間で、この暫定措置に係る職員は年度ごとに積算しますと、9名該当することになります。計算上ですが、実質9名そこにプラスされたとしても定数範囲内で十分運用できるということになりますので、その部分については現時点で変更等は考えておりません。

あとは、給与表につきましては、現行、先ほどちょっとお話にも出ましたが、6級制を導入しております。この暫定職員のほうの再任用になりますと、4級制という形で運用することになります。イメージとしましては、管理職から外れるという形になりまして、5級、6級が管理職でございますので、そちらの中で4級に70%の中身で計算したものを表としました中身で運用するという形になっていきます。

あと職金につきましては、まずどのタイミングで支払われるかということによろしいでしょうか。それは定年延長の中で、現時点では60歳の時点で支払われるわけなのですが、その経過措置に応じまして、年度によりましては62歳が例えば退職であれば、そのときに支払われることになると思います。最終的には令和13年度の65歳をもって、そのときに令和13年のときには定年退職される65歳の人が退職されて、そのタイミングで支払われるという形になると思います。

あとは、どのような質問でしたか。

(何事か声あり)

- 参事兼総務課長(湯田英幸君) あと退職理由について、自己都合についての場合はどうなるかと。基本的な考えは変わらないのですが、この改正の中身を見ますと、当面の間という記載がされておりますので、暫定的な措置というふうにも取れる文言が入っておりますので、将来的な部分まではちょっと現時点では分からないと。当分の間と記載されているうちはという解釈でよろしくお願いいたしたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。

(「あと新採用、採用に対して支障はないのか」の声あり)

- 参事兼総務課長(湯田英幸君) 新採用職員についてでございますが、そちらにつきましては、先ほど条例定数から職員数ご説明いたしました。まだ余剰がある範囲の中で新陳代謝等を考慮に入れまして、活性化が失われないような中身の運用を努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

- 議長(小玉智和君) 7番、佐藤盛雄君、いいですか。

7番、佐藤盛雄君。

- 7番(佐藤盛雄君) 職員の定数条例で120名という枠の中の内数で現在は90名で庁舎の業務をやっているということで、再任用が5名ということで95名ですね。それで、あと15名の枠がある中で、最大9名までは上げてもいいということですが、120人から90人ということで、結局役場の人件費を抑えようということで、段階的に職員の数を減らしてきた。結局9名分を枠の中に上げるということは、トータルして職員の人件費が上がるということだと思うのです。

それから、当然9人の枠を目いっぱい使ったならば、今まで再任用とは別な臨時雇用

していた人たちの雇用というのは当然なくなるというふうに解釈していいのかどうか、その辺どうでしょうか、いかがですか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 職員数が増えた場合、会計年度任用職員の中身が、人数が減っていくのかという質問でよろしかったでしょうか。

（「いや、トータルすると人件費というのは上がる」の声あり）

○議長（小玉智和君） マイク使ってください。

○7番（佐藤盛雄君） 要するに9名の枠を使って雇用を延長した場合、そうすると当然90人と再任用で95名体制から人的数が増えるわけですから、トータルすれば人件費が増える。当然共催手当も含めて増えるわけですから、増えるというふうに解釈していいのですかということ。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 会計年度職員につきましては、3年ごとのまず更新になっているということをご理解ください。その上で、一般職の方が増えたとしますと、それぞれ年度ごとに適正な仕事量というのを考慮に入れた中で判断はしていくことにはなると思います。ただ、先ほど申しましたように、会計年度任用職員は3年ごとの更新になりますので、その範囲内で仕事量に見合った適正な人数というのを考えていかなければいけないと思っております。

○議長（小玉智和君） 7番、いいですか。

○7番（佐藤盛雄君） あと答弁漏れなのですけれども、要するに9人の枠を使った場合には今まで雇用した再任用の数、それから臨時雇用でやっていた、使っていた人、これ要らなくなるわけですから、そうした場合にそういう人たちの要するに職の場というのがなくなるわけです。その辺はどうなのですか。臨時職員に対しては、国の補助事業関係で人件費を含めての補助がありますから、その分で臨時職員を雇ってというのか、それは大丈夫なののですけれども、要するに必要な以上の仕事量の職員というのはどうなのですか、その辺。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） ご意見は分かりますけれども、これは定年延長によつての65歳までの条例の改正、設定ですから、それは理解しています。当然60歳になっても次に定年延長だから勤められますから、給与の体系も今4段階でやりますといたら、その分だけ上がってきますよ、給与のお金、予算は。当然でしょう。60で辞めないで5年だったら、当然それは予算の計上はしてやらなければならないので。しかし、今まで会計年度だとか臨時職員、それを3年区切りで総務課長、そのとおりです、やっていますから。必要だから会計年度で使っていますから、それは当然です。少なくなるなんていうことはあり得ませんよ、ぎりぎりにやってきたわけですから。そこに定年延長制ができて、定年しても5年間だけの人数は増えて、その分だけは予算上は計上されますよと、金額は。そういう解釈をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） すみません、先ほどちょっと答弁で漏れておりました人件費の上昇についてという部分でございますが、今回の改正につきましては、もともと再任用制度がございましたので、その名称が変わるようなイメージであります。ですから、現時点においても、もう65歳まで再任用において労働することができる制度となっておりますので、大幅な人件費の上昇というふうには捉えていないということでご理解ください。

○議長（小玉智和君） 7番、いいですか、今の説明で。
（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） ほかにございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第11号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
ただいまより休憩いたします。（午後 0時18分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 1時00分）

日程第12 議案第12号 職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第12、議案第12号 職員の高齢者部分休業に関する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。
総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案書の49ページでございます。議案第12号 職員の高齢者部分休業に関する条例の設定についてでございますが、地方公務員法の一部改正により定年が引き上げられ、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の

一つとして、加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事など、地域貢献等を想定し、定年退職前に先行的に休業を取得することができる制度を導入するため、本条例を制定するものであります。

50ページでございます。職員の高齢者部分休業に関する条例であります。第1条から第5条までの全5条で構成するものであります。第1条につきましては、趣旨規定でございます。

第2条でございますが、高齢者部分休業の内容を規定するものでございます。内容といたしましては、1週間の勤務時間の2分の1を超えない範囲で30分単位で行い、職員の範囲といたしまして、55歳以上の職員とするものでございます。

第3条につきましては、休業の部分の給与を減額する規定でございます。

第4条では、承認した部分休業の取り消し、または短縮について規定するものでございます。

第5条となりますが、部分休業の延長の規定となっております。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 職員の高齢者部分休業に関する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第13、議案第13号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） それでは、議案第13号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてご説明を申し上げます。

議案書の52ページと新旧対照表の39ページを併せて御覧ください。今回の条例の設定につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、関連条例に所要の改正を行うものでございます。

まず、第1条につきましては、下郷町公立保育所条例の一部改正でございます。こちらの条例につきましては、公立保育所に関する名称や入所定員等を定めたものですが、条例内で引用しております子ども・子育て支援法が一部改正になったことから、関連する条項について改める内容でございます。

次に、第2条につきましては、下郷町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部改正でございます。こちらの条例につきましては、重度心身障害者への医療費給付について定めたものですが、障害児について規定します障害者総合支援法が一部改正となり、所管省庁が現在の厚生労働省から内閣府へ移管あるいは内閣府との共管になることにより、関連する条項について改める内容でございます。

次に、第3条につきましては、下郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、この条例につきましては、保育所や幼稚園、小規模保育所、保育事業所の運営に関する基準について定めたもので、条例内で引用しております子ども・子育て支援法並びに学校教育法が一部改正になったことや所管省庁が現在の厚生労働省から内閣府へ移管することにより、関連する条項について改める内容でございます。

次に、議案書の53ページと新旧対照表の46ページを御覧いただきたいと思います。第4条になります。下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、この条例につきましては、5人程度の少人数を対象とした保育サービス、家庭的保育事業に関する基準を定めたもので、所管省庁が現在の厚生労働省から内閣府へ移管することにより、関連する条項について改める内容でございます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

○議長(小玉智和君) 日程第14、議案第14号 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長(佐藤英勝君) それでは、議案第14号 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてご説明を申し上げます。

議案書の55ページと新旧対照表の48ページを御覧いただきたいと思います。今回の条例の設定につきましては、民法等の一部を改正する法律が施行されたことによりまして、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴いまして、関係条例に所要の改正を行うものでございます。懲戒権につきましては、民法で親権を行う者が監護及び教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができることと規定されておりましたが、その内容が子供に対して懲らしめる、戒めるといったイメージを持たせまして、児童虐待を正当化する口実となるなどの理由によりまして、削除されたものでございます。

第1条につきましては、下郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、こちらの条例につきましては、保育所や幼稚園、小規模保育所、保育事業所等の運営に関する基準について定めたもので、条例内の懲戒権に関する条項について削除する内容でございます。

次に、第2条につきましても同様でございますが、下郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。こちらの条例につきましては、5人程度の少人数を対象とした保育サービスの家庭的保育事業に関して基準を定めたもので、先ほどの第1条と同様に条例内の懲戒権に関する条項について削除する内容でございます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第15号 下郷町土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第15、議案第15号 下郷町土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君） それでは、議案書56ページを御覧ください。あわせまして、新旧対照表の50ページも御覧ください。議案第15号 下郷町土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

本条例は、土地改良法に基づいて行われる事業、いわゆる圃場整備事業だけではなく、農地や農道、農業用水施設などの整備や改修の事業が対象となっておりますが、この事業を町が事業主体となって実施した場合について、受益者からの分担金を徴収することを規定した条例でございます。この分担金につきましては、町が国や県の補助金を得て実施した場合、事業経費から国や県の補助金を差し引いた残分となる町負担分について、その一定割合を受益者負担として徴収することを規定しております。

しかしながら、当条例を制定してから約45年が経過した現在、町内全域において農業用水などの各施設が老朽化したことや安全性基準の厳格化などによりまして、その整備や改修費用が高額となるケースが大多数となっております。これに対しまして、町内各地区では高齢化や農業後継者不足などにより、その負担も重くなってきている状況でございます。町としましては、これらの事情を考慮し、さらには町財源の負担軽減を図るため、起債事業を活用していかなければならない状況でございます。そのため、分担金の賦課額を規定している事業費から国及び県の補助金に町債の決定額を加えることによ

りまして、受益者の負担軽減を図るための改正でございますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

それでは、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） ちょっとお聞きしたいのですが、起債を充当して行っているというふうにあったのですが、今までの事業で高額な事業があったと思われませんが、その辺も起債充当した事業があったのかどうかお聞かせください。

○議長（小玉智和君） それでは、農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えします。

緊急自然災害防止対策事業債を活用しました農業水利防災事業関連の事業費などはございました。その場合でございますが、受益者負担などが生じておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 私は、起債を充当した事業はないのかというご質問だったのですが、そういう件に関しては起債は充当していなかったのでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君） 2番、小椋淑孝議員の再質問にお答えします。

起債を充当した事業につきましてはございました。その場合、過疎債等の充当率が100%、それから公共債充当率は90%との起債の充当がございました。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 分担金が発生する場合、その起債を加味して計算して出していたのかどうか、その辺をお聞かせください。これ加味していなければ、俺は条例違反になると思うのですが、その辺はどうなったのか、はっきりお答えください。

○議長（小玉智和君） それでは、農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君） それでは、ご質問にお答えします。

条例等におきましては、「国及び県の補助金を控除した額の範囲とし」と、こう書いてあります。ですので、直接的な負担率につきましては、条例の中では明示してございません。規則の中に一部起債がありまして、災害につきましては起債の充当がございました。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 2番の小椋議員にお答えします。

一つの例だと、水道改修事業で負担金取っていますよね。そういう場合は、起債充当していないのです。それは、分担金と、あと町の予算でやっていますから。ただ、災害のときには、災害該当して起債を使う、災害が大きいですから、1,000万円クラスが出て

きますから、そのときには災害に該当していただいて、起債充当をするということまでやってきたわけですが、過去に水道でも起債を受けたということがあれば、私が町長やっていた期間は、災害でないで起債充当していなくて、普通の水道改修工事の場合は町の予算と分担ということとやっていたということです、パーセントでいうと。そういうお答えいたしますので、理解してください。お願いします。

○議長（小玉智和君） いいですか、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 3回やってしまったので。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 下郷町土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号 町道の路線認定について

日程第17 議案第17号 町道の路線変更について

○議長（小玉智和君） この際、日程第16、議案第16号 町道の路線認定についての件から日程第17、議案第17号 町道の路線変更についてまでの2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） それでは、議案第16号 町道の路線認定について説明させていただきます。

議案書の58ページから59ページにかけてと別添、議案第16号資料を併せて御覧ください。町道の路線認定につきましては1路線でございます。整理番号1222番、町道しもう保育所線です。起点が大字豊成字林中6091番12地先、終点が大字豊成字林中6107番3地先、延長70.3メートル、幅員が13.9メートルから5.4メートルです。こちらの路線につきましては、福島県による国道121号と国道289号の交差点改良事業の完成に伴い、以前

はT字路交差点だったものが、十字路の交差点となりました。その際に国道289号から国道121号を横断する十字路交差点として、現行の交差部より10メートルほど南会津町寄りに国道取付けのあった、しもごう保育所や下郷町商工会方面へ向かう町道、町民会館線に取り付けて、既存の町道町民会館線の終点部までを本路線としたものでございます。また、町道町民会館線につきましては、本路線の認定に伴いまして、議案第17号にて終点部の変更及び道路延長、幅員について変更を行っております。

以上、議案第16号 町道の路線認定について説明いたしました。

続きまして、議案第17号 町道の路線変更につきまして説明させていただきます。議案書の60ページから62ページ及び別添、議案第17号資料を併せて御覧ください。町道の路線変更につきましては、8路線でございます。初めに、整理番号1016番、町道弥五島和田2号線です。起点が大字弥五島字和貢前812番1地先から寺下812番1地先、終点が大字弥五島字和貢前814番地先から寺下814番地先、延長が50.2メートルから45.3メートル、幅員14.5メートルから2.5メートルが4.2から4.2メートルに変更でございます。この路線につきましては、弥五島の有限会社星光園西隣の国道121号から町道弥五島和田1号線間の道路で、令和3年度の道路改良工事におきまして、側溝の整備などで拡幅を実施したものでございます。今回の変更は字名と延長、幅員の変更でございますが、字名につきましては、路線の精査により差異が生じたことによるものでございます。延長につきましては、国道管理区分の差引き分によるものでございます。

続きまして、整理番号1035番、町道町民会館線です。起点に変更はございません。終点が大字豊成字林中6107番3地先から林中6108番1地先、延長が63メートルから24.5メートル、幅員5.5メートルから5.5メートルが5.3から5.3メートルに変更です。先ほど議案第16号にて説明いたしました町道しもごう保育所線の認定に伴い、路線の終点地番及び延長と幅員について変更となりました。

続きまして、整理番号1045番から1074番までは倉檜地区の経営体育成基盤整備事業に係る路線の変更であり、最終的な精査で今回の変更となります。整理番号1045番、町道檜原18号線です。起点の字名地番が大字豊成字檜原2404番地先から字檜原2404番1地先、終点の字名地番が大字豊成字小林3795番地先から小林下5000番地先、延長225.7メートルから245.2メートル、幅員2.0から1.5メートルが6.4から2.5メートルに変更です。

整理番号1048番、町道檜原15号線です。起点は変更ありません。終点の字名地番が大字豊成字後原3598番地先から後原3502番地先、延長が239.8メートルから404.6メートル、幅員が4.8から1.7メートルが4.8から1.5メートルに変更です。

整理番号1069番、町道倉村檜原3号線です。起点は変更ありません。終点の字名地番が大字豊成字小林下3783番地先から明地5178番地先、延長1,008.9メートルから1,133.3メートル、幅員3.5メートルから2メートルが7.2メートルから2.1メートルに変更です。

整理番号1074番、町道倉村裏通線です。起点の字名地番が大字豊成字倉499番2地先から倉649番地先、終点は変更ありません。延長655.9メートルから667.6メートル、幅員3.0から1.9メートルが5.1から3.0メートルに変更です。

整理番号2382番、町道音金松林2号線です。起点の字名地番が大字音金字背戸の原道上29番地先から沖ノ原1495番地先……

(「資料がないです」の声あり)

○建設課長(猪股朋弘君) 資料がないですか。

(「資料が挟まっていないです」の声あり)

○議長(小玉智和君) 8番議員、何かないですか。

○8番(湯田純朗君) 資料がないです。

○議長(小玉智和君) 資料がない。

○建設課長(猪股朋弘君) 全員ない。

(何事か声あり)

○議長(小玉智和君) 資料がないそうです。

○建設課長(猪股朋弘君) では、今ちょっと席外してもよろしいでしょうか。

(「議長、休憩」の声あり)

○議長(小玉智和君) それでは、休憩いたします。(午後 1時31分)

○議長(小玉智和君) それでは、再開いたします。(午後 1時34分)

それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長(猪股朋弘君) 大変失礼しました。整理番号2382番の町道音金松林2号線につきましては、字名に関する精査ということで、図面のほうは特に変更になってございませんので、資料としてはおつけしていませんでした。大変失礼しました。

○議長(小玉智和君) 今説明あったのですが、8番、湯田純朗君、どうですか。

○8番(湯田純朗君) 了解しました。

○建設課長(猪股朋弘君) では、続けて説明させていただきます。

起点の字名地番が大字音金字背戸の原道上29番地先から沖ノ原1495番地先、終点は変更ありません。延長、幅員ともに変更ございません。こちらの路線につきましては、道路台帳加除の業務作業の中で現状路線の精査により、起点の地名のところにより差異が生じたため、今回の変更に至りました。

続きまして、整理番号3050番、町道湯野上団地線です。起点の字名、地番が大字湯野上字大山乙1524番地先から藪坂山乙1536番1(右)地先、終点の字名地番が大字湯野上字川向乙1288番1地先から大山乙1524番1地先、延長108.5メートルから80.0メートル、幅員3.7から2.7メートルが3.7から3.7メートルに変更です。こちらの路線につきましては、旧湯野上団地線に入る町道でしたが、会津縦貫南道路4工区、湯野上バイパスの事業におきまして、工事用道路として使用されております県道高隣田島線の拡幅に合わせまして新たに整理されたもので、県道から進入する起点はもともとの起点より田代側のほうに移り、終点部につきましては、かつての町営住宅が解体されて更地となっていることから変更となっております。

以上、議案第17号について説明いたしました。よろしく願いいたします。

○議長(小玉智和君) それでは、これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） ちょっと教えてください。議案第16号、町道しもごう保育所線なのですけれども、単純な質問なのですけれども、この先新設を予定しております県道との起点の絡みについてちょっとお尋ねをいたします。一般的に国県道あるいは町道の上位路線からその他路線はスタートをするわけですが、県道の新設後に町道しもごう保育所線の起点の変更を見込んでの仮の認定であるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの3番、佐藤勤議員のご質問にお答えいたします。

今後、一応この起点部に関しては、我々町としても要望をかけております県道下郷会津本郷線の新しい道路の起点部として要望をかけている部分でございます。現在のところ、その路線としての認定、県としてはされておられませんので、それまでの間、町道としての管理という形で今回の認定に至りました。

以上です。

○議長（小玉智和君） いいですか、3番。

○3番（佐藤勤君） 分かりました。結構です。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 私のほうから町道檜原線、倉村線とあるのですが、先ほど課長が土地改良での整理と言いましたが、ここ拡幅だったり、延長が延びたりして、これは町道を改良したというふうに捉えていいのかどうか、拡幅した場合の土地はどこの土地だったのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの2番、小椋淑孝議員の質問にお答えいたします。

こちら拡幅等の事業につきましては、土地改良事業で行われた拡幅でございまして、土地に関しても、そちらの事業で行った部分でございまして、それを移管していただき、町道として、もともと整備している最中は土地改良さんのほうで持っていた部分になるのですが、事業が完了したことで町のほうに移管されてきたものでございます。それに対しましての変更という形での認定でございまして。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） そうしますと、土地改良区さんの道路だったのが町道に移管されたということなのですが、それは財産分与とかに当たって協議とかをしたと思うのですが、その辺の経過をお知らせください。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの小椋淑孝議員のご質問にお答えいたしたいと思いません。

事業が始まる前、もともとの道路というのは町道という形でありました。そちらのほ

う、事業の推進というか、進めるに当たりまして、区域内という形のを土地改良関係の事業主体という形で一旦移管して、最後に改良が済んだ状態で我々町道管理者のほうに戻ってくるという言い方も変なのですけども、我々町道のほうに移管されてきたというような流れになりますので、財産的な話に関してはまた別かなという形で考えております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 課長の話聞きますと、土地改良が始まる前に土地改良区とちゃんとお話をして町道移管までの工程はちゃんと組んでいたというふうに捉えていいのでしょうか。私がちょっと気にしたのは、土地改良区に行った場合、町道は土地改良区の道路でないかなと思って、町道変更とはちょっとまた違うのかなと思っていましたので、今の質問聞いたのですけれども、その辺だけもう一回お願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

猪股朋弘君、建設課長。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの小椋淑孝議員の質問にお答えいたしたいと思います。

あくまでももとの道路というものが町管理の町道でございましたので、敷地というか、場所によってはなくなった町道ですとか、あと新しくできた道路ですとかというのがございますが、そちらもともとあった町道というのもあって、そちらのほうを土地改良さんで持っている道路ではなくて、もとの道路が町の持ち物であるということから、一旦その事業中は事業内のエリアの部分で整備していただいて、そちらに関して終わったということで町のほうに戻していただくというような形の流れでございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 2番、いいですか。

○2番（小椋淑孝君） はい。

○議長（小玉智和君） 8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 湯田純朗ですけども、議案第16号のしもごう保育所線ですけども、この赤い線は、もともとは保育所通りだったのですけれども、この改良というのは福島県でやっているのですね。それを町で認定していいのですか。

それから、ここに私のうちのものの倉庫があるのですけれども、その後ろに今赤で塗り潰されていないゼブラ地帯があるのです、地域に。それは道路の扱いなのか、何の扱いなのか。もし分かったら教えてください。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 今の8番、湯田純朗議員の質問にお答えします。

路線の図面を見ていただきまして、まず当然事業に関しては交差点改良に伴う取付的な部分で県のほうで事業をしていただきました。今回本来であれば、このまま先ほど佐藤勤議員の質問にもありましたような県道というのを目指していただく形にはなるのですけれども、それまでの間、現道の町民会館線との取付けがどうしても必要であろうという形になります。当然その行き先が一応町道に取りつくということで、管理区分の

ほうを一応県とも協議をさせていただいた部分ではあるのですが、それまでの間、町道として町が管理するというような形になります。

先ほどのゼブラゾーンに関しましては、一応道路としての部分、道路幅員の部分には収まってきませんので、そこに関しては町管理から外れてくる部分になります。

以上です。

○議長（小玉智和君） 8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） このゼブラの地帯は、これは県が所管している道路なのでしょうか、そこら辺確認したいです。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 当然町の管理部分から外れるもの、あと町道でない部分に関しましては、県のほうで一応用地買収した上での施工した部分であり、結局ゼブラゾーンですから、恐らく道路としてと、あとは普通の民地としての間のすりつけ的な部分を示している部分であります。ここに関しましては、一応県のほうの管理という形になるかと思えます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 私のみ込み悪いのです。ゼブラマーク、ゼブラのライン引いてあるのですけれども、それは県の道路敷地ということによろしいですか。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 一応道路という部分に当たるのか、県のほうの台帳、ちょっとまだ確認してはいなかったのですけれども、ちょうどゼブラと町道の間に関しましてボールのほうを立てさせていただいているかと思うのです。一応仕切ったような形になるのですけれども、道路、一応車が走れるような場所ではございませんので、車道という扱いにはなくなるのかなという部分ではおります。

○議長（小玉智和君） 8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） これ車道ではないでしょう。私なぜこれ聞くかというと、町道になった場合、このゼブラマークが車道となれば、ここに止めたら駐車違反になるのです。基本的にゼブラの地帯には車を止めてはいかぬという道路交通法があるのです。ですから、道路か何なのかという確認をしているわけです。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、猪股朋弘君。今に対する答弁。

○建設課長（猪股朋弘君） 今の湯田純朗議員のご質問にお答えいたします。

現段階でそこまでちょっと確認不足で大変申し訳ございません。この扱いにつきましては、県ともお話しさせていただきまして、車道である云々かんぬんに関しては最終的な判断をさせていただきたいと思っております。車が駐車している、していない云々かんぬんは当然考えられる部分でございますので、今後そういったものに対する対応につきましては、町としても対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） ただいま課長から説明あったのですが、8番、湯田純朗君、いかがですか。

○8番（湯田純朗君） 了解しないけれども、承知しました。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 今ほど湯田純朗議員から質問ありましたが、町道と県管理のゼブラのエリア、この間にポールで区分けしているのですが、ここのSピンカーブのところはかなり狭いのですよね。ですから、保育所のほうから下りてくる車があった場合に、下から行くとぶつかりそうになったという事例がかなりあるのです。特に冬場なんかはちょっと危険だということで、ポールの位置、もうちょっとあそこを広く取ってもらえば、車の擦れ違いに危険を回避できるのではないかと。ですから、その辺課長、これから県と協議するというのであれば、この辺も含めて県有地の利用、ポールの設定をもうちょっと県有地のほうにできないか。そして、交通事故等の危険な予防にもつながることですので、ぜひこれはやっていただきたいと思って、保育所に子供を送り迎えする親御さんなんか多分、私も感じていますがけれども、特に毎日送り迎えをやっている親からすれば特に感じていると思いますので、この辺交渉する場合には何とかあの辺ちょっとSピンカーブの、直線ならいいのですけれども、Sピンですと、かなり幅員がないとすれ違いは難しいということで、その辺も検討願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えさせていただきます。

大変貴重なご意見ありがとうございます。先ほどの県との協議の中で、今の要件についても触れまして、協議させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 7番、いいですか、今の答弁で。

○7番（佐藤盛雄君） 了解。

○議長（小玉智和君） 3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） ちょっと気がついたのですけれども、図面の1045、町道檜原18号線のところの赤い部分ですね、変更後の。重用区間が2つあるのですけれども、これはどちらが優先になるのか。同じ町道でもどちらが優先になって、総延長がどのくらいになるのか、実延長等々が変わってくると思うのですけれども。

それから、もう一枚目、その後ろの1048、町道檜原15号線、これも真ん中辺に重用区間ができるのですけれども、これも同じような考えでどうなるのか、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 今の3番、佐藤勤議員のご質問にお答えいたします。

町道の縦横路線に関する重複部分に関するということでございますが、町道名、いろいろございますが、優先としますと……すみません、今手元にどちらを優先とするかという定めというのがございますので、重複部分に関しての優先に関してはちょっと今のところお答えすることができません。申し訳ございません。

○議長（小玉智和君） それでは、3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） 実延長が変わってくるのです。総延長が変わらなくても実延長というのが変わってきて、この認証になるのかどうか問題になると思うのですけれども、要するに上位路線のほうがいわゆる優先的で実延長になって、あと下位路線のほうがそこで区切られているということになってくると思いますが、その辺どういうふうに、これ今後判断するのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 今の佐藤勤議員のご質問にお答えいたします。

確かに総延長と実延長という形で台帳上には記載されてございます。その路線番号というのがございまして、そちらの番号が上の順という形にはなるのですが、一応そちらの部分で結局実延長的な部分が変わってくるのかなということになるかと思えます。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） 国道の場合は、重用区間というのはいっぱいあるのです。ただ、町道の場合は重用区間というのはいずれもないと思いますから、その辺ちょっと勉強させてもらったのですけれども、その辺も頭の中に入れておいてください。

質問を終わります。

○議長（小玉智和君） そういう要望でございます。よろしくお願いします。

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 町道の路線認定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 町道の路線変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小玉智和君） 日程第18、議案第18号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 議案第18号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約について説明させていただきます。

議案書の63ページになります。上程させていただきました橋梁補修工事（湯野上橋）の請負変更契約につきましては、令和3年6月定例会にて債務負担行為に関する議決をいただきまして、同年8月24日に6者による指名競争入札の結果、下郷町大字湯野上字沼袋乙843番地、三立土建株式会社、代表取締役、浅沼秀俊が4億3,230万円で落札したもので、9月定例会において議決していただき、契約工期を令和5年3月31日として現在まで事業を実施しておりますが、契約金額を342万1,000円増額し、4億3,572万1,000円に変更するものでございます。

今回の変更の契約締結するに当たりまして、その主な事由でございますが、塗装工におきまして、既存の塗装を除去する素地調整を行い、各種の塗装、下塗り、さび止め下塗り、下塗り2層、中塗り、上塗りを施しますが、除去した塗膜には鉛が含まれるため、特殊な処分が必要でございまして、当初は磐梯町の業者にて行う予定でしたが、予定していた業者より処理ができない旨の協議があり、ほかの業者を当たったところ、県内ではいわき市の業者のみが対応可能とのことでした。しかし、処分量の運搬費と処分料金が当初上回ったため、その差額費用について増額変更するものでございます。

そのほかに、もう一点ありまして、当橋につきましては、会津鉄道の軌道上施工がございまして、そちらの工事管理者と列車見張り員を規定により配置することになってございましたが、会津鉄道の協議の上で仮設工である足場の設置と撤去のみの配置としたことで実績数量、要は本施工の段階では工事管理者と列車見張り員が必要ないということになりまして、その分人員の削減が減ったことに対して、それに対する費用が減となっております。減った分と増えた分という形で総額が342万1,000円という形になりました。議会の議決に伏すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議決をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） 議席番号11番の星輝夫でございますけれども、この請負変更契約についてでございますけれども、最初仕事始まる前に見積り、そして契約取っていると思うのです。そこで変更するのだったら仕事をやる前、そして工作中、そして終わってから

変更するというのは民間では考えられない私は事案だと思っておりますけれども、そこら辺もう一度、変更を詳しくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 11番、星輝夫議員のご質問にお答えいたします。

本来であれば、変更というか、変更事案が出てきた場合には、変更を行って契約として成り立たせ、その後に進むという形で本来であれば進むべき事案ではございます。こちらの工事に関しましては、当然議決案件という形でもありまして、その都度、議会への上程にかけて議決していただいた上で先に進むというのが本筋なのかなという部分ではございました。

ただ、今回の変更部分、業者さんのほう、当然当初で見積りは取っていました。それは令和3年の段階でやっていた部分なのですが、仕事が発注されて、業者間、三立さんからの話をしていただいたときに、要は対処していただく処理業者のほうから、今回はちょっと難しいというような話の内容があって、施工業者の三立土建さんのほうから町のほうへ協議という形で話が上がってまいりました。できないということになりますと、処分ができないではちょっと困るという話でございますので、取りあえず県内での処分ができる業者というのを探しまして、先ほど申しましたいわきの業者が県内で唯一できる業者ということで、そちらのほうから再度見積り取って、金額が変わるという状態を概算的な形で計算させていただいたのですが、この処分量に関しましては、実際に持って行って搬入した数量が最終的に出来高数量という形を取りますので、途中で幾らだよという数量がなかなか出せるものでもございません。あと見張り員ですとか、工事管理者の人員的な話になりますけれども、こちらにも実際に解体、仮設の撤去の部分になりますけれども、そちらの施工日数が最初から決まっているということでもないので、実際に使っている人数が撤去した期間が決まらないと、その人員を割り出すことがちょっとできなかったということで、今回実際にやった上で施工数量が出せたということから、そちらのほうで金額のほうを数量が決まった上での金額の算定という形になりました。もちろん今回議会にかけなければならない部分ではあるのですが、金額を出すための数量がやる前には分からないという部分もございました。当然その数量が分からないと金額もはじけないという部分でございますので、本来であればという形を何度も言わせていただいているのですが、必要であるという形は十分分かっていた上で、今回金額のほうをはじく形となってしまいました。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） 1点だけお聞かせ願いたいと思います。

そこで、契約だけはしたのかどうか、その1点だけお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 町の工事云々の関係の流れでいきますと、計画の変更伺いですとかという形を踏まえまして、起工伺い、今回は変更という形になるのですが、

そちらの伺いを立てた上で仮契約というものは結ばさせていただいております。
以上です。

動議について

(「議長」の声あり)

○議長(小玉智和君) 2番、小椋淑孝君。

○2番(小椋淑孝君) 今課長の答弁ですと、何もかもが終わってから精算しての議案という形なのですが、それはちょっとおかしいと思います。議決前にまるっきり終わっているというふうに思われますので、少しちょっと全員協議会に切り替えて、審議のほどをよろしく願います。全員協議会に切り替える動議を提出します。

○議長(小玉智和君) ちょっとお待ちください。

(「議長」の声あり)

○議長(小玉智和君) 少々お待ちください。

それでは、大変お待たせしました。ただいま小椋淑孝君から全員協議会の開催の要求がありました。賛成者の起立を求めます。賛成者、起立してください。

(「全員協議会の切替えの賛成者、動議の賛成者、どっちだ。それに賛成なのか、動議に賛成なのか」の声あり)

○議長(小玉智和君) すみません、ちょっとお待ちください。

それでは、大変お待たせしました。ただいま小椋淑孝君から全員協議会にすることの動議が提出されました。それでは、発議者のほかに1名なのですが、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小玉智和君) それでは、賛成者がありましたので、成立いたしました。

大変申し訳ありません、不慣れで。ただいま小椋淑孝君から全員協議会の開催の要求がありました。賛成者の起立を求めます。

(何事か声あり)

○議長(小玉智和君) 全協に対する賛成者。

(何事か声あり)

○議長(小玉智和君) 全員協議会の開催に対して賛成の方は起立を願います。

(何事か声あり)

○議長(小玉智和君) 何回も言うようなのですが、全員協議会に替えるに賛成の方は起立をしてくださいということです。

(賛成者起立)

○議長(小玉智和君) ちょっとお待ちください。

それでは、申し上げます。6名、過半数に達しておりませんので、全員協議会の開催は成立いたしませんでした。

○議長(小玉智和君) そのほかに質疑ありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 全協が開催されないで残念ですが、これより質問をかえます。

課長がこれは工事をやってみないと幾らになるか分からない、だから終わってからこの議案を提出したというふうに私は捉えます。しかし、工事をやるに当たって、見積り、積算をして、大体の工事金額を決めるのです。確かに私たち産業厚生在所管事務、11月2日開催したときに産廃業者が替わるかもしれないというのは、あの場で聞きました。そうであれば、私は12月に変更届等出てくるものかと思っておりましたが、出ない。この3月定例会、3月31日まで工期がありますので、産廃処理する前に普通であれば業者から見積りを取って契約変更の臨時会でも開いてやらなくてはいけないと思っておりましたが、やってからでないと分からない、この金額が出ない、今までこういう工事は何件ぐらいあったのか。平成28年から結構ですので、お答えください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 今の2番、小椋淑孝議員の質問にお答えいたします。

今言ったような変更事案に関する部分に関しましては、例えば実際に発注後に分かるという部分、例えば掘削したら岩が出たとか、何かコンクリート物が出たとか、そういったものに関しては当初予期せぬ部分に入っている部分なのですけれども、そちらを件数に含むとするのであれば、具体的な件数というのはちょっと今のところ手元にはございませんが、実際にそういった掘削部分に対して思っていた土質と違ったよというようなことは何度かございました。

今回その処分量に関する部分になってきますので、通常コンクリートですとかアスファルトなんていうことでありますと、ほぼ当初の予定の数量で収まる部分ではございましたが、今回処分する塗装のかすですけれども、実際橋に塗ってあった塗料が場所、場所によって多分厚さもまちまちなのかなという部分もございまして、設計でいう厚さとはちょっと違って来る部分がございます。ですので、実際に剥がしてみても、その数量というのが実際幾らなのだとということが当初の設計ではあくまでもその推定という形になってしまうのですが、設計のほうは組んでおりますが、剥がした全部の数量を処分場に持ち込んだ上で、その数量、結局車体ごとで測っていただくという形になるのですけれども、そうしないと実際の数量というのが判明しない状況でございます。変更に関しましては、通常議会さんを通さない部分であれば軽微な変更部分という形で、最終的に工期内という形の変更契約というのを結ばせてもらっています。今回の部分に関して一部そういう形で進めていたという部分もございました。

以上です。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） そうしますと、確かに土を掘削して、中身が岩だったりなんだりというのは分からないというのは私も経験しているので分かっております。今回は、橋の吹きつけ、確かに課長がおっしゃるように塗料の厚さが分からない、それも大体分かっていると思いますが、11月2日の所管事務調査において、変更するかもしれないというのを業

者の人がしゃべっていたのにもかかわらず、であれば、ほかのどこができるのだというので、大体の概算で最初に契約したときには見積りだったりなんだりで請負契約を決めたと思うのです。それがなぜできなかったのかというのをお聞かせください。まして、議決案件でありながら、私はこれ変更が終わってからではないとできないなんていうのは議会軽視だと思っています。我々議員がばかにされているのだと私は思うので、これを聞いております。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの小椋淑孝議員のご質問にお答えいたします。

当然法的な部分を絡めていけば、議会を通じて議決案件である契約の工事であるというのは重々分かっております。当然その当初設計に関しましては、推定であるというような部分のものも先ほど私が話ししましたとおり、当然出てくる部分ではあるのですが、例えば変更に関するものをさらに推定で行うというのはちょっと難しいのかなということも考えてございます。実際に最終的に落ち着いた先、数量が出た段階で再度もし変更という形になれば、それもまた同じことの繰り返しなのかなということも考えられるのかなとは思いますが、決して軽視という今言われてしまえば、私が言っている話はそう取られても仕方ない部分はあるのかなと思うのですけれども、実際に出てくる数字がどうしても割り出せないということが一番の今回の流れの一つの原因なのかなという形では考えております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 最後の再々質問させていただきます。

これは、本当に議決案件でございますので、課長が言うように細かい数字まで分からない、そう言われれば確かにそうだと私も思っております。ですが、議決案件で我々これ議会で議決、その前にもう工事は終わっていますということは、私がさっきも言いましたように我々議会は軽視されている、我々の議決案件は必要ないのだというふうに私は捉えるのです。何のために我々がいるか、私強く言うのは所管の委員長でもありますし、11月2日の所管事務のときに変更になるかもしれないというのであれば、12月に私は出てくるものと先ほどもおっしゃいましたが、出てこなかった。ですが、そのときに大体変更しそうだという話が我々先に分かっていたら、こんな強く私も言いたくないのです。でも、終わってから出すのだったら誰でもできるのです。金額がこれだけかかりました、これだけ下さい、それは議決案件ではないでしょう。町としておかしくないのですか。それを私は強く言うのです。こんなやり方をして通したら、我々議会議員が笑われると私は思っています。ですから、強く言うのです。この辺町長、最後にひとつ答弁お願いします。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋議員にお答えいたします。

湯野上橋については、繰越事業ということで、当初からそういうことで議決をいただ

いて進んでいます、また変更もやっていただきました。今回の場合は課長言うように、塗料の中身の中の処分の問題で、当初の業者から見積り取ったものとは、その業者ができないということで、その期間があると思います。ですから、その業者を探す期間もある程度あったのではないかと思っている。県内でできることになれば一番値段の安いほうで、外部出たらば輸送料から高速料とか、そういう値段の関係の請負金額の関係も出てきますし、これは国の補助事業でもやっていますので、しっかりとした対応をしなければならぬと。

それから、課長が言ったように、これ仮契約をしているのです。仮契約をして、今ここに議案を出させていただきましたので、その辺をちょっとご理解いただきたいと思うのですが、要するに今の段階では仮の契約で、道路は完成しなくても完成しても、その供用開始はできるのです、要するに。下部工の場合にちゃんと塗装を塗ればできることであって、上は通すことができるのです。これは、道路工法のほうによって、それは町長がオーケー出せばそれはできるのです。いつまでも止めているわけにいかないのに、そういう処理をしたと思いますけれども、なるだけ今後はそういうことのないように十分注意しながら、大きな工事ですので、十分注意してそのような事業の場合は対応していきますので、ご了解、ご理解願いたいと思いますが、よろしいですか。よろしく願います。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君、いいですか。

○2番（小椋淑孝君） はい。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑……7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 議長、まだ確認取れていない。二、三質問いたします。

これは、三立土建と入札行為で、競争入札でそれなりの基準を満たした人が落札するわけですが、だから積算した要するに切り抜きの積算表ありますね。それは委託業者が全部積算してやって、そして指名業者が何者か入って競争入札をやって落札というのです。ですから、この部分が増えて、一部が増えて、そうするとほかの競争指名やったほかの業者に対する要するに平等性というのは、やっぱり一部それは損なわれるのです。

それから、まず確認したいのは、磐梯町の産廃処分業者、それでそれをいわきの業者に持っていったら距離も違う。確かに物価高で、それぞれの処理単価も違ってくる。そうすると、いわきの業者に出していた処理の距離の積算、それから鉛を含む塗料の処分の量、磐梯町の業者に出していたのと、今度はいわきに出した数字、これどれだけ違っているのか、そういうこともきちっと課長はやっぱり出すべきなのです。距離が幾らになって、距離の運搬代が上がっている、あと処理の要するに物量がこれだけから、これだけ増えたため、そしてそれぞれの処分単価が違ったって、そういうものを我々出さないと、やはりまず駄目だということ。

それから、いわきの業者に持って行って、その産廃処分、要するに処分が終わったのでしょ。処分終わったから、その処分が幾らになったということが出たのでしょけれども、処分は終わっているわけです。ですから、処分が終わった後に議案を出す。そして、議会の契約やる前に指令前に着工というのは、これ明らかに法律違反なのです。指令前に着工すれば事前着工、これ認められないですと私は思うのです。だから、指令前着工とやるならば、こんな議案出すべきではないし、私は指令前着工がはっきりするならば、この案件は引込めるべきだと、本来は。過去田島町でも同じ案件があって、変更契約があって議会に出したと。ところが、議会でこれはもう終わって、もう終了していると。変更契約を出したのは終わってから出したとって、あのときはどのぐらい前だったかな、そしてその議案を取り下げた例があると聞いております。ですから、法律違反のことをやった場合には、私はこの案件は取り下げるべきだというふうに思っております。

まず、いわきの処分場に持って行って、課長、今言った距離と磐梯町に持っていった場合の距離、物量、そういった積算の量の違い、契約単価の違い、これをやっぱり明らかに出示してください。それから、処分は終わったのか、処分が終われば、終わりましたという業者からのそういう証明書出るのでしょ。そういうのが役場に来ているのかどうか。まず、その辺伺います。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

（「課長答弁する前に町長答弁」の声あり）

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 7番議員のおっしゃることも聞いていましたけれども、指令前着工ではないのですから、これ。あくまでも着工しているわけだから、指令前着工ではないです。ただ、数量だとか、請負業者が取って、そしてその請負業者がその分の処分は会津管内の業者にしましたよということは成立して、契約したわけです。ところが、やってみたら、それ処分できないということだから替えたわけだから、そこだけちょっと勘違いしないようにお願いします。指令前着工ではないのですから。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 今ほどの7番、佐藤盛雄議員の質問にお答えいたします。

まず、運搬距離に関しましては、ちょっと正確な距離という形ではないのですけれども、当初磐梯町の場合は60キロ以下という形で積算してございます。いわきの業者に関しましては114キロという計算をさせていただいております。処分量に関しましては、キログラム単価が約倍違っております。

それと、処分した量に関しましては、当初と比べまして1.2トンほど増えてございます。それで、直接工事費というのが出てくるわけなのですけれども、それに対する諸経費が上乘せという形になって計算して、先ほど一番最初に申し上げました請負額に関する増額という形の数字、金額が出ております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 今課長から答弁あったのですけれども、いいですか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 議決案件を議会で承認される前に今回の産廃処分をやったということは、やはり法律違反しないのですか。だから、その辺、法律違反したことが分かれば、我々議会で法律違反であったということは認めるわけにいかないし、その辺の認識ってどうなのですか。法律に違反しないのですか。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） それは一回契約して議決していただいた案件ですし、変更というときはどんな工事でもあるのです。岩が出たとか、コンクリートが出たとか。そういうときは変更してやりますけれども、これも同じなのです。要するに業者ができないというものは、見積りしたのだから、請け負った金額でしたのだから、業者がそこだということで見積りを出して、入札をしていただいて戻していただく、落札していただく。ところが、その業者が産廃ではなくて、それ処理できないとなったから変更を出したわけです。ですから、法律違反ではないのです、これは。あくまでも変更契約なのですから、契約の変更なのです。それを今議決案件ですから、議案として出したわけですから、それだけは理解していただきたいと。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） だから、要するに議決案件を議会の議決なしに実行するというのは、今回の増額、あれは仮契約で、正式に議会通れば印紙貼って、正式に契約書に判こを押して出すのでしょうかけれども、議決前に今回の積算した341万2,000円、1,000円の産廃処分、最終処分をやったということ、これは明らかに小椋議員も言ったように議会軽視だと。11月の所管のときも現地の説明でも磐梯町からほかに持っていかなければならない状況ということで、もう明らかになっているわけです。ですから、これは議会に対するやっぱり町長、あまり甘く見過ぎているのではないかと。だから、本来ならば12月にやるべき。だから、法律違反ではないのだね。明らかに後でまた調べて、いろんな専門家に聞いてみます。法律違反でないという断言して、後で法律違反だったなんていうことはないでしょうね。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番議員のおっしゃることは分かります。だけれども、一回契約して議決をいただいているのです。だから、変更というのはあり得るわけです、どんな工事でも。それがたまたまこの1回出した落札した業者さんが選んだ業者さんですよ。見積り取って、最初に札を入れた積算の根拠の数字だと思うのです。ただし、それが処分できないから変更しますということが申請というか、届けがあったので、それに応じてやったわけなのだけれども、その期間がかかる、探す業者が時間がかかったということ、あの道路は下部工と上部工がありますから、その部分で供用開始はできると、あくまでも通れる状態になれば。そういうことで、一般の車両は通っています。特殊車両も通っていますけれども、それは我々の、町長の管理者として、それは了解してください、

これは通すことができますから。ただ、法律の解釈は、ここで私が法律違反だとかなんだかということは、私は法律家ではありませんから答えることができませんけれども、多分そのようなことはないと思いますと私はこの席で申し上げておきます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。いいですか。

○7番（佐藤盛雄君） では、法律違反ではないのだね。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） 佐藤盛雄君、一応3回までになっているから、よろしく願います。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 仮契約前に工事完了することは違反かどうか、今調べていただくことはできますか。休憩して調べていただいても、待っていますので。

○議長（小玉智和君） それでは、暫時休憩いたします。（午後 2時44分）

○議長（小玉智和君） それでは、お待たせしました。ただいまより再開いたします。（午後 3時30分）

それでは、町執行部より答弁を求めます。

それでは、副町長、室井哲君。

○副町長（室井哲君） それでは、今ほどの件につきまして、大変お時間をいただきまして、申し訳ございません。町執行部のほうで、現在に至るまでその辺につきましては鋭意今調査をしておりますが、ちょっとまだ結論を得ていない状況であります。しかしながら、このまま時間が経過いたしますと、議案審議のほうにも影響が出てまいりますし、また完全にこれは法令違反でないという結論が出ない以上、議会の皆様にご審議いただくことは町として、これは大変申し訳ないというような考えに至りまして、今後の事務処理といたしましては、議案第18号につきましては、こちらは議案のほうを撤回をさせていただきますまして、それでこの案件についてですが、先ほど来担当課長のほうからご説明申し上げますとおり、現在進行中の案件でございます。この分の変更契約をお認めいただけないとなると、これは関係各位に影響が出てまいりますので、これは大変申し訳ありませんが、追認という形で再度本日中に議案を提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、ただいま副町長から議案についての説明があったのですが、それにいかがですか、どうしますか。

それでは、副町長、室井哲君。

○副町長（室井哲君） 大変申し訳ございません。補足をさせていただきます。

同様の議案、本日中にもう一度追認という形で審議をお願いする場合には、一事不再議というものがございまして、そちらに抵触するのかどうか、追認のほう。この辺についてもこの後調査をいただきまして、本日中に議案をご提案できるような状況であれば、

追認といたしましてご審議をお願いしたいと思います。もし一事不再議に抵触しまして、本日中に議案の再提出ができないということでありましたらば、その段階で改めてこの後の方法につきましては対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、休憩いたします。（午後 3時34分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午後 4時16分）

日程の追加

○議長（小玉智和君） ただいま町長より「議案第18号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約について」の撤回の申出がありました。

直ちにこれを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 「議案第18号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約について」の撤回

○議長（小玉智和君） 追加日程第1、「議案第18号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約について」の撤回の件を議題といたします。

1番目に、建設課長、猪股朋弘君より説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（猪股朋弘君） このたびは完全な状態での議案提出ができませんで、大変申し訳ございませんでした。説明につきましては、町長よりお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは続きまして、町長、星學君より説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいま建設課長から説明したとおりでございますが議案第18号の請負変更契約については、事務手続上、誤りのおそれがあります。また、我々説明した段階でそのようなことを申し上げましたけれども、これを陳謝しまして、取り下げまして、そしてこの議案を撤回いたします。

以上のとおりでございますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

○議長（小玉智和君） お諮りします。

ただいま議題となっております「議案第18号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契

約について」の撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、「議案第18号 橋梁補修工事(湯野上橋)請負変更契約について」の撤回の件を許可することに決定いたしました。

日程第19 議案第19号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第7号)

日程第20 議案第20号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第21 議案第21号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

日程第22 議案第22号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第4号)

○議長(小玉智和君) この際、日程第19、議案第19号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第7号)の件から日程第22、議案第22号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件までの4件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

議案第19号につきましては総務課長、湯田英幸君、議案第20号及び21号につきましては町民課長、室井節夫君、議案第22号につきましては健康福祉課長、佐藤英勝君、順次説明を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) 議案書の64ページでございます。議案第19号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第7号)でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ3億4,359万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億9,315万5,000円とするものであります。

補正の概要でございますが、別紙資料、令和4年度一般会計予算資料、こちらの縦長のものになります。下段の議案第19号資料における主要事業2つ、子育て世帯臨時給付金事業と、新型コロナウイルス感染症対策地域振興プレミアム商品券事業を計上し、そのほか事業の完了や額の確定等に伴い、今後の執行見込みに合わせて予算の整理を行うものであります。

それでは、歳入の主な補正についてご説明を申し上げます。議案書の74ページをお開きください。町税につきましては、収入見込額を精査し、予算の整理を行い、75ページの9款地方特例交付金につきましては、収入見込額の精査に伴い、136万8,000円を減額するものであります。

14款国庫支出金でございますが、2項国庫補助金につきましては総額で5,987万8,000円を減額するもので、額の確定等により、2目衛生費国庫補助金では新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金などの予算の整理を行い、3目土木費国庫補助

金では社会資本整備総合交付金事業国庫補助金であります。3,479万6,000円を減額しております。

また、5目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金236万1,000円を減額しております。

76ページをお開きください。15款県支出金でございますが、2項県補助金につきましては、総額で5,169万4,000円を減額するもので、額の確定などにより、ふくしま移住支援金給付事業補助金など予算の整理を行っております。

3目農林水産業費県補助金では、株式会社南会津高原ファームが補助金申請辞退により、産地生産基盤パワーアップ事業補助金4,665万円を減額いたしております。

7目土木費県補助金につきましては、額の確定等により予算を整理するものであります。

77ページ、18款繰入金につきましては、総額で2億2,731万2,000円を減額するもので、事業費の精査等により財政調整基金など基金繰入金の整理を行っております。

78ページ、12目下郷町特別導入事業基金繰入金につきましては、基金廃止による繰入金でございます。

21款町債につきましては、総額270万円を減額するもので、それぞれ事業費の減額に伴うものでございます。

次に、歳出の主な補正についてご説明申し上げます。79ページ、2款総務費でございますが、総額で2,161万1,000円を増額するものであります。1項総務管理費、1目一般管理費では、一般職退職手当組合負担金でございますが、負担金の額の確定により1,000万円減額するものでございます。

6目企画費につきましては、企業支援事業補助金、住宅取得支援事業補助金及び未来創生ふるさとまちづくり支援事業補助金など予算の整理を行い、8目交通対策費につきましては計画変更による会津・野岩鉄道施設整備事業における補助金の減額を行っております。

12目教育施設整備基金積立金及び14目ふるさと創生基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため積立金をそれぞれ増額するものであります。

80ページを御覧ください。2項徴税费でございますが、額の確定等により総額142万2,000円を減額するものでございます。

4項選挙費につきましては、参議院議員通常選挙の執行額確定などに伴う減額であります。

81ページ、3款民生費でございますが、総額で1,282万円を増額するものであります。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、3目老人福祉費では、額の確定等により国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金及び82ページの介護保険特別会計繰出金の整理をそれぞれ行い、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では臨時的な措置として原油価格や物価高騰による影響を緩和する目的で、満18歳未満の子供を養育する世帯に子供1人当たり2万円を給付する子育て世帯臨時給付金事業1,175万8,000円を

計上するものであります。

4款衛生費でございますが、総額で924万4,000円を減額するものであります。1項保健衛生費、2目予防費、83ページ、3目保健事業費では今後の見込額を精査し、各種委託料などの整理を行っております。

2項清掃費、1目清掃総務費では、同じく今後の見込額を精査し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を減額するものであります。

6款農林水産業費でございますが、総額で5,877万3,000円を減額するものであります。1項農業費、3目農業振興費では84ページ、一番上の歳入でご説明いたしました産地生産基盤パワーアップ事業補助金4,665万円を減額するもので、4目畜産振興費につきましては事業費の確定により、肥料高騰緊急対策事業補助金223万1,000円を減額するものでございます。

5目農地費につきましては、各種委託料、重機等借上料の整理を行っております。

2項林業費、2目林業振興費では、同じく事業費の確定により、カシノナガキクイムシ駆除委託料を減額し、85ページ、3目治山林道費につきましても施設修繕料の整理を行うものです。

7款商工費につきましては、総額で1,059万8,000円を増額するもので、1項商工費、1目商工振興費では、原油価格や物価高騰による景気低迷を防ぎ、町内における消費活動を活性化させるために、新型コロナウイルス感染症対策地域振興プレミアム商品券発行補助金1,200万円を計上し、2目観光費ではコロナ感染拡大防止のためのイベント中止による負担金の減額を行っております。

8款土木費でございますが、総額で7,933万7,000円を減額するものであります。1項土木管理費、1目土木総務費では、事業規模の縮小により、下郷町会津縦貫南道路対策協議会補助金などの予算の整理を行い、86ページ、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、事業費の確定等により委託料、工事請負費を減額するものであります。

4目橋梁維持費については、事業費の確定等により、橋梁点検業務委託料及び湯野上橋橋梁補修工事に係る工事請負費を減額するもので、これに伴い、歳入では国庫補助金及び橋梁整備基金繰入金の整理を行っております。

また、3項河川費、2目河川維持費につきましては、事業費の確定等により減額するものであります。

87ページ、5項住宅費、1目住宅管理費では、事業費の確定等により、木造住宅耐震診断者派遣事業業務委託料及び下中平団地改修工事に係る工事請負費を減額するものであります。

2目定住促進住宅建設費につきましては、事業費の確定により減額するものです。

10款教育費でございますが、総額で1,474万6,000円を減額するものであります。2項小学校費の1目学校管理費では、檜原小学校プール配管漏水改修の内容変更により1,103万8,000円の減額を行っております。

88ページに入りまして、4項社会教育費、3目文化財保護費及び4目文化財整備費では、事業の完了等により、大内宿保存整備事業補助金などそれぞれ予算の整理を行って

おります。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を減額し、整理を行っております。

最後に、70ページにお戻りいただきまして、繰越明許費でございますが、子育て世帯臨時給付金事業、水利施設等保全高度化事業（空沢堰）、林道改良事業（林道大峠線）、新型コロナウイルス感染症対策地域振興プレミアム商品券事業、道路改良事業（町道落合左走線）の5つの事業につきましては、事業の進捗状況等により、その完了が翌年度にわたる見込みとなったため、繰越明許費を設定し、令和5年度に繰り越すものであります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） 続きまして、議案第19号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第7号）のうち、子育て世帯臨時給付金事業についてご説明を申し上げます。

別紙の資料になりますA4の紙1枚になりますが、お手元にご準備のほうをお願いしたいと思います。先ほどご説明がございましたが、まずこちらの給付金の目的でございます。近年の原油価格の高騰や物価高騰を受けまして、臨時的な措置といたしまして、子育て世帯に対し、給付金を支給することにより、その影響を緩和することを目的としております。

対象者でございますが、令和5年4月2日を基準日といたしまして、町の住民基本台帳に登録されました満18歳未満の方を対象といたしまして、人数につきましては580名を見込んでおります。

支給金額につきましては、お子様お一人当たり2万円を支給することとしております。

事業費につきましては、給付金本体の補助金1,160万円に、事務費といたしまして消耗品、郵便料、口座振込手数料の合計15万8,000円を加えまして、総額1,175万8,000円を計上しております。本事業につきましては、先ほどご説明がありまして、令和5年度に繰越しをさせていただきまして、執行させていただく予定とさせていただいております。

次に、今後の予定になりますが、令和5年5月頃に対象者となります保護者に申請書を発送させていただきまして、順次申請があり次第、振込による給付金の支給をさせていただきたいと考えております。申請期限は令和6年の3月8日を予定しております。

以上、子育て世帯臨時給付金事業につきましてご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 間もなく午後5時、本会議終了の時間となりますが、このまま会議時間を延長し、会議を続行したいと思います。ご協力お願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） 続きまして、町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） それでは、議案書の90ページをお開きください。議案第20号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280万7,000円を増額し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,972万6,000円とするものでございます。

初めに、議案書の96ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。3款県支出金、1項県補助金、2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、1節子どもの医療費助成事業市町村国保支援事業補助金ですが、補助金額が確定したことに伴いまして、2万4,000円の減額補正となります。

次に、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は、1節保険基盤安定繰入金の保険税軽減分が93万8,000円の増額、2節保険基盤安定繰入金の保険者支援分が29万3,000円の減額、3節未就学児均等割保険料繰入金が8万7,000円の増額、5節出産育児一時金等繰入金が28万円の増額、6節財政安定化支援事業繰入金が21万9,000円の増額、7節その他一般会計繰入金が159万6,000円の増額で、合わせまして282万7,000円の増額補正となります。

次に、8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国民健康保険災害臨時特例補助金、1節国民健康保険災害臨時特例補助金ですが、これは東日本大震災の被害者の転入者1名の方が保険料減免分の国からの補助金となっております4,000円の補正計上でございます。歳入につきましては以上となります。

次に、歳出について説明いたします。98ページを御覧ください。2款保険給付費、1項療養諸費、4項出産育児諸費、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、2項後期高齢者支援金等分としてと3項介護納付金分につきましては、財源内訳の補正となります。

次に、99ページを御覧ください。8款予備費、1項予備費、1目予備費、29節予備費ですが、歳入歳出の調整によります補正となります280万7,000円の増額補正となります。

国民健康保険特別会計の補正予算説明は以上でございますが、こちらの補正につきましては、去る3月2日開催の令和5年第1回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして、適当である旨の回答をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、議案書の100ページをお開きください。議案第21号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,048万7,000円にするものでございます。

初めに、議案書106ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金、1節保険基盤安定繰入金は36万3,000円の増額補正となります。

次に、歳出について説明いたします。107ページを御覧ください。2款後期高齢者医療広域連合納付費、1項後期高齢者医療広域連合納付費、1目後期高齢者医療広域連合納付費、18節負担金、補助及び交付金でございますが、事業確定により後期高齢者医療広域連合会への負担金として36万3,000円の増額補正となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） それでは、議案第22号 令和4年度下郷町介護保険特別会

計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書108ページを御覧ください。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,951万4,000円とするものでございます。

109ページから113ページまでは総括でございますので、省略をさせていただきます、歳出について先にご説明をさせていただきます。116ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、12節委託料でございますが、第9期介護保険事業計画策定のための基礎資料となります日常生活圏域ニーズ調査に関する業務委託でございますが、事業費の確定に伴い30万8,000円を減額計上しております。

次に、1款総務費、3項介護認定審査会費、1目認定調査等費でございますが、認定時の主治医意見書に係る経費となります11節役務費を90万2,000円、同じく認定調査を外部に委託した際の経費となります12節委託料を77万1,000円、それぞれ見込み料の精査に伴いまして、減額計上するものでございます。

次に、5款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、7節報償費でございますが、介護予防教室等の講師への謝礼金で、見込み料の精査により117万7,000円を減額計上しております。

次に、10款予備費でございますが、財源調整のため27万1,000円を増額計上しております。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。114ページにお戻りをいただきたいと思えます。3款国庫支出金から7款繰入金までの各款に計上されております地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に係る交付金と繰入金でございますが、先ほど歳出でご説明いたしました介護予防教室等の講師謝礼金の減額に伴いまして、それぞれの負担率を乗じまして減額計上とさせていただきます。

次に、最下段になりますが、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金でございますが、こちらも先ほど歳出でご説明いたしました計画策定業務委託料及び認定調査に係る経費の減額に伴いまして、1節職員給与等繰入金を30万8,000円、2節事務費繰入金を167万3,000円、それぞれ減額計上するものでございます。

以上、議案第22号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 一般会計補正予算のほうで質問させていただきます。

85ページ、商工費、新型コロナウイルス感染症対策地域振興プレミアム商品券発行補助金ですが、当初予算に今回入っていないので、どこへ行ったのだろうと思ったら補正予算のほうに上がっていました。これなぜ補正で上がったのか、その理由を最初にお聞かせください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの2番、小椋議員の質問にお答えいたします。

今回の1,200万円の事業でございますが、令和4年度補正予算で組ませていただいた内容としましては、財源における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の性質によるものでございます。この財源に頼った中身で事業を編成したために、令和4年度中に予算を編成する必要がございました。議員の言われますとおり、当初は令和5年度の策定を考えておりましたが、財源の性質上でそのようにさせていただいたということでご理解ください。

以上です。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 令和4年度の補助金を使うので、補正予算を組んだというのは致し方ないと思うのですが、このプレミアム商品券につきましては、商工会のほうで実施されていると思います。令和4年度、3回やりましたよね。12月補正でたしかのせて販売した分に関しましては、私が聞いたところ、やはり1回目、2回目購入した人は買えない。それで、結構売れ残って、商工会のほうで事業者を回りまして、何とか買っていただいた経緯があるというのを聞いております。どうしても3回目をやらなくてはいけなかったのかって、正直私ちょっと思っています。でも、その予算があるから何とか商工会では売り切らなければいけない、それで事業者を回りまして、みんな買ってもらったという話を聞くと、無理無理やらなくてもよかった事業なのかなって、正直私思っています。今回は、令和4年度の新型コロナの補助金を使うのでのつけた補正、これは令和5年度に繰越明許費で回っていますので、令和5年の事業になりますが、今後こういうことに当たって、売れ残ったものが無理無理事業者で販売して何とか完売なんていうやり方では、町民ちょっと納得しないのかなと思うので、その辺のことは考えて今後予算編成をよろしくお願ひしたいと思ひます。こちらは要望ですので、答弁はよろしいです。

○議長（小玉智和君） ありがとうございます。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） まず、議案書の76ページ、一般会計の補正の関係で産地生産基盤パワーアップということで昨年の9月の議会で議決されました。要するに県からの補助金、それを町をただ通過して同額を業者に補助するということで4,650万円、これ南会津高原ファームがパイプハウスを全部で5棟造るということで、資材代として9,330万円ということで予算をつけて、その半額を県の補助をもらうということのようでしたが、せっかくこれだけなかなかやる気があっていいなと思ったのですが、これが満額減額されたという理由。それと、結局予算措置をしなかったけれども、事業を独自の自主財源でやったという話もちらほら聞いたのですが、その辺のその後の経過について教えていただきたいと思ひます。

それから、先ほど小椋議員からもありました85ページの新型コロナウイルス感染症対策でプレミアム商品券の発行についてですが、85ページですか、1,200万円、これは地方創生臨時交付金からの拠出ということで、もちろん年度内消化しなければ国に戻さなければならぬということで、やむなく繰越明許で繰り越して次年度に使うということでございます。

すが、1,200万円。昨年は、地方創生臨時交付金から3回プレミアム商品券を発行して、10万円買ったり、5万円買ったりと、3回目がなかなか売れなかったということでございますが、要するに5万円とか10万円というお金をぼんと出せる人は買うけれども、若い人たちはなかなか買えなかったというような、そういう批判も一部耳にしております。

そして、その中で今回さらに繰越明許で5年度に向けての1,200万円をやるということは、果たしていかがなものか。私は、この地方創生臨時交付金でしたらば、例えば低所得者にもう少し1,200万円相当の分をやはり交付するとか、そういう人のほうが町民の福祉のためには役立ったと私は考えるのです。ですから、この1,200万円を予算化して、商工会で当然売り出してしもごろカードで対応するのですけれども、そうすると買う人というのは限定されるのです。ですから、お年寄りとか、あるいは一遍に払えないという人はなかなか手が出しづらいと。ですから、そういうお年寄りとか買えないという人は、どっちかといえ、なかなか一度に金を出させないということで、生活にゆとりがない人とか、あるいはそんなことを言うと大変失礼な話ですが、そういう方が多いのかなど。ですから、そういう方にやはり給付する、コロナ対策でいろんな意味で大変だった、あるいは働く場がなくなったり、そしてなかなか大変だという人、かなりおると思うのです。ですから、やはりこの1,200万円はそういう人に使うべきだったと私は考えているのですが、その辺の考え方はどうだったのかということでお聞きします。

それから、歳出の79ページの総務費の企画費、この中で1,474万7,000円減額されております、補助金で。そうすると、それぞれの科目でかなり減額されておりますが、それぞれ企業支援事業補助金を含めて6件あるのかな、それぞれ当初の予算に対して実行された額、比率、要するに残高がかなり残っているのです。その辺が実際に実行された金額と比率ってどうなっているのか。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

それでは、農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えします。

議員のおっしゃいました産地生産基盤パワーアップ事業補助金ということで県の補助金がありまして、そのまま事業者への給付金という形で補助金を出しております。おっしゃるとおり、事業の半額につきましたの計上となっております。4,665万円が県補助金として上がってしまして、その後農業費の産地生産基盤パワーアップ事業補助金ということで、こちら落としておりますが、補助金の取下げという形でこちらのほうは減額となっております。おっしゃるとおり、南会津高原ファームの補助金となっております。取下げの理由としましては、まず自社の営業計画では自己資金での資金繰りのめどが立ったということが1つ、それから補助金を使用すると、計画的に制約を受けることにより自己資金の使用としましたということと、あと補助金から支給まで若干期間がかかってしまったということで、その後のスケジュールがちょっと遅れてしまうために、その辺を検討した結果、自己資金としたということが主な理由となっておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいま7番、佐藤盛雄議員の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源における事業の展開についてでございますが、令和4年度につきましては、佐藤議員がおっしゃっておりました貧困層への対応での物価高騰対応緊急給付金事業等、あとは子育て支援事業としまして、学校給食費補助事業や子育て世帯臨時給付金事業を展開してまいっております。今回令和4年度の事業ではございますが、3月補正で組んだ中身ではございますが、実質令和5年度の執行という形で事業展開となりますので、令和4年度の補正ではあります、実施は5年度という解釈でよろしくお願ひしたいと思います。

（「使い道がもっと考えられなかったのか」の声あり）

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 今の質問にお答えいたします。

先ほど申しました物価高騰対応緊急給付金事業、そのほか県の単独事業でも貧困層への補助事業が実施されております。そのような内容を踏まえまして、今回の予算編成となっておりますので、一応全体のバランスとして捉えて、町と国、県、それぞれのバランスを考慮に入れまして、精査していただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

79ページにございます企画費の補助金の精査に係る数字でございますが、上のほうから申し上げます。住宅用太陽光発電システム設置費補助金ということで、当初60万円計上しております、実績が2件、24万円の差引き36万円の減ということで、ちょっとパーセントは申し訳ございません、数字だけ申し上げます。次の企業支援事業補助金につきましては、当初236万円に対しまして、実績零件の236万円の減ということです。空家等除却支援事業補助金につきましては、当初200万円に対しまして1件50万円の実績がございまして、150万円の減でございます。住宅取得支援事業補助金につきましては、当初460万円に対しまして、1件130万円の該当者がおりまして、330万円の減となっております。未来創生ふるさとまちづくり支援事業補助金でございますが、こちらは当初500万円に対しまして37万3,000円、1件の該当地区がございまして、申請地区がございまして、262万7,000円の減です。最後に、下郷町移住支援金に関しましては260万円の予算に対しまして、該当零件の260万円の減という形になっておるところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 南会津高原ファームに関しましてのパワーアップ事業、南会津高原ファームというのは、現在県内のスーパー、ヨークベニマルやリオン・ドールに生鮮野菜を納入している、要するに農業者としての優良企業となっております。昔、前社長の頃に一時大変な時期がありまして、ストーンクラッシャーを導入して、貸し出しして、終わったときにはもうほとんど使い物にならない、壊れたままで返却したというような、それでそれを処分したということで、あの頃は何かやっているのだという

ようなことで私は考えていました。その後の企業努力で大分業績が回復して、今では優良企業と見られています。ですから、こういう事業を導入することによって、さらに企業規模を行って、下郷町の雇用を増やすことができるということで期待しておりました。自社から県の補助事業を撤回したということですので、それは自己責任だからやむを得ない、町の責任ではないのですが、残念であります。今後、要するに優良企業ですので、町の農業再生協議会等でそういったやる気のある農業者に対して何らかの今後補助事業関係でできることがあれば、そういうものはやっぱり今後検討すべきだと思っておりますが、その辺1点だけお伺いします。

それから、商工費の中のプレミアム商品券、町や国、県のバランスを見て対応したということですが、要するに新型コロナによるいろいろな経済の状況によって地方創生臨時交付金が国から交付されるわけですが、これ臨時交付金、トータルで4年度幾ら来たか、そして予算化して対応して使ったのはどれぐらいなのか。これ1,200万円対応すれば国からの交付金ゼロになったのか、その辺いかがでしょうか。

それから、私の言ったことは、これはそうあるべきだという私の考えですので、町の考え方でそうやったのだから、それは致し方ないことだと思っております。

それから、79ページの企画費に関しましては、いろいろなメニューをそろえて、いいことはいっぱいやるのですが、これなかなか課長、手を挙げる人って少ないのですね。だけれども、ゼロ件でも今後手を挙げてもらう人も多くなるように、やっぱりメニューを出していかないといけないですので、これはなかなか実際にそれに手を挙げて、そこに応募するという人は少ないかもしれないけれども、メニューとしてはいいことですので、これからこういうメニューがありますということをやっぴりいろんなネットとか、あるいは町のホームページとか、いろいろなものを使って広く認知されるような努力、これをやるべきだと思います。その件、よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

それでは、農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君） ただいま7番、佐藤盛雄議員から貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。県、それから先ほど言いました下郷町農業再生協議会等々の支援策等を、よりよい支援策という形で検討していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは続きまして、総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいま令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額、4年度ということでございますが、全部で交付決定額は1億6,311万8,000円になっております。その中で、今回3月補正まで予算編成しました積算は1億5,878万1,000円でございます。残りの433万7,000円につきましては、本省繰越額として令和5年度で予算編成をしていく予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

- 総合政策課長（玉川武之君） 7番議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。
- 先ほどの企画費の補助メニューでございますが、こちらは県と連動しているメニューもございますし、単費のメニューもございます。当然いろんな形でご利用いただいて、申請の要件はそれぞれございますので、それを満たしている方には当然申請いただきたいと思っています。
- なお、おっしゃるとおりにネットなり、ホームページなり、それは今後も広く周知していかなくてはいけないと思いますので、ご指摘ありがとうございます。今後も努めてまいりたいと思います。
- 議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。いいですか、これで。
- 7番（佐藤盛雄君） はい、いいです。
- 議長（小玉智和君） 答弁漏れはないですね。
- 7番（佐藤盛雄君） はい。
- 議長（小玉智和君） そのほかございますか。
（「なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第19号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第7号）の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第20号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第21号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第23号 令和5年度下郷町一般会計予算

日程第24 議案第24号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計予算

日程第25 議案第25号 令和5年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第26 議案第26号 令和5年度下郷町介護保険特別会計予算

日程第27 議案第27号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

日程第28 議案第28号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（小玉智和君） この際、日程第23、議案第23号 令和5年度下郷町一般会計予算の件から日程第28、議案第28号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算の6件を一括議題といたします。

以上6件につきましては、3月9日の本会議において予算特別委員会に付託され、その審査の結果が委員会報告書として提出されております。

お諮りします。委員長の報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

予算特別委員会委員長の報告は省略することに決定いたしました。

それでは、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和5年度下郷町一般会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 令和5年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 令和5年度下郷町介護保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 令和5年度下郷町簡易水道事業特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 令和5年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議員提出議案第2号 下郷町議会会議規則の一部を改正する規則の設定について

○議長(小玉智和君) 日程第29、議員提出議案第2号 下郷町議会会議規則の一部を改正する規則の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第2号 下郷町議会会議規則の一部を改正する規則の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 議員提出議案第3号 下郷町議会の個人情報の保護に関する条例の設定について

○議長(小玉智和君) 日程第30、議員提出議案第3号 下郷町議会の個人情報の保護に関する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第3号 下郷町議会の個人情報の保護に関する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 議員提出議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

○議長(小玉智和君) 日程第31、議員提出議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 議員派遣の件

○議長(小玉智和君) 日程第32、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。本件につきましては、発議の朗読を省略し、お手元に配付してごさいます発議のとおりであります。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件につきましては、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件につきましては、発議のとおり決定いたしました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第33 閉会中の継続審査申出について

○議長(小玉智和君) 日程第33、閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長からお手元に閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、朗読を省略し、お配りの発言にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件につきましては、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査申出の件は、発議のとおり決定いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。(午後 5時29分)

○議長(小玉智和君) それでは、再開いたします。(午後 6時20分)

日程の追加

○議長(小玉智和君) それでは、お諮りします。

町長より追加議案が提出され、皆さんのお手元に配付されております。これは、先ほど開催されました議会運営委員会におきまして議題とする旨の協議がなされ、了承されております。したがって、町長提案理由の説明の件、橋梁補修工事(湯野上橋)請負変更契約について(追認)の2件を日程に追加し、議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、町長提案理由の説明の件、橋梁補修工事(湯野上橋)請負変更契約について(追認)の件を直ちに日程に追加し、議題といたします。

追加日程を配付いたします。

(資料配付)

○議長(小玉智和君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 配付漏れなしと認めます。

追加日程第2 町長提案理由の説明

○議長(小玉智和君) 追加日程第2、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 議案第18号で協議していただきました結果、取り下げたということでご了解いただきまして、本当にありがとうございます。それで、なお議案第29号、追加認定において提案理由の説明をしたいと思っております。

当該工事請負契約について、当初産業廃棄物処理を磐梯町の業者に予定しておりましたが、この業者から受入れ困難との連絡により、県内で唯一受入れ可能ないわき市の業者へ搬出することについての変更契約を締結するため、改めて議会の議決を求めるものでございます。

今回の追認議案の提出になりましたことは、事務処理に当たり、関係法令等の確認を欠いていたことが原因であり、町民の皆様並びに町議会の皆様に深くおわびを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

追加日程第3 議案第29号 橋梁補修工事(湯野上橋)請負変更契約について(追認)

○議長(小玉智和君) 追加日程第3、議案第29号 橋梁補修工事(湯野上橋)請負変更契約について(追認)の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本件について説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長(猪股朋弘君) 議案第29号 橋梁補修工事(湯野上橋)請負変更契約について(追認)についてご説明申し上げます。

先ほどより湯野上橋に関します補修の請負変更という契約につきましても、契約金額を4億3,230万円を4億3,572万1,000円に増額変更いたしたく、また提案理由の要旨といたしましては、今回の当該工事請負につきましても、産業廃棄物処理の業者を磐梯町に予定しておりましたが、受入れが困難という連絡により、県内でも唯一搬入可能ないわ

き市の業者に搬出することについて変更契約を締結するために改めて議会の議決を求めるものでございます。今回追認議案となりましたことは、事務処理に当たりまして、また工事担当課としましても関係法令等の確認等を欠いていたことが原因でございまして、町民の皆様並びに議会の皆様に対しまして深くおわびを申し上げます。

以上です。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 3つばかりご質問申し上げます。

追認で議案提出されましたが、今回事務処理に当たり、関係法令の確認を欠いていたという文言になっていますが、要するに法令違反であるという事実は、これは消えないわけですね。その辺の確認。

それから、この責任の所在ってどこにあるのか。

それから、業者に対する行政指導を行うのか、行わないのか。そして、行ったとすれば、例えば改善命令を出して、業者からそれに対する回答があって、そして嚴重注意とか何かの措置をして対処するということをなされるのかどうか、その3点についてお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤盛雄議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、法令違反ではないのかという確認をしたいということですが、県等の指導機関のほうに問い合わせ、まだその返答がございません。まだ回答はされていませんので、時間は必要なのですが、また次の責任の問題については、それがしてから責任を感じます。ただ、今の現在段階でこの責任を誰が取るのかといたら、やはり町長しかいないのです、これは提案したのだから。事務处理的には間違っていますということは今確認をしていますので、その辺は理解いただきたいと。

それから、業者の指導についても、その指導機関である県のほうからの確認を得てからの判断を私は指名委員会にかけたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） だから、明らかに法令違反とすれば、やはり議会人として法令違反の事実ということが今のところは確認できないというのですけれども、もし法令違反であったものを我々議決するということは、要するに目をつむるということです。ですから、法令違反に対しては、やはり議会では議会人としてそれを追認するわけにはいかない。だから、今のところ分からないということですが、現時点では、私はこれを議会人としてよしとするわけにはいかない考えです。

以上です。

○議長（小玉智和君） それに対する答弁はありますか。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番議員のおっしゃるとおり、それは当然だと思います。しかし、この

湯野上橋は既に供用開始でなくて、町の道路として、橋梁として通行しているわけですから、これをストップするわけにはいかないのです。ですから、それは認めていただくということにして、法令違反か違反でないかというのは次の段階のときに結論が出ますので、そのときに判断をしたいと思います。責任の問題と業者指導の関係については、そのように理解していただければと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） ただいま町長から答弁あったのですが、7番、佐藤盛雄君、いいですか。

佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） これから質疑の後、討論、それから採決するわけですが、これに対して私は否とはしませんが、この採決に加わらない。よって、議長、私は退出します。お認めください。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君からただいまそのような申出がありました、それに対して……

○7番（佐藤盛雄君） 審議拒否ではなくて、私は自主的に退席します。議長、お認めください。認めるか、認めないか、議長の判断。

○議長（小玉智和君） 採決には7番は入らないということですね。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 先ほど議会運営委員会を開いたわけでしょう。そこで、この追認の議案が了解されたわけです。それここでまだ認めないとか、認める、これ何ですか。議会運営委員会の役目を果たしていないではないですか。私は、最後には賛否両論で議決してほしいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） ただいま湯田純朗議員から議運の関係の今ちょっと申出があったのですが、そのほか皆さんご意見ありますか。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 採決をお願いします。十分やっているのですから、あとはいいか悪いかですから、採決を求めます。

○議長（小玉智和君） ただいま8番、湯田純朗君から、この案件につきまして、よいか悪いかというようなお話が出ましたが、皆さんいかがでしょうか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 私から一言、追加議案として議運を開かせていただいて、議運が通ったから今ここの議案書が出ています。今議案に対する質問を行っております。7番、佐藤盛雄議員から町長に関する責任どうするのだと、町長は県のほうの指導がまだはつきりしていないので、向こうの指導が出てから責任取るというふうに私捉えたのですが、町長、それでよろしいですね、私の言い分として。これに対する今質問時間ですので、これに対して質問して、この後採決になるという私は流れで捉えていますので、その確認。町長に対してちょっと今質問として、後から責任を取るのかというのだ

け、1つお聞かせください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 先ほど7番議員からも質問のときに申し上げましたので、違反か、違反でないかというのは今上部機関に問い合わせして確認しているところですので、その結果を持って、もちろん提案者が町長ですから、その責任は負いますから。

あと業者についても指名委員会でもって決定していただくということですので、ご理解ください。

○議長（小玉智和君） いいですか。

○2番（小椋淑孝君） はい、大丈夫です。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約について（追認）の件を採決いたします。

（「議長」の声あり）

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 私は、この案件について法令違反かどうか、まだ審議未了ということで、はっきりしていないということで、だから万が一、法違反であれば、やはり議会人としてそれを認めるわけにはいかないということで、私は採決を辞退して退席します。お認めください。

○議長（小玉智和君） 少々お待ちください。

ただいま7番の佐藤盛雄君から退室するというような意見が出たのですが、私はやはり責任がありますので、ここは退室しないでよろしくお願ひしたいなということでございます。

（何事か声あり）

（佐藤盛雄議員 退室）

○議長（小玉智和君） それでは、議案第29号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負変更契約について（追認）の件を採決いたします。

この採決は起立にて行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（小玉智和君） 賛成多数でございます。ありがとうございました。

それでは、起立多数でありましたので、本案は原案のとおり可決されました。
以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会とすることに決定いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

令和5年第1回下郷町議会定例会を閉会といたします。(午後 6時46分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月20日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員